

# はだの 2030 プラン 秦野市新総合計画案

## 基本構想

【令和 3 年度(2021 年度)～令和 12 年度(2030 年度)】

## 基本計画

【令和 3 年度(2021 年度)～令和 7 年度(2025 年度)】

令和 2 年(2020 年)12 月  
政策部総合政策課

目 次

■ 序 論

1 策定に当たって	3
2 総合計画の役割と基本的な考え方	3
3 計画の期間と構成	4
4 社会潮流と基本的な策定の視点	5
5 P D C A サイクルによる計画のマネジメント	8

■ 第1部 基本構想

第1 基本構想の位置付け及び役割	9
第2 まちづくりの基本理念及び都市像	9
第3 都市像実現のための基本目標	10
第4 基本構想の目標年次	11
第5 人口規模	11
第6 行財政運営の方針	11
第7 土地利用の基本方針	12
第8 公共施設再配置の方針	13

■ 第2部 計画の基礎指標（前提となる基礎条件）

1 人口の推移と見通し	14
2 土地利用	16
3 財政の状況	17
4 公共施設の状況	22

■ 第3部 基本計画

第1 リーディングプロジェクト（先頭に立って導く事業）	24
第2 施策大綱別(分野別)計画の体系	27
第3 施策大綱別計画の概要	29
第1編 誰もが健康で共に支えあうまちづくり	30
【健康・福祉・子育て】	
第1章 健康で暮らせる環境づくりの推進	31
第2章 誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現	38
第3章 若い世代の結婚と出産・子育ての希望をかなえる社会環境づくりの推進	45
第2編 生涯にわたり豊かな心と健やかな体を育むまちづくり	52
【教育・文化・スポーツ】	
第1章 子どもたちの生きる力を育む教育環境づくりの推進	53

第2章 生涯にわたり学び生かす環境づくりの推進	60
第3章 豊かな市民文化と平和意識を育む環境づくりの推進	63
第4章 生涯にわたりスポーツを楽しめる環境づくりの推進	68
第3編 名水の里の豊かな自然と共生し安全・安心に暮らせるまちづくり	72
【環境・農林業・安全・安心・上下水道】	
第1章 環境と共生する快適な暮らしの確保	73
第2章 地域特性を生かした都市農業の振興	83
第3章 持続可能な森林整備と里山林の保全	87
第4章 市民の生命と暮らしを守る安全・安心な生活環境づくりの推進	91
第5章 安全・安心な上下水道の持続	100
第4編 住みたくなる訪れたくなるにぎわい・活力あるまちづくり	106
【にぎわい・活力】	
第1章 暮らしやすく活力ある都市機能の維持・充実	107
第2章 多くの人々が訪れたくなる観光の振興	113
第3章 地域に根ざした活力ある工業の振興	118
第4章 魅力とにぎわいのある商業の振興	122
第5章 良好な住環境の創出	126
第5編 市民と行政が共に力を合わせて創るまちづくり	130
【市民と行政のパートナーシップ】	
第1章 協働による地域運営の推進	131
第2章 市民に信頼される持続可能な行財政運営の推進	137
第4 地域まちづくり計画	
1 計画の位置付け・役割	147
2 計画の意義等	147
3 地域区分と主な内容	147
4 地区別地域まちづくり計画	149
【本町地区】	149
【南地区】	151
【東地区】	153
【北地区】	155
【大根地区】	157
【鶴巻地区】	159
【西地区】	161
【上地区】	163

## ■ 序 論

### 1 策定に当たって

本市を取り巻く社会環境は、本格的な人口減少、少子・超高齢社会の到来や、さらなる情報化の進展、地震、風水害などの大規模自然災害への備えなど、複雑かつ専門化・多様化しています。加えて、新型コロナウイルスの感染拡大により、社会全体の様々な課題・リスク・取組みの遅れが浮き彫りになり、その対応を踏まえ、行財政運営は一層厳しさを増すことが想定されます。

一方で、令和3年度以降、新東名高速道路の開通に伴う2つのインターチェンジとサービスエリアの供用開始など本市が飛躍する絶好の機会を迎えようとしています。

こうした背景を踏まえ、豊かな自然と積み重ねられた歴史・文化という強みを大切に守り、生かし、引き継ぎながら、市民力、地域力、職員力を結集し、「市民一人ひとりが自分らしく輝き未来を描くことができる計画」とします。

### 2 総合計画の役割と基本的な考え方

#### (1) 役割

総合計画は、まちづくりの基本理念や将来都市像を掲げ、これを実現するための基本政策や諸施策の基本的な方向を示すもので、市民と行政の適切な役割分担のもと、協働・連携し、総合的かつ計画的に市政を推進するための指針となる計画です。

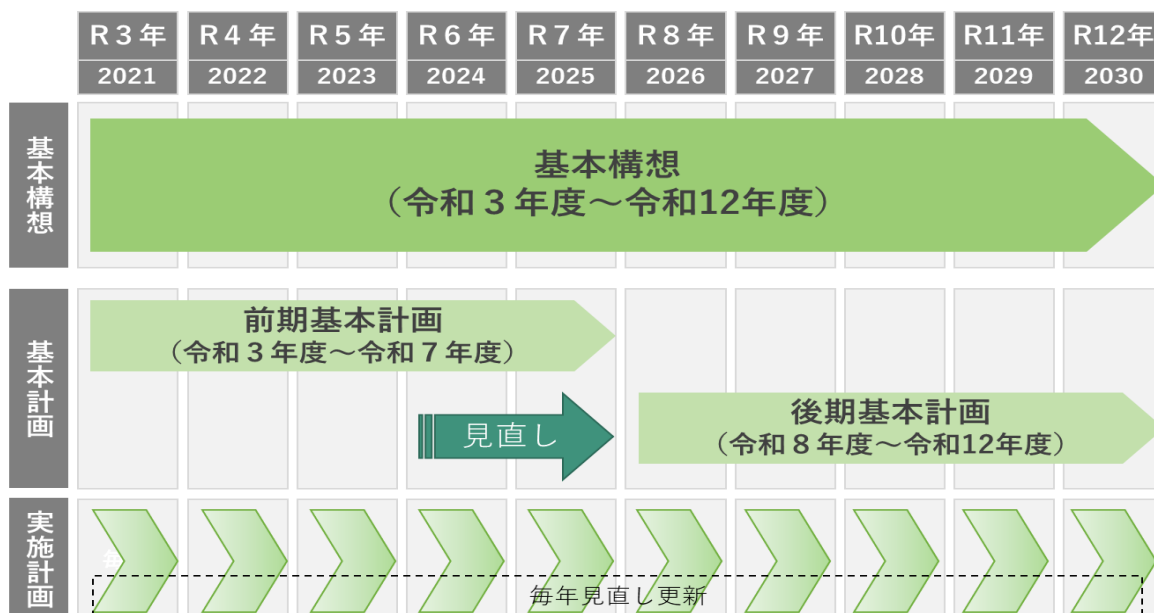
#### (2) 計画策定に当たっての基本的な考え方

- ア SDGs<sup>(※1)</sup>の理念を踏まえた持続可能なまちづくりを目指した計画
- イ 多様な主体との協働・連携を踏まえた計画
- ウ 本市の資源と市内8地区の特性を生かした計画
- エ 事業の創造・縮充の視点を取り入れた計画
- オ 財政推計と連動した計画
- カ 現行計画の評価を反映させた計画
- キ 実効性を確保した計画

※1 SDGs…Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称のことで、平成27年（2015年）の国連サミットで採択された17のゴール・169のターゲットで構成する世界共通の目標

### 3 計画の期間と構成

総合計画は、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間のまちづくりの方向性を示す「基本構想」と5年間の具体的施策や事業内容を示した「基本計画(リーディングプロジェクト・施策大綱別計画・地域まちづくり計画)」、単年度ごとの「実施計画」の三層構造で構成します。



#### (1) 基本構想

まちづくりに対する普遍的な基本理念のもと、本市が目指す望ましい都市像とこれを実現するためのまちづくりの基本的な方向を示す目標を定めるものです。

【目標年次 令和12年度(2030年度)】

#### (2) 基本計画

##### ア 施策大綱別(分野別)計画

基本構想に基づき、施策の大綱を具体的に推進するための基本的施策を総合的・体系的に示し、行政施策展開の指針とするものです。

計画期間 前期：令和3年度～7年度、後期：令和8年度～12年度

##### イ 地域まちづくり計画

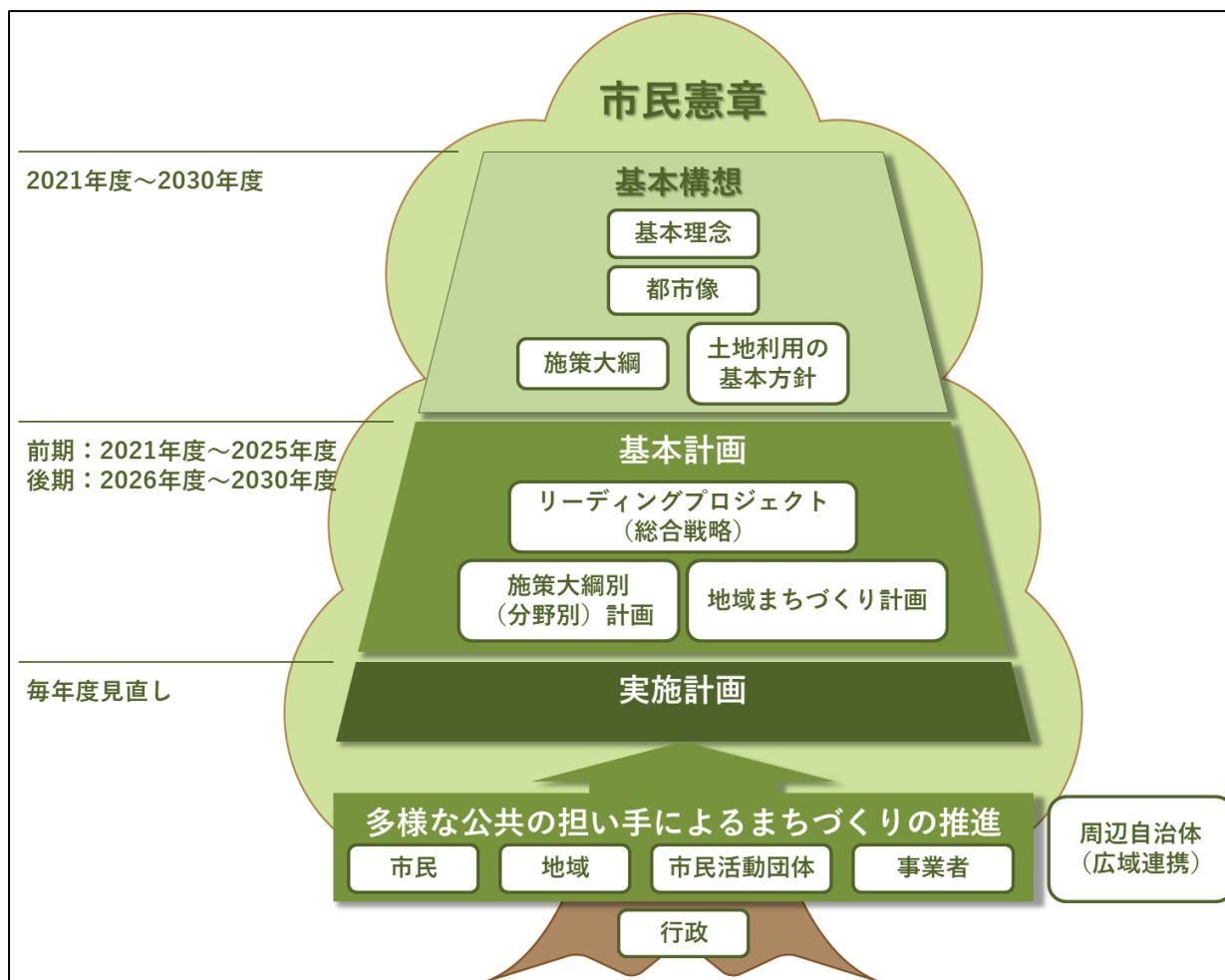
地域の目指すまちの姿を掲げ、市民一人ひとりが地域に愛着を持ち、地域の個性や魅力を生かしたまちづくりを市民と行政が協働・連携して進めるための指針とするものです。

計画期間 前期：令和3年度～7年度、後期：令和8年度～12年度

#### (3) 実施計画

基本計画に定める基本施策を計画的に推進するため、都市づくりの骨格となるハード事業やリーディングプロジェクトに掲げる主要事項等について定めます。

## (4) 計画の構成



## 4 社会潮流と基本的な策定の視点

## (1) 急速に進む人口減少、少子・超高齢社会への対応

わが国では、令和という新たな時代を迎え、出生数の急減や間もなく団塊世代が後期高齢者となる75歳を迎えるなど、人口減少、少子高齢化がさらに進んでいくことを踏まえ、全ての世代が安心して暮らすことのできる全世代型社会保障制度の仕組みづくりを進めています。

人生100年時代の中、年齢や性別によらず、誰もが生きがいを持ち、共に支えあいながら安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けた持続可能なまちづくりへの転換が求められています。

また、外国籍市民との異文化交流や相互理解を進め、地域における多文化共生を推進していくことも求められています。

本市においても、国が掲げる、「将来にわたる活力ある地域社会」の実現に向け、結婚・出産・子育ての希望をかなえ、多様な人が集い、安心して暮らすことのできる魅力的な地域づくりなどの総合的な施策の展開を図り、時代の変化に的確に対応していく必要があります。

## (2) ICTの進展への対応

人口減少による地域経済の縮小に伴い、税収減が懸念されることに加え、高齢化の進行により社会保障費の増加が見込まれるなど、地方自治体の行財政運営は厳しさを増していきます。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、行政のデジタル化の遅れや東京一極集中のリスクも浮き彫りになったものと指摘されています。

今後、生産年齢人口の減少に伴い、全国的に労働力人口が減少する時代へと向かって行く中、国では新たな未来社会である Society5.0<sup>(※1)</sup> の実現を目指しており、行政に対してはその取組みの一つとして、AI<sup>(※2)</sup>、IoT<sup>(※3)</sup>、RPA<sup>(※4)</sup> などのICTを活用したスマート自治体への転換を求めており、市民生活の分野においては、新たな日常の創造に向け、デジタルトランスフォーメーション<sup>(※5)</sup> を推進することとしています。

本市においても、新たな日常を見据えた中で、新技術を積極的に活用し、市民サービスの向上をはじめ、職員の働き方改革や施策立案への活用など、効率的で持続可能な行財政運営を図っていく必要があります。

## (3) 暮らしの安全・安心への対応

東日本大震災以来、近年では熊本地震や北海道胆振東部地震などの大地震に加え、西日本豪雨や令和元年の台風 19 号などの異常気象に伴う記録的な風水害の発生により、大規模自然災害への対応が求められています。

また、子どもが巻き込まれる犯罪や高齢者に対する特殊詐欺などによる被害を防止するため、防犯意識の啓発や地域における防犯活動の推進なども求められています。

さらに、新型コロナウイルス感染症が世界的に大流行する中、わが国においても緊急事態宣言の発出やイベントの開催が制限されるなど、社会的・経済的な影響は甚大なものとなっていることから、安全・安心な暮らしへのニーズは一層高まっています。

本市においても、市民の幸せな暮らしの実現に向け、安全・安心を基本としたまちづくりへの取組みを強化する必要があります。

## (4) 地球規模の環境問題への対応と循環型社会の構築

経済発展や技術開発に伴い、私たちの生活が物質的に豊かで便利なものとなった一方、その生活を享受することにより、地球温暖化などによる気候変動や廃棄物の大量発生など、人類が豊かに生存し続けるための基盤となる地球環境への負荷が課題となっています。

また、国では、各地域がそれぞれの特性に応じて資源を循環させる自立・分散型の社会を形成しつつ、都市と農村漁村が相互補完しながら経済活動を行う地域循環共生圏の構築を推進しています。

本市においても、水やみどりをはじめとする豊かな自然との共生を図りながら、今後もより一層、持続可能な循環型社会の構築に向けて、市民・事業者・行政の協働によって、地球温暖化対策など環境負荷を最小限にする取組みを推進する必要があります。

#### (5) 地域づくりの担い手不足への対応

全国的に急速な人口減少が進む中、地方圏では著しい人口の低密度化が予想されており、地域社会の維持・強化を図るためには、地域の担い手の育成・確保が大きな課題の一つとなっています。

一方、本市においては、小田急線4駅ごとに「温泉」、「大学」、「市の玄関口」、「表丹沢」などの魅力的な特性があることに加え、令和5年度には新東名高速道路の全線開通が予定され、アクセスが飛躍的に向上することにより、新たな企業立地による産業振興、魅力ある地域資源を生かした観光振興など、多くの人の流れを呼び込むことが期待されています。

このような本市発展の絶好の機会や、恵まれた自然環境、首都圏からの交通利便性などの強みを最大限に活用しながら、地域社会の新たな担い手としての関係人口<sup>(※6)</sup>を創出・拡大するなど、定住人口の増加にもつなげ、多様な公共の担い手によるまちづくりを推進していく必要があります。

※1 Society5.0…狩猟社会 (Society1.0)、農耕社会 (Society2.0)、工業社会、(Society3.0)、情報社会 (Society4.0) に続く新たな社会を指すもので、IoTで全ての人とモノがつながり、様々な知識と情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出す社会

※2 AI…人工知能

※3 IoT…モノがインターネット経由で通信すること

※4 RPA…ロボティック・プロセス・オートメーションの略で、コンピューター上で行われる業務プロセスや作業を人に代わり自動化する技術

※5 デジタルトランスフォーメーション…ITの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという概念

※6 関係人口…自分のお気に入り地域に週末ごとに通ったり、頻繁に通わなくても、ふるさと納税をしたり、何らかの形でその地域を応援するような人たち、すなわち、「観光以上移住未満」と位置付けられる動き



## 5 PDCAサイクルによる計画のマネジメント

基本計画に掲げる各事業を着実に実施していくとともに、実施した事業の効果や課題を検証し、必要な見直しを図るなど、PDCAサイクルを構築し、変化し続ける行政需要に的確かつ柔軟に対応します。

具体的には、各部局による事業の自己評価やそれを総括する内部評価（庁内ヒアリング）、さらに学識経験者等の第三者による外部評価などを実施し、その結果を次の予算編成や実施計画に反映させていきます。

## ■ 第1部 基本構想

### 第1 基本構想の位置付け及び役割

本市は、昭和30年（1955年）に市制を施行して以来、県央の中核都市の一つとして、恵まれた自然環境のもとに「みどり豊かな暮らしよい都市（まち）」を目指して、まちづくりに努めてきました。

この間に、人口の増加と急激な都市化に伴う公共施設や都市基盤の整備を進め、自然との調和を図りながら、良好な住環境の創出と産業の誘致等により、市域の均衡ある発展を遂げています。

しかし、総人口は、平成22年を頂点に減少に転じ、本格的な少子・超高齢社会が到来した中、市民の生活様式や価値観の変化とともに、さらなる情報化の進展、大規模自然災害への対応、新たな感染症と共存する社会の構築、そして、地域社会の新たな担い手づくりなど、今後のまちづくりの課題が鮮明となっています。

この基本構想は、まちづくりの基本理念のもと、本市が目指す都市像とこれを実現するためのまちづくりの基本的な方向を示す目標を定めるとともに、持続可能なまちづくりを進めるに当たって、市民と行政が適切な役割分担のもと、協働・連携し、総合的かつ計画的に市政を推進する指針とするものです。

### 第2 まちづくりの基本理念及び都市像

#### 1 まちづくりの基本理念

市民と行政が力を合わせてまちづくりを推進するため、本市の限りない発展に願いをこめて制定された、秦野市民憲章をまちづくりの普遍的な基本理念とします。

##### ○秦野市民憲章

（昭和44年10月1日告示第49号）

わたくしたち秦野市民は、丹沢の美しい自然のもとで、このまちの限りない発展に願いをこめ、ここに市民憲章を定めます。

- 1 平和を愛する市民のまち、それは私たちの誇りです。
- 1 きれいな水とすがすがしい空気、それは私たちのいのちです。
- 1 健康ではたらき若さあふれるまち、それは私たちのねがいです。
- 1 市民のための豊かな文化、それは私たちののぞみです。
- 1 みんなの発言で住みよいまちを、それは私たちのちかいです。

#### 2 都市像

本市は、四季折々に豊かな表情を持つ丹沢の山々、そこに源を発する諸河川、そして、多くの先人によって築かれた伝統と文化を有する自然の豊かな都市です。

また、産業活動の促進に寄与する高規格幹線道路等と複数のインターチェンジにより、持続的成長が期待できる産業を基盤とした自立性、発展可能性の高い都市です。

この魅力ある環境を背景に、市民憲章の理念のもと、「人間尊重と環境共生」をまちづくりの基本に、誰もが生き生きと暮らし、まちの活力が維持されている、快適で生活しやすい都市を目指して、本市の都市像を次のように定めます。

## 【都市像】

### 「水とみどりに生まれ誰もが輝く暮らしよい都市（まち）」

#### 第3 都市像実現のための基本目標

都市像「水とみどりに生まれ誰もが輝く暮らしよい都市（まち）」の実現に向けて、次の5つの基本目標を柱に、具体的な施策の展開を図ります。

##### 1 誰もが健康で共に支えあうまちづくり

人生100年時代に当たり、子どもから高齢者までの全ての世代や、障害者、生活困窮者などの誰もが生涯にわたって健康で生きがいや希望を持って活躍し、共に支えあいながら、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

また、子育て世代や働き盛り世代が本市に住み続け、仕事をしながら結婚し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めるとともに、次世代を担う子どもたちの成長を地域社会全体で支えあうまちを目指します。

##### 2 生涯にわたり豊かな心と健やかな体を育むまちづくり

子どもたちが心身共に健康で豊かな個性と創造性を備えた「生きる力」を育むとともに、社会環境の変化を見据えた新たな学びへつながるよう教育基盤の整備、充実を図り、次世代を担う人づくりを推進します。

また、平和を愛する市民の精神を育て継承するとともに、生涯にわたり文化芸術に触れ、学習活動やスポーツを通じて学び楽しみ、その成果を生かしながら、誰もが豊かな心と健やかな体を育むまちを目指します。

##### 3 名水の里の豊かな自然と共生し安全・安心に暮らせるまちづくり

丹沢や渋沢丘陵の豊かなみどり、里地里山や農地、名水をたたえる湧水群など豊かな自然の恵みを享受するとともに、水やみどりに親しみ、ふれあうことができる「秦野らしさ」が息づく安全で快適な都市空間を維持し、市民と共に環境負荷の少ない暮らしに取り組み、環境と共生したまちを目指します。

また、市民、事業者、行政が一体となって、災害に強いふるさとづくりを進め、様々な危機や犯罪への備えの強化など、誰もが安全・安心に暮らせるまちを目指します。

#### 4 住みたくなる訪れたくなるにぎわい・活力あるまちづくり

小田急線4駅と高規格幹線道路等の都市基盤や本市の歴史、文化、丹沢に代表される自然、桜、温泉などの魅力ある地域資源を生かした産業振興と観光振興に取り組み、まちのブランド化や新たな産業拠点の創出を図るとともに、より多くの人々が訪れたくなる魅力づくりを進め、にぎわいと活力あるまちを目指します。

また、人にやさしい道路、交通、公園などの都市機能を維持・充実するとともに、安心して住み続けられる快適な住環境を創出することにより、誰もが住みたくなる暮らしやすいまちを目指します。

#### 5 市民と行政が共に力を合わせて創るまちづくり

複雑かつ専門化・多様化する地域課題に対し、周辺自治体との広域連携も含め、市民、事業者、関係人口など、多様な主体が関わる市民力、地域力を生かしたまちを目指すとともに、市民の期待に応え信頼される市役所づくりを進め、将来を見据えた持続可能な行財政運営を推進します。

また、誰もが多様性を認めあい、差別や偏見のない明るい社会を構築するとともに、市民がまちに誇りと愛着を感じ、まちづくりの情報や課題を行政と共有し、知恵と力を出しあう協働のまちを目指します。

### 第4 基本構想の目標年次

令和12年度（2030年度）を目標年次とします。

### 第5 人口規模

令和12年（2030年）における人口規模を次のとおり想定します。

人口規模（人口の想定） 157,000人

### 第6 行財政運営の方針

日々変化する社会経済情勢に迅速かつ適切に対応しつつ、「新たな日常」などを踏まえ、あらゆる業務での情報通信技術（ICT）の積極的な活用や多様な主体との協働・連携、秦野を愛する職員づくりなどを通じて、人口が減少し、経済が縮小していく中であっても、真に必要な行政サービスの質を高め、地域の営みや市民生活が充実したものになっていく縮充社会の実現を目指します。

また、合理的根拠に基づく政策立案（EBPM）の考え方を踏まえた財源の適正配分により、将来にわたり安定的な行財政運営を進めます。

## 第7 土地利用の基本方針

土地の有限性と公共の福祉への配慮を基本に、恵まれた自然環境や景観を生かし、良好な生活環境の確保、産業活動の利便性の向上及び都市の持続的な発展を図るため、次の方針に沿って、長期的視野に立った計画的かつ合理的な土地利用を目指します。

また、小田急線4駅と高規格幹線道路等の交通結節点を生かした土地利用を目指すとともに、都市の活力向上などに資する都市的土地利用への転換については、周辺環境への配慮及び産業規模などを総合的に検討し、適切に進めます。

### 1 都市的土地利用（市街化区域）

地域特性に応じた都市的土地利用の計画的な誘導及び推進を図り、快適でゆとりある都市環境を創造します。市街地内の農地、水辺、樹林地等は、都市景観のうえでも重要な要素であり、貴重な自然環境としてその保全と活用に努めます。

#### (1) 住居系地域

道路、上下水道等の都市施設、生活関連施設の計画的な維持・保全・整備を推進し、快適でゆとりある住環境の確保に努めます。

#### (2) 商業系地域

市民生活の利便性の向上と「うるおいのある買物空間」の形成を基本に、小田急線4駅周辺を中心とする地域の「にぎわい」としての核の形成並びに個性ある商業環境の創出に努めます。

#### (3) 工業系地域

周辺環境との調和に配慮しながら、広域交通ネットワークを生かした生産活動の促進を図り、産業基盤の維持・向上・創出に努めます。

### 2 自然的土地利用（市街化調整区域）

地域循環共生圏<sup>(※1)</sup>の理念のもと、豊かな自然との共生を目指すとともに、地域が持つ資源や活力が最大限に発揮される土地利用に努めます。また、集落については、地域の特性を生かした適切な土地利用を図ります。

#### (1) 農地

地域の特性を生かした生産環境の整備を図り、その保全と有効活用に努めるとともに、農地の集約化を進め、農業生産力の向上に努めます。

#### (2) 森林・里山林

「うるおいとやすらぎ」をもたらす公益的機能を保持しつつ、魅力ある環境の形成と経済的機能の維持・向上に努めます。

## 第8 公共施設再配置の方針

真に必要性の高い公共施設サービスを将来にわたって持続可能なものとするため、長期的な展望に立ち、公共施設の持つ機能をできる限り維持しながら総量を削減する公共施設の再配置を進めます。

施設整備に当たっては、複合化を基本とした検討を進めるとともに、効率的、効果的な利活用を図るため、市民や民間事業者の力を活用した施設の管理運営を進めます。

また、施設を更新時期まで良好な状態で使用するため、予防保全の観点に立った計画的な維持管理に努めます。

- ※1 地域循環共生圏…各地域がその特性を生かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、森・里・川・海の自然的なつながりや人・資金等の経済的なつながりを広域的なネットワークにより構築していくことで、近隣地域等と地域資源を補完しあう考え方

## ■ 第2部 計画の基礎指標（前提となる基礎条件）

### 1 人口の推移と見通し

#### (1) 人口の現況と推移

本市の人口は、昭和30年の市制施行当時約5万人、昭和50年には約10万人、昭和63年には約15万人と、増加し続けてきました。

平成21年1月には17万人を超え、平成22年9月1日の170,417人をピークに減少に転じ、平成27年10月1日では167,378人（国勢調査結果）、令和2年1月1日現在、164,961人となっています。

#### (2) 少子高齢化の進行

年少人口（0歳から14歳）は、平成17年には13.1%でしたが、年々減少し、令和2年には、11.0%になっています。一方、老年人口（65歳以上）は15.7%が29.6%に、15年間で約2倍の増加となり、急速に少子高齢化が進んでいます。

区 分	実 績 値				予 測 値		
	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	
総人口	168,317人	170,145人	167,378人	164,961人	162,117人	157,604人	
内 訳	年少人口 (0～14歳)	22,028人 13.1%	21,281人 12.5%	19,964人 11.9%	18,145人 11.0%	16,604人 10.2%	15,291人 9.7%
	生産年齢人口 (15～64歳)	119,623人 71.1%	113,277人 66.6%	102,286人 61.1%	96,591人 58.6%	93,847人 57.9%	89,810人 57.0%
	老年人口 (65歳以上)	26,502人 15.7%	34,575人 20.3%	43,707人 26.1%	48,804人 29.6%	51,666人 31.9%	52,503人 33.3%
	【参考】 後期高齢者 (75歳以上)	11,003人 6.5%	14,076人 8.3%	17,849人 10.7%	23,092人 14.0%	30,251人 18.7%	33,676人 21.4%

(注)10月1日の人口、ただし、令和2年は1月1日の人口（割合は年齢不詳分を除いたもの）

(注)総人口（実績値）は、年齢不詳分を含んでいるため、内訳の合計と一致しない

#### (3) 人口の見通し

本市の人口は、少子高齢化により死亡者が出生者数を上回る状況（自然減）に転じており、平成22年をピークに減少し、今後もこの傾向は続くものと予測しています。

今後、様々な施策を展開することによる、希望出生率や社会減抑制を考慮しても、自然減の影響により人口減少は避けられないものと考えます。

## (4) 産業別の従業者数の推移

本市の就業者数は、老年人口の占める割合の増加に伴い減少しています。

産業別では、就業構造や雇用環境が変化している中で、第1次産業と第2次産業の就業者数は減少し、構成比は横ばいまたは減少しています。第3次産業は、就業者数が減少していますが、構成比は増加しています。

## 【産業別就業者数と構成比】

区分		平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
就業者数		81,112 人	76,290 人	72,609 人
内 訳	第1次産業	1,866 人	1,544 人	1,434 人
	(構成比)	2.4%	2.1%	2.1%
	第2次産業	24,429 人	21,732 人	20,145 人
	(構成比)	30.8%	29.5%	28.9%
	第3次産業	52,931 人	50,505 人	48,135 人
	(構成比)	66.8%	68.4%	69.0%
分類不能		1,886 人	2,509 人	2,895 人

(注)各年 10 月 1 日現在 (国勢調査)

## 今後の検討事項

## 「人口ビジョン」との整合

まち・ひと・しごと創生法に基づき、地方版総合戦略を推進するための基礎資料として、平成 28 年度に策定した「秦野市人口ビジョン」について、県の人口ビジョンの見直し内容や人口の現状分析を踏まえながら、見直しを行っていきます。



## 2 土地利用

### (1) 現況

本市の面積は 10,376ha (103.76 km<sup>2</sup>) で、その全体が都市計画区域に指定されており、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分のもと、恵まれた自然環境を生かし、安全・安心で快適な生活環境の確保と市域の均衡のとれた発展を図っています。

市街化区域の面積は 2,438ha で、市域の約 23%となっています。これを用途地域別でみると、住居系の地域が 1,887ha で約 77%を占め、商業系の地域が約 4%、工業系が約 19%となっています。

市街化調整区域の面積は 7,938ha で、その約 43%に当たる 3,439ha が農業振興地域になっており、農業振興地域のうち約 21%が農用地区域に指定されています。

また、農地の外周部は主に森林地域で、そのほとんどが丹沢大山国定公園及び県立丹沢大山自然公園となっています。

都市計画区域の指定状況

単位：ha

区分	市域面積 (都市計画区域)	市街化区域				市街化調整区域		
		住宅系	商業系	工業系	計	農業振興地域	指定区域外	計
面積	10,376	1,887	83	468	2,438	3,439	4,499	7,938
構成比	100%	(77.4%)	(3.4%)	(19.2%)	23.5%	(43.3%)	(56.7%)	76.5%

(注) 令和2年7月1日現在

### (2) 基本的な方向

ア 都市的土地利用に関する方向

イ 自然的土地利用に関する方向

#### 今後の検討事項

新東名高速道路等の開通やコンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造への転換などを見据え、産業の利便性の向上と市域の持続可能な発展を図るため、今年度改定する都市マスタープランを踏まえ、都市的土地利用及び自然的土地利用に関する方向を定めます。

## 3 財政の状況

## (1) 現況

本市の財政は、歳入面では、生産年齢人口が減少する中で、主たる歳入である市税収入が伸び悩んでおり、厳しい状況に置かれています。

歳出面では、少子高齢化の進行により社会保障費の増加傾向が続いているほか、激甚化する自然災害などの不測の事態に対応するため、予定外の支出が増加しています。

そのため、普通交付税の代替財源である臨時財政対策債の借入れや中長期を見据えた財政調整基金<sup>(※1)</sup>の取崩し、また、遊休状態である低・未利用地の売払いなどにより財源を確保してきました。

このような厳しい財政状況においても、未来へつなぐ5つの重点事業として、「地域医療の充実・強化」、「中学校給食の完全実施」、「教育水準の改善・向上」、「小田急4駅周辺のにぎわい創造」、「新東名・246バイパスの最大活用」を掲げ、「HADANO 2020 プラン後期基本計画」の基本目標と合わせて、本市の発展につながる施策を着実に実施してきました。

## ア 一般会計の歳入

単位：億円

区 分	平成 15 年度	平成 20 年度	平成 25 年度	平成 30 年度	令和元年度
一般会計の歳入総額	421.9	418.1	464.0	494.3	500.7
うち市税	233.3	255.8	233.8	231.7	230.8

(注)各年度決算額

## イ 一般会計の歳出（性質別経費の状況）

単位：億円

区 分	平成 15 年度	平成 20 年度	平成 25 年度	平成 30 年度	令和元年度
義務的経費	205.4	221.5	248.7	263.8	266.9
人件費(職員給与、議員報酬等) <sup>(※2)</sup>	102.4	97.7	90.2	92.8	89.6
扶助費(生活保護や医療費助成等) <sup>(※3)</sup>	61.7	79.8	115.9	138.3	145.1
公債費(市債等を返済する経費) <sup>(※4)</sup>	41.3	44.0	42.6	32.7	32.2
投資的経費 (普通建設事業費、災害復旧費等)	69.1	39.7	43.1	40.1	38.8
繰出金	46.4	47.4	61.0	52.0	55.6
その他	90.0	94.5	84.0	119.0	123.8
合 計	410.9	403.1	436.8	474.9	485.1

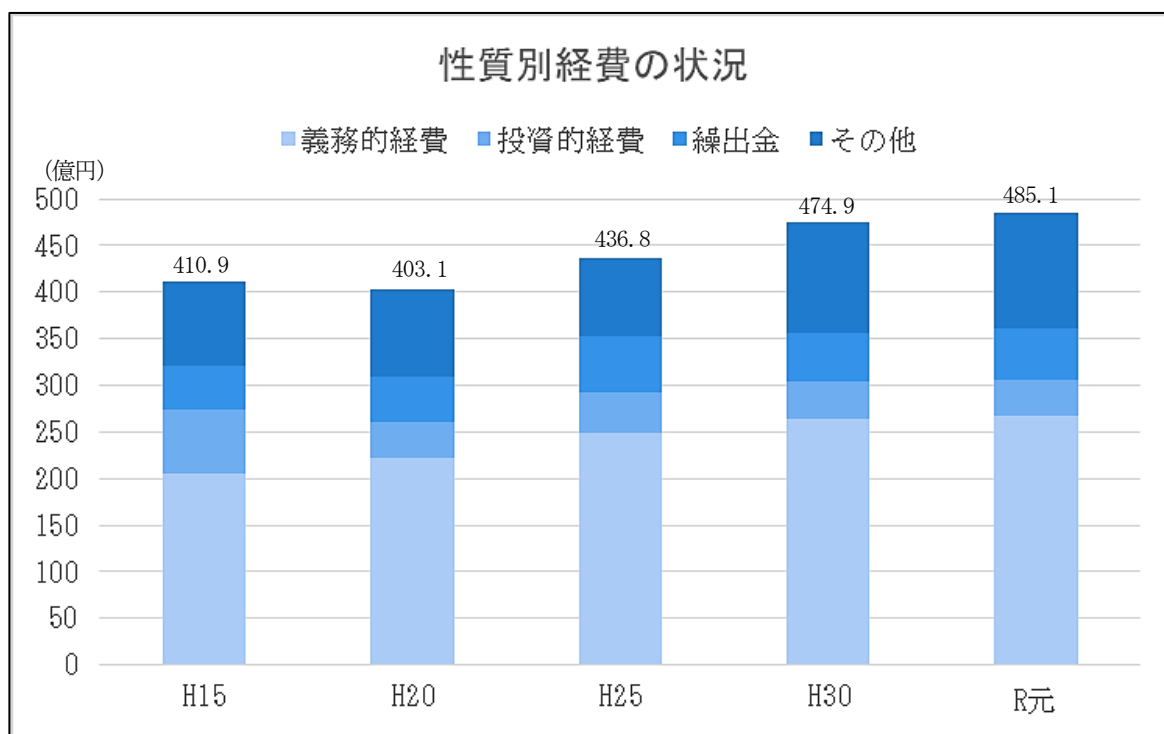
(注)各年度決算額

※1 財政調整基金…年度間の財源の不均衡を調整し、不測の財政需要に備え積み立てる、いわゆる「市の貯金」

※2 人件費…報酬、給料、職員手当など一定の勤務に対する対価、報酬として支払われる経費

※3 扶助費…社会保障制度の一環として、児童、高齢者、障害者、生活困窮者等に対する支援に係る経費

※4 公債費…市が借り入れた市債の元金の償還及び利子の支払いに要する経費等



## ウ 経常収支比率の状況

単位：％

区分	平成15年度	平成20年度	平成25年度	平成30年度	令和元年度
経常収支比率 <sup>(※5)</sup>	83.3	91.1	95.7	95.0	95.3

## エ 市債の状況

単位：億円

区分	平成15年度	平成20年度	平成25年度	平成30年度	令和元年度
一般会計の市債現在高	406.1	373.2	330.2	339.9	346.6
うち赤字市債 <sup>(※6)</sup> (臨時財政対策債等)	116.6	171.7	204.6	226.9	229.4
うち建設事業債	289.5	201.5	125.6	113.0	117.2

(注)各年度末現在

## オ 財政調整基金の状況

単位：億円

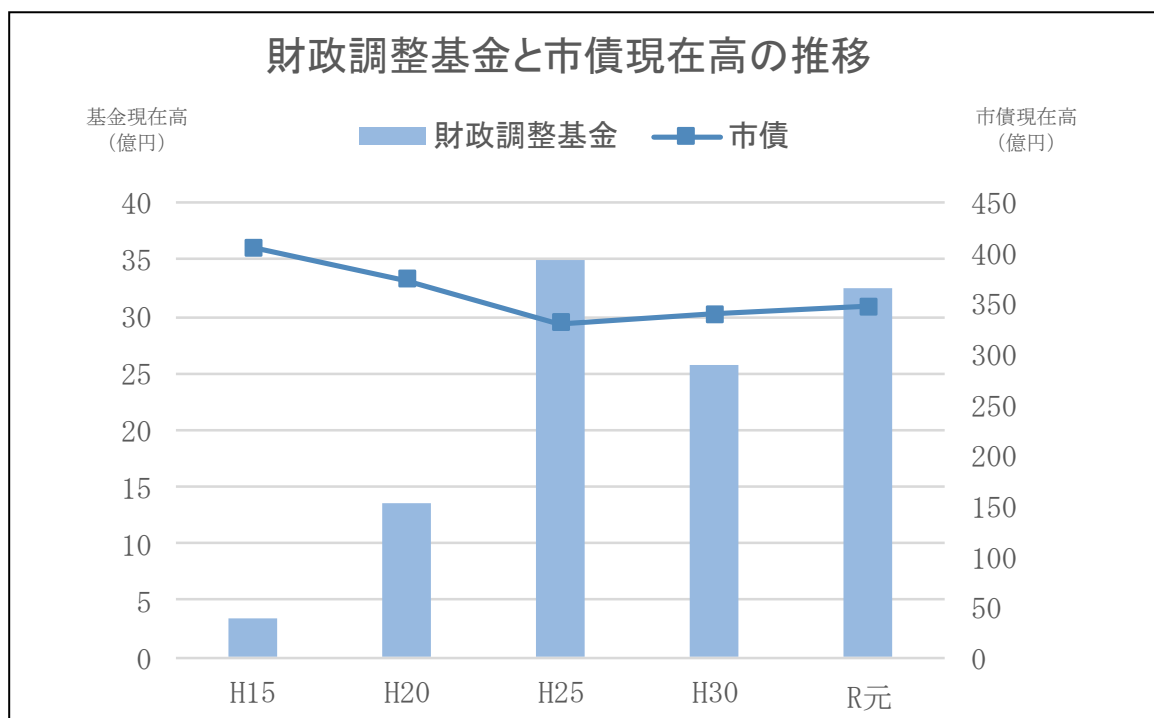
区分	平成元年 (ピーク)	平成15年度	平成20年度	平成25年度	平成30年度	令和元年度
財政調整基金 現在高	46.6	3.4	13.6	34.9	25.8	32.4

(注)各年度末現在

※5 経常収支比率…市税等の毎年度経常的に収入される財源が、人件費、扶助費、公債費等の経常的経費にどの程度充当されたかを示す比率で、比率が高いほど財政の硬直化が進んでいることを示す

具体的には、「(経常経費に充当する一般財源の額) / (経常的に収入される一般財源総額) × 100 (%)」で算出するが、「経常的に収入される一般財源総額」には、臨時財政対策債などを含めている

※6 赤字市債…歳入不足を補うために発行する市債で、国の交付税財源の不足を補うために、普通交付税の振替として借り入れる臨時財政対策債や国の減税措置等に伴う減収を補填するために借り入れる減税補填債など



## (2) 今後の対応

人口減少、少子高齢化の進行による経済の縮小や地域の活力低下などが懸念される中、これまでと同様の手法で行政サービスを提供する場合、一般財源が不足していくことが見込まれます。このような状況において、持続可能な財政運営を行うためには、財源の確保に最大限努力するとともに、「選択と集中」を強化し、全体的な見直しを進めていかなければなりません。

具体的には、歳入面では、増加し続ける社会保障費に対して、引き続き、地方一般財源等の充実強化を国に強く働きかけるほか、新東名高速道路の開通を契機とした、土地需要の拡大に伴う低・未利用地の有効活用、企業誘致・進出に伴う雇用や定住化の促進等により、一層の自主財源を確保する必要があります。また、実質収支と財政調整基金現在高の状況を見ながら、将来世代に過度な負担を残さないように留意したうえで市債を活用していくことの重要性も高まっています。

歳出面では、「新たな日常」を見据えた行政サービスへ転換していく中で、ICTを積極的に活用した事務の効率化や徹底した事務事業の見直しなどの行財政改革の取り組みを継続的に行うことが不可欠です。

また、公共施設の再配置においても、施設機能の集約化などにより、床面積の削減を進め、将来における負担の軽減を図ることも必要です。

厳しい財政状況が見込まれますが、新型コロナウイルス感染症が今後の経済に及ぼす影響が不透明であることも踏まえて、毎年度、財政推計を見直し、計画的な財政運営に努めます。

## ア 令和3年度～7年度の財政推計「一般会計における一般財源規模」

歳入歳出の見込みは、それぞれ過去の実績、社会経済情勢等を勘案したほか、「はだの行政サービス改革基本方針（仮称）」や「公共施設再配置計画」などに基づいて取組みを進めること、及び財源の不均衡を調整するための財政調整基金の現在高について各年度末時点で約30億円を確保することを前提として、一般会計における一般財源で推計しています。

歳入のうち市税については、生産年齢人口の減少に加え、新型コロナウイルス感染症により悪化した経済状況の影響等により、大幅に減収となる一方で、歳出のうち扶助費や介護保険及び後期高齢者医療事業特別会計への繰出金については、高齢化の進行などにより、さらなる増加を見込んでいます。

このことから、建設事業費等に充当可能な一般財源約79億円に対して、本計画に位置付けた事業を実施する場合、約102億円の一般財源が必要となるため、約23億円が不足する見込みとなっています。

単位：億円

区分		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	合計
歳入	市税	209.9	209.7	208.9	206.1	205.7	1,040.3
	地方消費税交付金	28.8	28.7	28.8	28.8	28.8	143.9
	地方交付税	37.3	38.8	38.9	43.1	44.7	202.8
	市債（臨時財政対策債）	24.0	25.0	25.0	27.8	28.9	130.7
	その他	28.1	28.3	28.3	28.8	28.8	142.3
	計 A	328.1	330.5	329.9	334.6	336.9	1,660.0
歳出	義務的経費	172.9	172.4	174.7	175.5	176.9	872.4
	人件費	91.7	90.5	92.7	92.4	93.3	460.6
	扶助費	47.0	48.2	49.1	49.9	50.5	244.7
	公債費	34.2	33.7	32.9	33.2	33.1	167.1
	繰出金	64.8	62.2	64.7	64.2	67.0	322.9
	二市組合分担金	12.5	12.9	11.3	13.4	11.4	61.5
	その他	64.2	64.3	64.9	65.4	65.0	323.8
	計 B	314.4	311.8	315.6	318.5	320.3	1,580.6
建設事業費等充当可能 一般財源（A - B）		13.7	18.7	14.3	16.1	16.6	79.4

(注) 令和2年10月31日時点

## イ 令和3年度～7年度の財政推計「一般会計の市債現在高見込み」

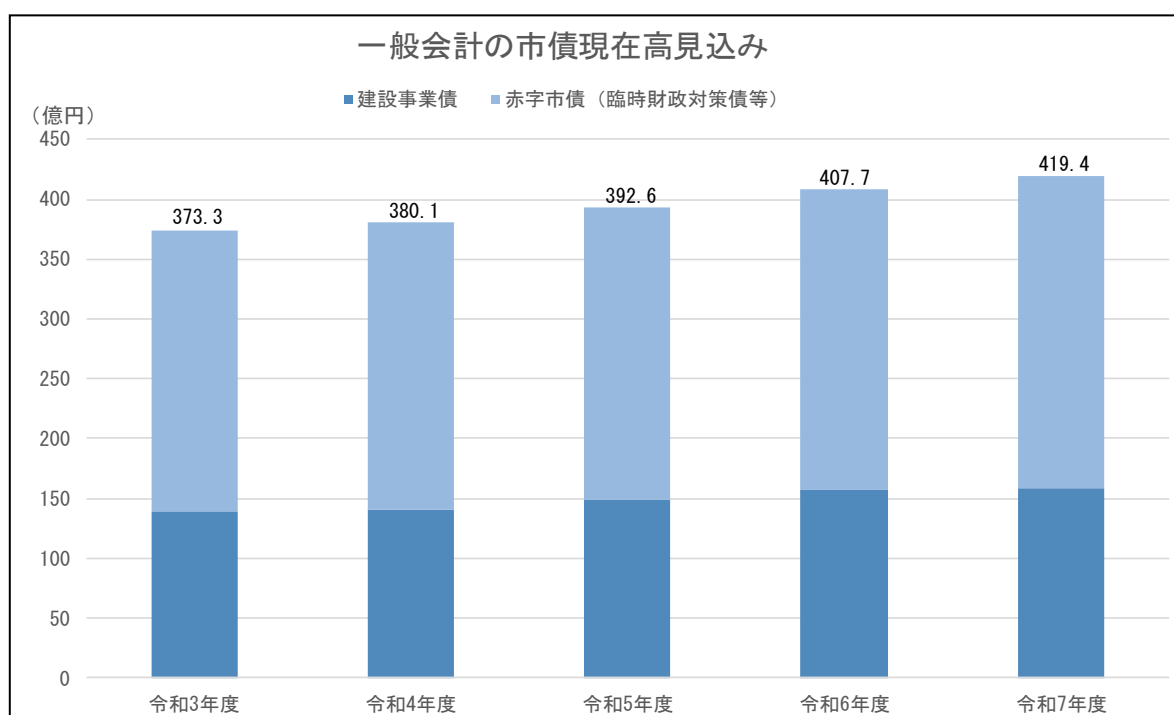
市の借金である市債現在高について、建設事業債を建設事業の推計に基づき借り入れるとともに、臨時財政対策債については、普通交付税の代替財源であり、市税減収を見込む中で標準的な行政サービスを提供するうえで必要不可欠な財源となることから、計画期間中は借入可能額の満額の借入れを見込んでいます。このことから、各年度における市債の返済額が発行額を下回ることで、プライマリーバランス<sup>(※7)</sup>は5年間で約60億円の赤字となり、現在高見込みは増加すると推計しています。

このような状況においても、将来の公債費負担が他の行政経費を圧迫することがないように、適正な借入れに努めます。

単位：億円

区 分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
一般会計の市債現在高見込	373.3	380.1	392.6	407.7	419.4
うち建設事業債	139.0	141.2	149.4	156.8	159.1
うち赤字市債 (臨時財政対策債等)	234.3	238.9	243.2	250.9	260.3

(注) 令和2年10月31日時点



※7 プライマリーバランス・・・その年度の元金償還額と市債発行額の差額

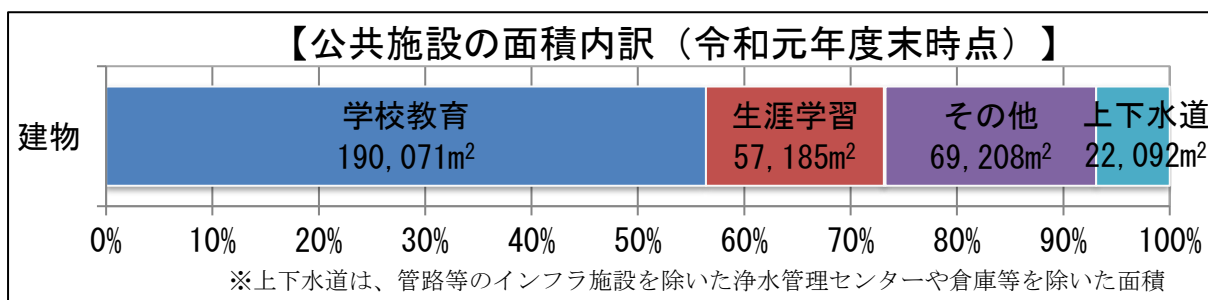
## 4 公共施設の状況

### (1) 現況

本市の公共施設には、道路や上下水道などの市民生活には欠かせない基盤施設や幼稚園・小中学校などの教育施設、文化会館や図書館、公園のように広く市民の方が利用する施設など、様々な施設があります。

#### ア 施設の数と面積

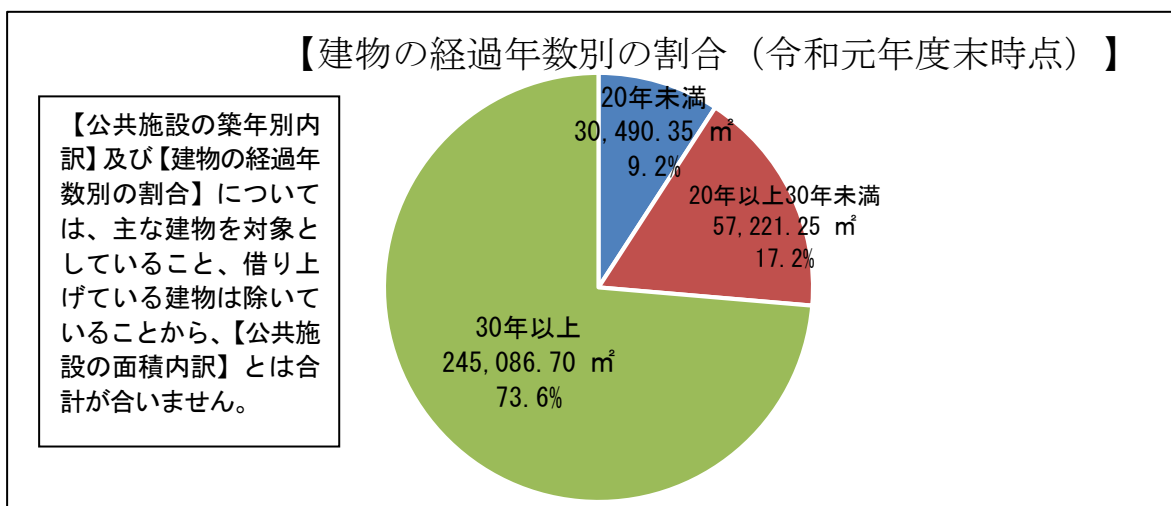
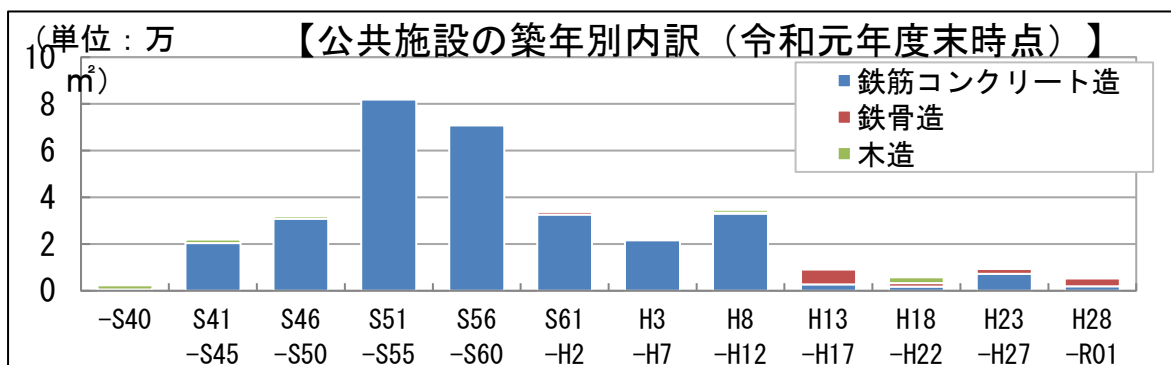
道路や上下水道等の基盤施設を除く公共施設の数はおおよそ 500 施設、建物面積は約 34 万平方メートル（東京ドーム 7.3 個分）となっています。



#### イ 建物の築年数

本市では、人口が大きく増加した昭和 50 年代に小中学校をはじめ、多くの公共施設を建設してきました。

建築時期が集中しているため一斉に老朽化が進み、築 30 年を経過している施設が 7 割を超えています。



(2) 今後の対応

本市では、一斉に老朽化する公共施設の更新問題に対応するため、平成23年3月に「公共施設再配置計画」を策定して取組みを進めてきました。

また、厳しい財政状況が続く中、老朽化が進んでいる公共施設の改修費用も増加していくと見込まれているため、「公共施設保全計画（仮称）」が示す改修費用を含め、長期的視点で公共施設に係る費用を把握したうえで、「公共施設再配置計画」において新たな削減目標等を定めていきます。

今後も、将来にわたって真に必要性の高い公共施設サービスを持続していくため、公共施設の再配置を推進していきます。

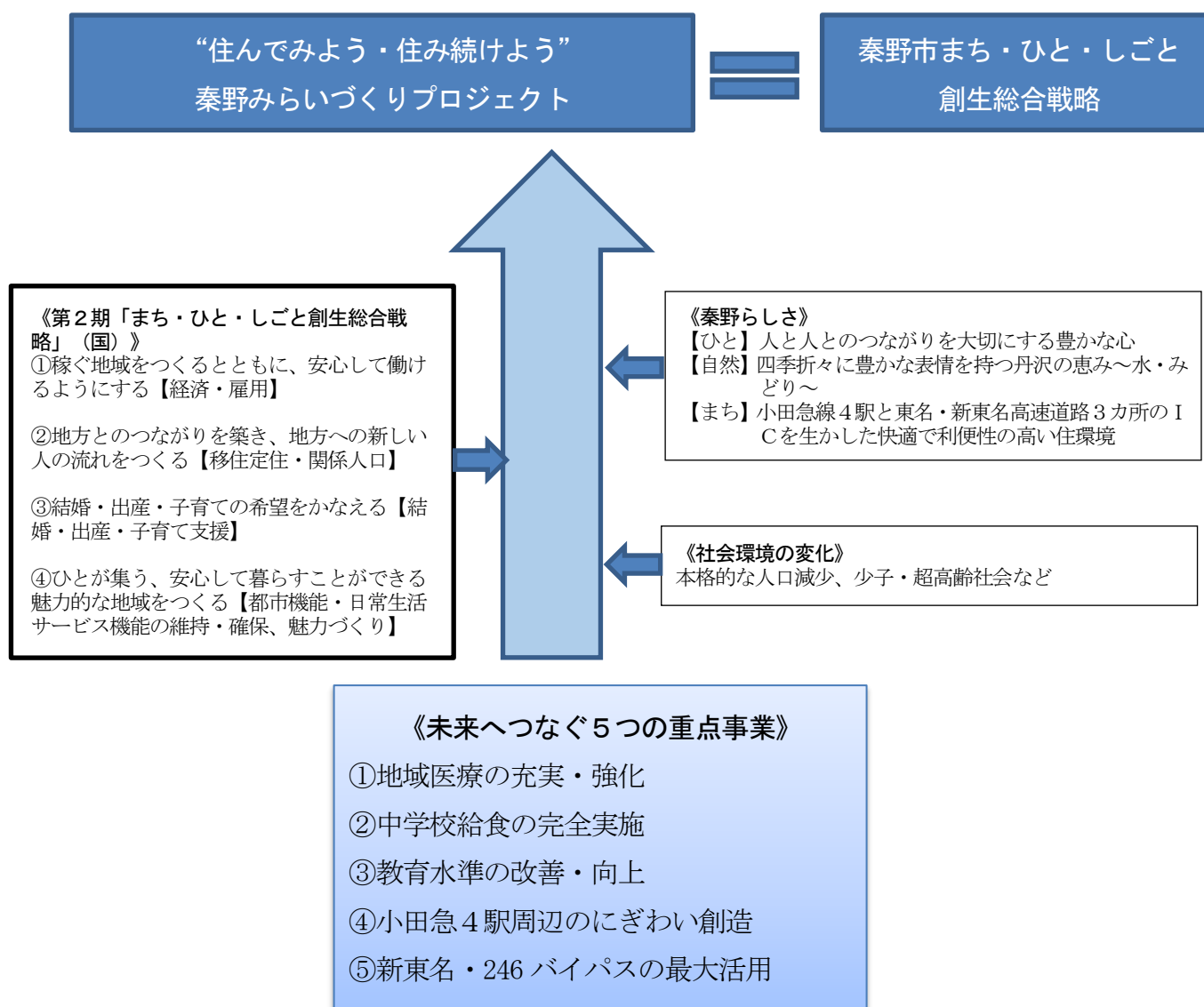




## 1 リーディングプロジェクト『“住んでみよう・住み続けよう” 秦野みらいづくりプロジェクト』の構成

本格的な人口減少、少子・超高齢社会に対応し、持続可能なまちづくりへの転換を図るため、現在、優先的に取り組んでいる「未来へつなぐ5つの重点事業」は、国の総合戦略が目標とする人口減少や地域経済の縮小などを克服するための有効な施策であると言えます。

そのため、リーディングプロジェクトは、「未来へつなぐ5つの重点事業」をベースとし、国の総合戦略や社会環境の変化、秦野らしさを踏まえて、5つのプロジェクトで構成し、「秦野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標とします。



次ページでは、リーディングプロジェクトの全体フレームを示しており、今後、各プロジェクトを構成する具体的施策や庁内の推進体制を検討していきます。

“住んでみよう・住み続けよう” 秦野みらいづくりプロジェクト

プロジェクト1

健康で安心して暮らせるプロジェクト

- ①水とみどりを育む取組みの推進  
(生物多様性の保全、地球温暖化対策、名水保全、水源林・里山保全など)
- ②人生100年時代の健康長寿に向けた取組みの推進  
(生活習慣病重症化予防、高齢者の保健事業と介護予防の一体化など)
- ③生きがいを持って安心して暮らせるまちづくりの推進  
(地域共生社会やエイジフレンドリーシティの実現、生涯学習活動の充実など)
- ④災害や犯罪に強いふるさとづくりの推進  
(市民総ぐるみの防災対策、危機管理体制の整備など)

プロジェクト2

未来を拓く子育て・教育プロジェクト

- ⑤安心して妊娠・出産できる環境づくりの推進  
(周産期医療体制や妊娠・出産の保健体制の充実など)
- ⑥秦野で子育てして良かったと思える環境づくりの推進  
(子育て環境の充実、全児童の居場所づくり、子ども・家庭への支援など)
- ⑦次代を担う「はだのっ子」の確かな学力向上の推進  
(特色ある教育活動の展開、教育基盤の整備など)
- ⑧市民総ぐるみによる学校給食の推進  
(産学公民連携による地産地消の推進など)

プロジェクト3

地域資源を生かしたにぎわい創造プロジェクト

- ⑨温泉を生かしたにぎわい創造の推進  
(鶴巻温泉駅周辺)
- ⑩学生の力を生かしたにぎわい創造の推進  
(東海大学前駅周辺)
- ⑪文化財・桜・湧水を生かしたにぎわい創造の推進  
(秦野駅周辺)
- ⑫丹沢登山や渋沢丘陵を生かしたにぎわい創造の推進  
(渋沢駅周辺)

プロジェクト4

新東名・246バイパスの最大活用プロジェクト

- ⑬表丹沢魅力づくり構想の推進
- ⑭地域特性を生かした企業誘致の推進  
(戸川、西大竹地区など)
- ⑮新たな人の流れを支えるネットワーク形成の推進  
(構想路線、矢坪沢整備、SA周辺の市道の再整備など)
- ⑯国道246号バイパス(厚木秦野道路)早期全線事業化・整備の促進

プロジェクト5

新たな日常創造プロジェクト

- ⑰新型コロナウイルスと共存した感染症対策と経済活動の推進
- ⑱デジタル化の推進  
(働き方改革、スマート自治体の推進、各種手続のデジタル化など)

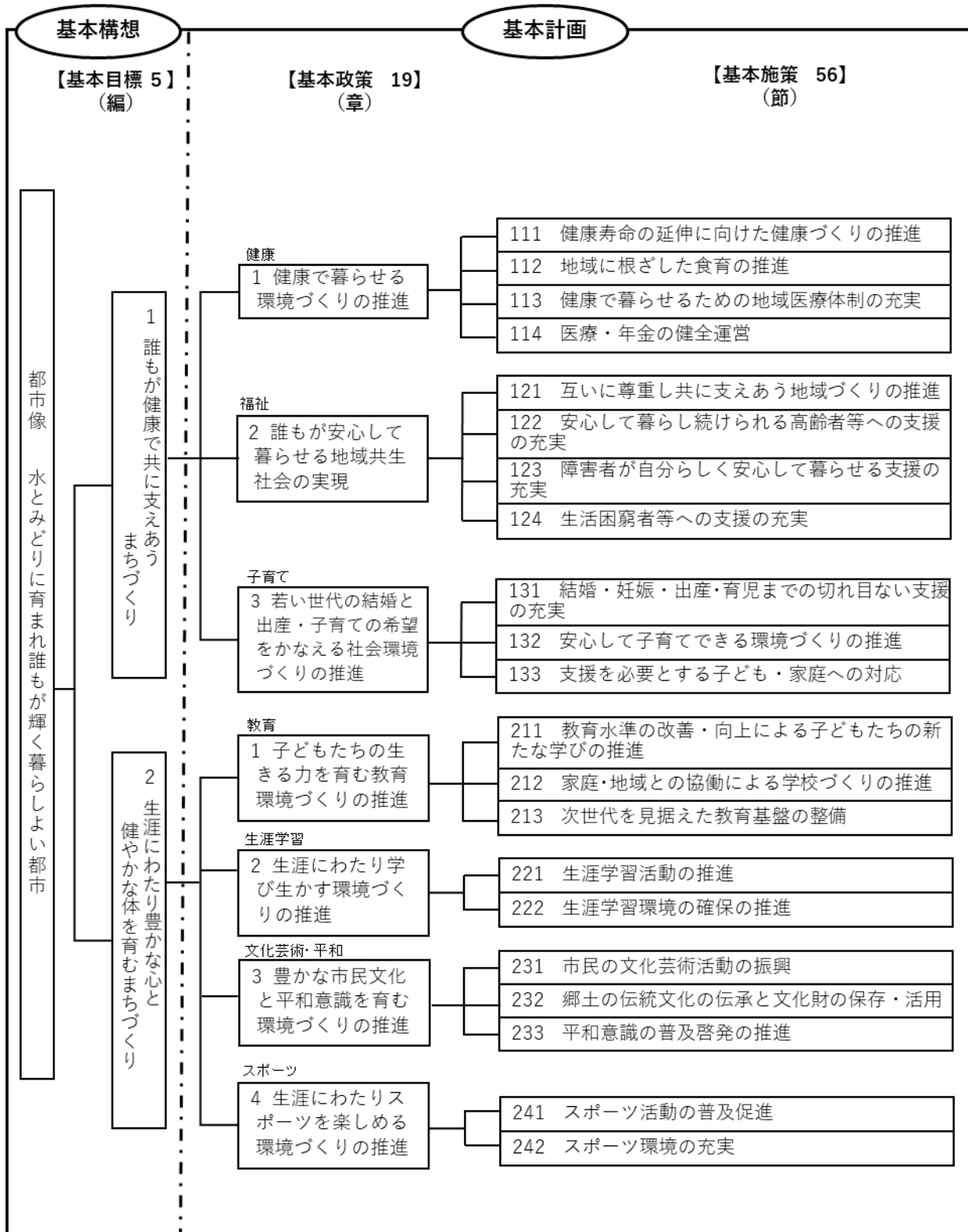
横断プロジェクト

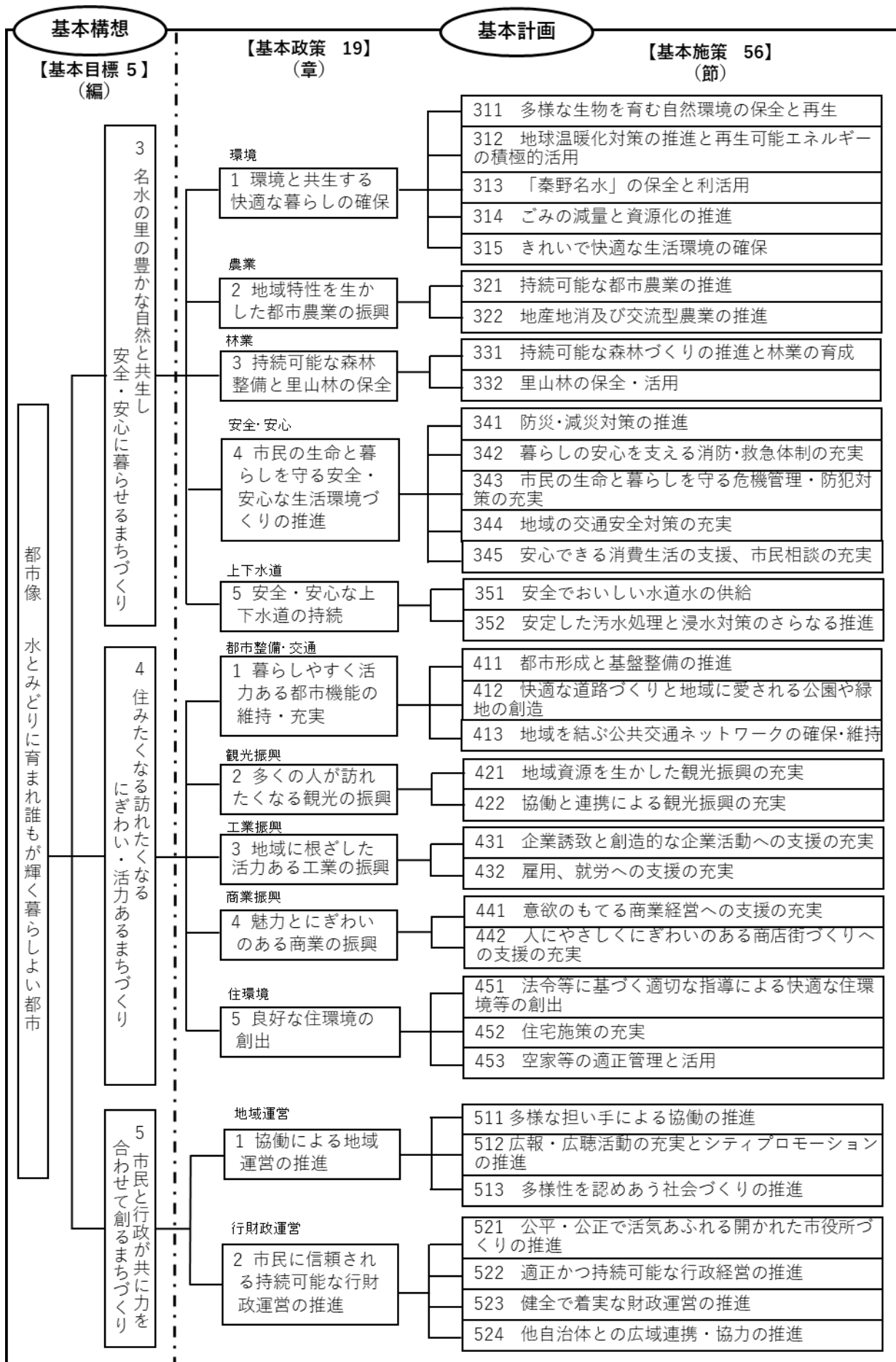
プロジェクト3・4を組織横断的に進め、「住みたい」、「働きたい」、「何度でも行ってみよう」につながる「関係人口」を創出・拡大させ、地域経済の活性化を図るとともに、移住・定住人口の増加につなげます。

## 第2 施策大綱別(分野別)計画の体系

本市の限りない発展を願い、昭和44年に定めた市民憲章の理念のもとで、新たな都市像を定め、これを実現するため、5つの基本目標、19の基本政策、56の基本施策を設定し、具体的な施策の展開を図ります。

### ■ 新総合計画体系図





### 第3 施策大綱別計画の概要

#### 《施策大綱別計画の見方》

○都市像実現のため、5つの基本目標（第1編～第5編）と基本政策（章）に沿って基本施策（節）を設定し、「目指すまちの姿」、「現状やこれまでの取組み」、「今後の課題等を踏まえた取組みの方向」、「主な取組み」により構成しています。

○表示の例と記載内容

123 ○○○○○（1編2章3節の基本施策（節）の名称です。）

#### 目指すまちの姿

○令和7年度までに実現を目指すまちの姿や市民の状態を示しています。

#### 1 現状やこれまでの取組み

○基本施策（節）における本市の現状やこれまでの取組みを記述しています。

#### 2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

○現状の取組みや今後の課題を踏まえ、取組みの方向について記述しています。

#### 3 主な取組み

○目指す姿を実現するために、令和3年度から7年度までに取り組むべき主要な施策・事業を掲載しています。

○主な取組みの成果・活動量を測る指標を記述しています。

#### 4 関連する個別計画等

○基本施策に関連する計画や方針等を掲載しています。

#### 今後の検討事項

今後、計画策定を進めていく中で、平成27年9月に国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の世界共通の17のゴールと総合計画との関わりを市民に分かりやすく示すため、各施策と17のゴールとの結びつきを整理していきます。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 【第1編】

### （基本目標）

誰もが健康で共に支えあうまちづくり【健康・福祉・子育て】

### （基本政策）

第1章 健康で暮らせる環境づくりの推進【健康】

第2章 誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現【福祉】

第3章 若い世代の結婚と出産・子育ての希望をかなえる社会環境づくりの推進【子育て】

## 第1章 健康で暮らせる環境づくりの推進【健康】

市民一人ひとりが、健康に対する意識を高め、健康的な生活習慣を身に付けることができる環境づくりに取り組むとともに、心と身体の健康を育む地域に根ざした食育を推進します。

必要なときに安心して身近な場所で医療が受けられる地域医療体制の整備に取り組むとともに、病気、けが、加齢等の生活上の不安をなくし、誰もが安心して生活を送ることができるよう、医療、年金等の社会保障制度の安定的運営に努めます。

### 《基本施策 111》 健康寿命の延伸に向けた健康づくりの推進

#### 目指すまちの姿

市民一人ひとりが、自分自身や家族の健康に対する意識を高め、身近な場所や地域資源を活用しながら、健康づくりをしています。

#### 1 現状やこれまでの取り組み

- (1) 糖尿病や高血圧症などの生活習慣病を予防するため、身体活動や運動、食事などの健康教育等を行っています。
- (2) 県から未病センターとして認証された市内3か所のトレーニングルームにおいて、県や未病関連企業等の協力による健康セミナーの開催や、保健師・管理栄養士による健康相談会を行っています。
- (3) 東海大学との協働により、地域を巡回し、健康測定とその結果に基づき、健康相談を行っています。
- (4) 疾病の早期発見・早期治療を目的に、市民健康診査やがん検診を実施するとともに、定期的な受診を促進するために普及啓発活動を行っています。
- (5) 医師会等の関係機関と連携し、特定健康診査及び特定保健指導の充実を図っています。また、市民の健康意識を高めることで、医療費の削減につながるよう努めています。
- (6) 新型コロナウイルス感染症が国内で確認されて以降、感染症予防に関する市民への啓発や情報提供、また、感染が広がる中では、医療・検査体制を確保するため、医師会及び検査医療機関等への支援をしています。

#### 2 今後の課題等を踏まえた取り組みの方向

- (1) 生活習慣病とその重症化を予防するため、健康診査等の結果に基づき、市民一人ひとりに合わせた身体活動や運動、食事などの生活習慣を改善するための支援を実施します。また、健康づくりのため、産学公民連携による未病改善の拠点を拡充するなどの環境づくりに努めます。
- (2) 健康診査やがん検診の受診率の低い世代への啓発や、受診しやすい体制を整備し、疾



病の早期発見・早期治療につなげます。

- (3) 新型コロナウイルスを含めた感染症に対する正しい知識等、市民への適切な情報提供と感染症予防のための取組みを推進します。

### 3 主な取組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	生活習慣病の重症化予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活習慣病やその重症化予防のため、産学公民の連携による健康教育等の実施</li> <li>未病センター等を活用した健康相談の実施</li> <li>市民健康診査等の結果に基づく、個人に合わせた健康づくりの支援</li> </ul>
2	地域に根ざした健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>さわやか体操を普及するための人材育成と体操会の拡充</li> <li>地域資源を活用した健康づくりのための普及啓発の実施</li> </ul>
3	疾病の早期発見及び予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>悪性新生物（がん）の予防のための生活習慣についての普及啓発</li> <li>がん検診等を受けやすい体制づくり</li> <li>受診率の低い若い世代への効果的な普及啓発</li> </ul>
4	感染症の予防と適切な情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症に関する市民への情報提供</li> <li>高齢者インフルエンザ及び肺炎球菌ワクチン等、予防接種の実施</li> </ul>
5	特定健康診査・特定保健指導の受診率及び利用率の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定健康診査未受診者への受診勧奨</li> <li>イベント、健康講座・相談会等での普及啓発</li> <li>特定保健指導及び健康ポイントプログラムの実施</li> </ul>

#### 《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	未病センター健康相談会における利用者数	182人	240人	260人
2	特定健康診査の受診率及び特定保健指導の利用率	33.6% 12.5%	40.0% 26.0%	40.0%以上 26.0%以上

### 4 関連する個別計画等

秦野市健康増進計画（健康はだの21）

秦野市国民健康保険第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画

## 《基本施策 112》 地域に根ざした食育の推進

### 目指すまちの姿

市民一人ひとりが「食」に関心を持ち、生涯食育を推進することで心と身体の健康を育み、恵まれた自然の中で「食」を通してつながっています。

### 1 現状やこれまでの取組み

- (1) 子どもや若い世代を中心とした朝食の欠食や孤食、栄養摂取の偏りなどが懸念されます。
- (2) 認定こども園や保育所、幼稚園、小学校、中学校において食育活動を行うとともに、学校給食では、より新鮮で安全な食材を提供するため地場産物を利用して地産地消の推進を図っています。また、農業者と地域・学校等が連携した農業体験を通して「食」と「農」に関する理解を深めています。
- (3) 「第2次はだの生涯元気プラン（秦野市食育推進計画）」に基づき食育の推進に努めています。

### 2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 家庭、地域、学校及び企業等関係機関との連携を強化するとともに、乳幼児健康診査における食育、離乳食・幼児食セミナー、食育講座、認定こども園、保育所や幼稚園での活動等により食育推進事業を継続し、充実を図ります。
- (2) 市民一人ひとりが主役となって食育を推進できるよう、「第3次はだの生涯元気プラン（仮称）」に沿って施策に取り組みます。また、あらゆる世代の食育を推進するため、地域における食に関する活動団体の育成に努めます。
- (3) 食育キャラクター「ボンチーヌ」や、オリジナル食育ソングを活用し、共食の推進等の食育の啓発に努めます。
- (4) 学校給食の食材調達には、天候等の理由により、計画どおりに量や種類が確保できない場合や、生産者が少ない地域があるなどの課題はありますが、給食の献立を工夫し、地場産物の利用率向上に努めます。

### 3 主な取組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	食を通じた健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健康診査（4か月児、7か月児、1歳児、1歳6か月児、2歳児、3歳6か月児）、ニコニコきつず相談における栄養相談の実施</li> <li>・離乳食セミナー、幼児食と歯のセミナーの開催</li> <li>・食育キャラクターを活用した食育（幼稚園、保育所、こども園）の推進</li> </ul>

No.	主な施策・事業	主な内容
2	地域に根ざした食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食のボランティアが主催する「アイディア料理コンテスト」の開催支援</li> <li>・地産地消の推進及び食糧生産における環境への配慮等の第3次はだの生涯元気プラン（仮称）に基づく食育の関係各課との連携強化</li> <li>・食育を担うボランティアの養成・育成</li> </ul>

《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	朝食を食べない3歳6か月児の割合	3.6%	0%に 近づける	0%に 近づける
2	学校給食の食材に占める地場産物の使用率 (※1)	24.1% (※2)	40.0%	50.0%

4 関連する個別計画等

第3次秦野市食育推進計画（はだの生涯元気プラン）（仮称）

秦野市健康増進計画（健康はだの21）

※1 《本市の地場産使用率の算定方法》

- 1 対象は、青果（野菜・果物）とする。
- 2 品目ごとのひと月当たりの使用総重量に対し、「地場産(秦野産)」の使用重量が50%以上であること。
- 3 品目ごとに、年間で使用実績のあった月数のうち、2の条件を満たす月が半分以上あること。
- 4 年間に使用した野菜・果物の総品目数のうち、3の条件を満たす品目が占める割合を「地場産物の使用率」とする。

※2 令和元年度における「小学校」での地場産使用率について、「※1」の算定方法で算定した数値

## 《基本施策 113》 健康で暮らせるための地域医療体制の充実

### 目指すまちの姿

市民が必要なときに安心して医療を受けることができます。

### 1 現状やこれまでの取組み

- (1) 地域の中核病院としての機能を担う秦野赤十字病院の建物や医療機器の整備に対する支援を行っています。
- (2) 多様化する市民の医療ニーズに対応するため、医師会、医療機関等との連携を深めるとともに、休日・夜間の救急医療体制の維持に努めています。
- (3) 医療に携わる人材を確保し、医療体制の充実を図るため、医師会が実施する看護師修学等資金貸与事業への補助を行っています。
- (4) 全国的に産科や小児科の医師が不足している中で、産科においては、秦野赤十字病院の分娩業務の休止により、市内における分娩取扱施設は1診療所となっています。また、小児二次救急医療においては、秦野伊勢原ブロック内の輪番での受け入れをしていますが、輪番病院の中で小児科の入院及び救急診療の休止があり、同ブロック内で伊勢原市内の1病院のみでの対応となっています。

### 2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 医師の高齢化や診療科の偏在等により、全国的に救急や周産期医療等を担う医師が不足している中、多様化する医療ニーズに対応するため、県では、医療圏ごとの医療体制の整備を進めています。このことを踏まえ、市民が安心して身近な場所で医療が受けられるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会や周辺自治体等との連携を強化し、秦野赤十字病院における分娩業務再開をはじめとする周産期、小児、そして救急医療の体制整備など、地域医療の充実と強化に努めます。
- (2) 医師会と協調し、看護師修学等資金貸与事業を引き続き運用することで資格取得を支援するとともに、市内医療機関に従事する人材確保に努めます。
- (3) 大規模災害に備えて、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携し、医療救護体制を強化します。

### 3 主な取組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	秦野赤十字病院の整備支援	・秦野赤十字病院の建物、医療機器の整備に対する継続した支援

No.	主な施策・事業	主な内容
2	救急医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日や夜間の診療体制の維持・強化</li> <li>・医師会、医療機関、周辺自治体等との連携強化による地域医療の充実</li> </ul>
3	周産期医療及び小児医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内分娩取扱施設に対する支援</li> <li>・秦野赤十字病院における分娩業務及び小児救急診療の再開に向けた取組みの実施</li> </ul>
4	看護師等確保の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師会への補助金の交付等による看護師確保の取組みへの支援</li> </ul>
5	災害時における医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に備えた医薬品及び医療器具の充実</li> <li>・関係機関と連携した医療救護体制の強化</li> </ul>

《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	市内の就業看護職員数	1,169人	1,250人	1,300人

4 関連する個別計画等

秦野市健康増進計画（健康はだの21）

## 《基本施策 114》 医療・年金の健全運営

### 目指すまちの姿

市民の健康が増進し、また、医療に対する関心が高まることで、安定的で健全な国民健康保険の運営が行われています。

### 1 現状やこれまでの取組み

- (1) ジェネリック医薬品<sup>(※1)</sup>の使用促進やレセプト<sup>(※2)</sup>点検の強化を行うことで、医療費の適正化を図り、国民健康保険財政の安定化に努めています。
- (2) 超高齢社会が到来した中で、市民が安心して生活を送るために、日本年金機構との協力・連携に努め、国民年金事業の各種手続や制度の啓発、窓口における相談業務の充実を図っています。

### 2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 医療費の適正化に向け、県や県国民健康保険団体連合会等の関係機関と連携し、国民健康保険の健全運営に取り組みます。
- (2) 的確な年金制度の情報提供ができるよう、日本年金機構との協力・連携を図り、国民年金制度の啓発を推進します。

### 3 主な取組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	ジェネリック医薬品の使用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的なジェネリック医薬品の周知活動の検討・実施</li> <li>・医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連携</li> </ul>
2	レセプト点検の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的な点検方法の検討・実施</li> </ul>
3	国民年金の啓発・加入促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金制度の必要性や仕組みの啓発</li> </ul>

### 《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	ジェネリック医薬品の使用割合	70.7%	75.0%	80.0%

### 4 関連する個別計画等

秦野市国民健康保険第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画

※1 ジェネリック医薬品・・・先発医薬品と治療学的に同等であるものとして製造販売が承認され、一般的に先発医薬品に比べて薬価が安い医薬品

※2 レセプト・・・医療機関が医療費を請求するために、行った処置や使用した薬剤等を記載した明細書

## 第2章 誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現【福祉】

子どもから高齢者までの幅広い世代や、障害者、生活困窮者などの誰もが共に支えあい、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指します。

### 《基本施策 121》 互いに尊重し共に支えあう地域づくりの推進

#### 目指すまちの姿

- 1 市民、関係機関、団体等の協働により、社会資源を活用し主体的に地域生活課題を解決するまちづくりが推進されています。
- 2 子どもから高齢者、障害者、生活困窮者など、全ての人が社会から孤立することなくお互いに助けあい、支えあうことで住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らしています。

#### 1 現状やこれまでの取組み

- (1) 少子高齢化の進行や核家族化を背景に、ひとり暮らしや高齢者世帯が増えていることから、全ての人が共に支えあい、安心して地域で暮らせるまちづくりを進めるため、地域福祉活動の充実に努めています。
- (2) 福祉に対する理解を深め、市民の自発的な意思が行動に結びつくよう、市民、事業者、行政、社会福祉協議会が連携し、担い手の育成を推進するとともに、ボランティア活動の活性化に取り組んでいます。
- (3) 民生委員・児童委員等の地域福祉活動の担い手が高齢化し、新たな担い手の確保が困難な状況になっています。
- (4) 子ども、高齢者、障害者、生活困窮者などの各内容に応じた相談体制を整備し、関係機関との連携により、包括的な対応に取り組んでいます。
- (5) 成年後見制度の利用や虐待防止のため、普及啓発や相談支援、関係機関との連携に取り組んでいます。

#### 2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 地域共生社会の実現に向けて、市民等の意識醸成に努めます。また、市民、事業者、行政、社会福祉協議会がそれぞれの役割を持ち、協働して地域課題を解決できるよう、地域力の強化に取り組めます。
- (2) 地域福祉活動に興味を持ってもらえるよう、市民が参加しやすいボランティア等に関する講座や体験機会の充実に努めます。
- (3) 保健福祉センターが、地域福祉の推進、市民の生きがいやふれあい活動の場としての役割を果たせるよう、適正な運営に努めます。
- (4) 社会福祉協議会と連携して、高齢者や障害者等の支援に携わる関係機関や関係団体

の活動を支援し、地域で行われる支援活動の充実を図ります。

- (5) 地域の最も身近な相談相手である民生委員・児童委員の活動を周知するとともに、様々な相談を受け、関係機関へつなげるよう、活動を支援します。
- (6) 8050問題<sup>※1</sup>など地域生活課題は複合化・複雑化しています。そのため、地域共生支援センターを開設し、相談のコーディネート機能を担うとともに、市の横断的組織の「秦野市相談支援包括推進会議」や各分野の「地域共生ネットワーク会議（仮称）」等の開催により、包括的な相談支援体制の推進を図ります。
- (7) 成年後見制度の利用や虐待防止など、高齢者や障害者の人権が尊重され、その権利が擁護される体制の整備や周知・啓発活動の充実、福祉サービスの提供に取り組みます。また、成年後見制度の利用促進のため、家庭裁判所との連携の強化や地域連携ネットワーク体制の整備に取り組むとともに、親族後見人を支援する体制を整備します。
- (8) 「高齢者にやさしいまち」というエイジフレンドリーシティの構想を「地域包括ケアシステム」の仕組みに取り入れ、高齢者だけでなく誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。

### 3 主な取組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	地域共生社会の実現に向けた地域力の強化と包括的な支援体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域共生社会の理念の周知</li> <li>・地域共生支援センターの開設</li> <li>・相談支援包括推進会議の開催</li> <li>・地域共生ネットワーク会議（仮称）の開催</li> <li>・社会福祉協議会との連携の強化</li> </ul>
2	地域と連携した福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健福祉センターの管理運営の充実</li> <li>・民生委員・児童委員及び地区社会福祉協議会の活動支援</li> </ul>
3	成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見利用支援センターの運営支援</li> <li>・地域連携ネットワーク体制の整備</li> </ul>
4	エイジフレンドリーシティの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秦野市エイジフレンドリーシティ行動計画の8つの分野に対する施策を関係課と連携して実施</li> </ul>

#### 《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	地域共生社会の実現に向けた研修の実施	-	2回	2回
2	民生委員・児童委員の再任率	60.0%	60.0%	60.0%
3	保健福祉センターの利用率	68.4%	68.7%	70.0%

### 4 関連する個別計画等

秦野市地域福祉計画 秦野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画  
 秦野市エイジフレンドリーシティ行動計画 秦野市障害者福祉計画  
 秦野市子ども・子育て支援事業計画

※1 8050問題・・・80代の親が50代の子どもの生活を支え、こうした親子が社会から孤立する問題のこと



## 《基本施策 122》 安心して暮らし続けられる高齢者等への支援の充実

### 目指すまちの姿

- 1 地域全体で高齢者を支えるネットワークが構築されており、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会が実現しています。
- 2 健康寿命が延伸し、多くの高齢者が心身共に健康で、生きがいを持って生活しています。

### 1 現状やこれまでの取組み

- (1) 高齢化の進行に伴い、高齢者世帯や認知症高齢者の増加など、地域における課題が増大しており、地域高齢者支援センターの機能を強化し、高齢者の日常生活を支援しています。
- (2) 認知症地域支援推進員を配置し、認知症の方やその家族を支援する認知症サポーターを養成するとともに、認知症の状態に応じた適切なサービスを提供できるよう、取り組んでいます。
- (3) 第7期（平成30年度から令和2年度）の「秦野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づく施設整備を促進するとともに、介護サービスの質の向上と人材確保に取り組んでいます。
- (4) 在宅生活の安心確保とともに、高齢者の社会参加の促進や要支援状態となることを予防するため、介護予防・日常生活支援総合事業を推進しています。

### 2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 認知症や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。
- (2) 認知症に関する知識の普及・啓発に取り組み、認知症の方やその家族を地域全体で見守る地域づくりを推進し、認知症になっても穏やかに日常生活を過ごせる社会を目指します。
- (3) 介護人材の確保や定着促進を図り、介護サービスの質を確保するとともに、サービス供給量と保険料負担のバランスを考慮した在宅及び施設サービスの整備を検討します。
- (4) 健康寿命延伸のため、多様なニーズに対応できる介護予防・生活支援サービスの充実を図ります。
- (5) 働く意欲のある高齢者が、豊かな経験と能力を生かし、生涯現役で活躍し続けられるよう、高齢者の職域拡大及び就労者の増加を図ります。

### 3 主な取組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	地域包括ケアシステムの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域高齢者支援センターの機能強化</li> <li>・地域ケア会議で課題解決に向けた施策を多職種で共有</li> <li>・多職種が連携して在宅医療及び在宅介護を一体的に提供する体制の整備</li> <li>・多様な担い手による生活支援を進める地域支えあいの体制の整備</li> </ul>
2	高齢者の安全・安心の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅ひとり暮らし高齢者等の登録制度の周知・拡大</li> <li>・家庭内事故等対応体制整備の推進</li> <li>・ひとり暮らし高齢者等給食サービスの充実</li> <li>・見守りキーホルダーの登録制度の周知・拡大</li> <li>・災害時における避難行動要支援者対策の促進</li> </ul>
3	認知症施策の総合的な推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の正しい知識や認知症予防の普及・啓発</li> <li>・認知症地域支援推進員を中心とした認知症の人とその家族を支援する相談体制の充実</li> <li>・医療・ケア・介護サービスの連携体制整備と介護者支援の充実</li> <li>・認知症バリアフリーの推進</li> </ul>
4	介護保険サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型サービスの整備促進</li> <li>・居宅サービスの充実</li> </ul>
5	介護サービスの質や介護人材の確保と情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者への実地指導及び集団指導の実施</li> <li>・介護職員等に対する研修の充実</li> <li>・初任者研修受講料助成の実施</li> <li>・介護サービス相談員派遣の充実</li> <li>・介護保険ガイドブックや事業者パンフレットの作成及び周知</li> </ul>
6	高齢者の介護予防・自立支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防・自立支援に関する普及・啓発</li> <li>・多様な介護予防・生活支援サービスの充実</li> <li>・住民主体の通いの場の充実</li> <li>・リハビリテーション専門職等との連携強化</li> </ul>
7	高齢者の就労支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シルバー人材センターの活動支援の強化</li> <li>・働く意欲のある経験豊富な高齢者の雇用促進</li> </ul>

#### 《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	要介護等認定率	14.1%	15.8%	16.8%
2	認知症サポーター養成者数	13,250人	20,000人	24,000人
3	住民主体の通いの場への高齢者の参加者数	4,892人	5,100人	5,200人

### 4 関連する個別計画等

秦野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

認知症施策推進大綱

## 《基本施策 123》 障害者が自分らしく安心して暮らせる支援の充実

### 目指すまちの姿

障害のある人もない人も、互いに支えあいながら、「自分らしく」住み慣れた地域で生き生きと豊かに暮らしています。

### 1 現状やこれまでの取組み

- (1) 高齢化の進行等に伴い、身体障害者数が年々増加傾向にある中、精神障害や発達障害などで支援を必要としている人も増加しています。
- (2) 平成26年9月に「秦野市障害者支援委員会」を設置し、障害者等への支援体制について協議しています。また、平成29年10月には、障害者が地域で安心して生活し続けることができる拠点として「秦野市地域生活支援センター（ぱれっと・はだの）」を開設しました。
- (3) 「一人ひとりのライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援の実現」を基本方針とした「秦野市障害者福祉計画」に基づき、障害者が住み慣れた地域で生き生きと自律した生活を送ることができるよう、相談・就労・地域活動支援をはじめとした障害福祉施策を推進しています。
- (4) 平成28年10月に県が制定した「ともに生きる社会かながわ憲章」のもとに、「すべての人のいのちを大切にする」、「誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する」、「いかなる偏見も排除する」取組みを推進しています。

### 2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 障害のある人が自らの考えと判断により、地域社会の中で主体的に生き、自己実現を図るとともに、全ての人が一生涯を通じて、障害の有無に関わらず、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域社会づくりが大切です。そのため、市民や地域など社会全体で支えあう環境づくりや一人ひとりのライフステージ・障害特性に応じた施策に取り組んでいきます。
- (2) 障害者の日常生活上の様々な社会的制約を取り除くため、ソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化や、アクセシビリティ（施設・設備、サービス、情報や制度等の利用しやすさ）を推進していきます。

### 3 主な取組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	障害者が自らの意思決定に基づく自己実現を図る仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援やケアマネジメント体制の充実</li> <li>・成年後見制度利用や障害者虐待防止等の権利擁護体制の推進</li> </ul>

No.	主な施策・事業	主な内容
2	障害者の地域生活を重視した支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービスや地域生活支援の充実</li> <li>・障害福祉サービスを担う人材の確保及び資質の向上</li> </ul>
3	障害者の就労支援と生きがいづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農福連携<sup>(※1)</sup>等の推進による障害者の就労機会の拡大</li> <li>・スポーツやレクリエーション、文化活動等の社会参加活動の促進</li> </ul>
4	障害者が安全・安心に暮らせる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における避難行動要支援者対策の促進</li> <li>・理解と交流（こころのバリアフリー）の促進</li> </ul>

《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	計画相談支援人数	161人	175人	185人

4 関連する個別計画等

秦野市障害者福祉計画

秦野市障害福祉計画

秦野市地域防災計画

※1 農福連携・・・農業と福祉が連携し、障害者等の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者等の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組み

## 《基本施策 124》 生活困窮者等への支援の充実

### 目指すまちの姿

低所得者であっても生活に困窮することなく、また、失業等により生活保護を受けることになっても、就労支援等により保護から早期に脱却し、住み慣れた地域で経済的に自立した生活を送っています。

### 1 現状やこれまでの取組み

- (1) 生活困窮者自立支援法に基づき、包括的な相談事業を実施するとともに、失業者に対しては、住居確保給付金を支給しながら就労支援を実施し、また、子どものいる世帯に対しては、学習支援事業を実施することで、生活困窮者の自立促進を図っています。
- (2) 生活保護が必要な人に対しては、困窮の程度に応じた保護を行いながら、就労支援を実施し、自立の促進を図っています。

### 2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 生活困窮者に対する包括的な支援を充実させるため、自立相談支援事業や就労準備支援事業、家計管理に問題を抱える人への家計改善支援事業を実施するとともに、貧困の連鎖を防止するための子どもの学習支援事業を行うなど、生活困窮者の包括的な支援に努めます。
- (2) 生活保護が必要な人には確実に保護を実施するとともに、就労に向けた支援により自立の促進に努めます。また、一般的な就労活動が困難な生活保護受給者の支援が課題となっていることから、生活習慣の改善や就職活動に必要な知識などの習得を目指した支援に努めます。

### 3 主な取組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	就労支援の充実	・生活保護受給者の自立を促進するための就労相談、就労準備等の支援
2	生活困窮者等の自立支援	・自立相談支援や住宅確保給付金支給、家計改善支援による生活面及び経済面への支援 ・子どもの学習支援事業による学習習慣の定着及び進学等への支援

### 《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	就労による生活保護からの自立世帯数(年間)	19世帯	35世帯	35世帯

### 第3章 若い世代の結婚と出産・子育ての希望をかなえる社会環境づくりの推進【子育て】

安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりや、支援を必要とする子ども・家庭への対応を充実するなど、喜びと充足感を持って子育てができるとともに、全ての子どもが夢や希望を持てる社会環境づくりを推進します。

#### 《基本施策 131》 結婚・妊娠・出産・育児までの切れ目ない支援の充実

##### 目指すまちの姿

安心して妊娠・出産ができ、子育て世代が「秦野で子育てしてよかった」と思えるまちになっています。

#### 1 現状やこれまでの取組み

- (1) 少子化・核家族化が進み、地域のつながりの希薄化により、妊産婦やその家族を支える力が弱くなってきている傾向にありますが、令和元年度には市直営の産後ケア事業（日帰り型）を開始したほか、令和2年度からは産婦健康診査及び新生児聴覚検査費用について一部助成を始めるなど、子育て支援事業の拡充を図っています。
- (2) 市内及び近隣の産科等医療機関と、より円滑な連携体制を整備することで、妊産婦支援につながっています。
- (3) 妊娠期から子育て期に係る各種セミナーや乳幼児健康診査等により親子の健やかな成長への支援の充実に努めています。
- (4) 子ども・子育て支援新制度のスタート以降、様々な形態の保育施設を開設することにより、待機児童対策を進め、保護者の保育需要に対応しています。
- (5) 公立保育所・幼稚園の統廃合により効率的な運営体制を確保するとともに、跡地を民間事業者による新たな教育・保育施設として活用しています。
- (6) 保育士等就労促進給付金制度を創設するなど、民間保育所等での保育士を確保する取組みを支援しています。
- (7) 地域子育て支援拠点事業（「ぽけっと21」、「ちっちゃなて」）の実施や、コミュニティ保育を支援することで、乳幼児とその保護者に交流の場を提供するとともに、育児についての情報交換や子育てアドバイザーによる相談や助言を行っています。
- (8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）を運営し、子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と、子育ての援助を行いたい人（支援会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行っています。

## 2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 子育て世代包括支援センターを拠点とし、民間委託を視野に入れた産後ケア事業等を拡充するなど、さらに包括的な子育て支援に取り組むことができるよう努めます。
- (2) 乳幼児健康診査及び各種セミナーなどにおける子育て支援の継続及び充実を図ります。
- (3) 安心して妊娠、出産、子育てができる支援の一助とし、子どもを望む夫婦への妊娠前からの不妊治療費などの費用助成、出産前後における健康診査費用の補助などの継続及び充実を図ります。
- (4) 保育の質を向上させるため、公立園と私立園が連携する体制を構築し、保育内容の充実や小学校へのスムーズな接続に取り組めます。
- (5) 保育士がより就労しやすい環境整備など、保育士を確保する取組みを推進します。
- (6) 「第2期秦野市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、本市の実情や子ども・子育て会議の専門家の意見を踏まえた施策を展開し、必要に応じて計画の修正を行います。
- (7) 平日夜間や休日等の緊急一時的な子どもの預かりを行う、子育て短期支援事業<sup>(※1)</sup>の実施方法を検討します。
- (8) 地域子育て支援拠点事業やコミュニティ保育などを活用して、乳幼児とその保護者に交流の場を提供し、子育てに関する不安や負担感の緩和、社会的孤立の解消を図ります。
- (9) 子育て援助活動支援事業を幅広く周知し、依頼会員・支援会員双方の増員を図り、一層多様化する保育ニーズへの対応に努めます。
- (10) 小児医療費の通院助成の対象を中学3年生まで拡大していますが、小児の健全な育成を支援するため、社会経済情勢の変化に応じた医療費助成を行います。
- (11) 少子化の要因として、未婚化や晩婚化に伴う晩産化が指摘されているほか、若者の厳しい雇用環境や結婚に対する男女の意識の変化なども挙げられているので、誰もが希望に応じて結婚できる環境づくりに努める必要があります。
- (12) 結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、個々人の決定に特定の価値観を押し付けたり、精神的な負担感を与えたりすることがないように各事業に取り組む必要があります。

### 3 主な取組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	安心して妊娠・出産ができる保健体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世代包括支援センターの充実</li> <li>・特定不妊・不育症治療費助成の実施</li> <li>・妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査、産婦健康診査、新生児聴覚検査の費用補助の実施</li> <li>・父親母親教室、祖父母教室の開催</li> <li>・妊産婦新生児訪問の実施</li> <li>・産後ケアの実施</li> </ul>
2	健診の場を活用した子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健康診査（4か月児、7か月児、1歳児、1歳6か月児、2歳児、3歳6か月児）の実施</li> <li>・特に支援の必要な親子の早期発見及び対応</li> <li>・ニコニコきつず相談の実施</li> </ul>
3	保育所等利用環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援事業計画に基づく教育・保育の提供体制の整備</li> <li>・民間保育所等における保育士を確保する取組みの支援</li> <li>・施設の計画的な補修及び改修等の実施</li> </ul>
4	子ども・子育て環境の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援拠点事業（ぼけっと21等）の拡充</li> <li>・保護者の急病や育児疲れの解消など、多様化するニーズに対応する一時預かり事業の拡充及び子育て短期支援事業の実施検討</li> <li>・医療施設の新設や建替え等の機会を捉えた病児保育事業実施の検討</li> </ul>
5	若い世代への結婚支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労支援の充実</li> <li>・新婚世帯への住宅施策等の検討</li> </ul>

#### 《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合（1歳6か月児健康診査時調査）	86.4%	87%	87.5%
2	保育所等待機児童数	9人	0人	0人
3	地域子育て支援拠点事業の箇所数	8箇所	9箇所	9箇所

### 4 関連する個別計画等

第2期秦野市子ども・子育て支援事業計画

第3次秦野市食育推進計画（はだの生涯元気プラン）（仮称）

※1 子育て短期支援事業・・・保護者の疾病、出産や仕事等により、家庭での子どもの養育が一時的に困難になった場合に、夜間や休日等に保育を行う事業で、宿泊を伴うショートステイ事業と宿泊を伴わないトワイライトステイ事業がある



## 《基本施策 132》 安心して子育てできる環境づくりの推進

### 目指すまちの姿

安心して子どもを産み育てることができるまち、子育てに喜びを感じることでできるまち、地域社会で子育てを支えていくまちになっています。

### 1 現状やこれまでの取組み

- (1) 子どもを対象に食事の提供や学習支援、遊び、見守りを行う、子どもの居場所づくりに取り組む市民団体が安定して継続的な運営ができるよう、運営費の一部を補助するとともに、施設の確保や事業の周知等による支援を行っています。
- (2) 共働き家庭の増加、就業形態の多様化等の事情により、学童保育への需要は高まっており、公立の放課後児童ホームは、小学校の余裕教室の使用拡大や敷地内にプレハブ棟を建設することで、定員を拡大しています。また、民間学童保育に対しては、教室数の拡大や新規開所への支援を行っています。
- (3) 少子高齢化、核家族化の進行、情報化等の進展や雇用環境の悪化は、青少年を取り巻く様々な環境にも大きな影響を与えており、特に家庭での養育力や地域教育力の低下を招いています。また、情報伝達手段の多様化による情報の氾濫も青少年に悪影響を及ぼしています。これに対し、地域社会における大人と子どもの交流促進、非行防止活動及び環境浄化活動に取り組んでいます。
- (4) 青少年の活動や交流の場である「はだのこども館」、「児童館」を安全・安心に利用できるよう施設管理を行うとともに、家庭、学校、地域と連携し、集団活動、交流事業及び様々な体験学習等を行っています。

### 2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 子どもの居場所づくりの取組みが市全体に広がるよう、市民団体等と連携しながら啓発を図ります。
- (2) 今後も増加する市民ニーズに対応するため、国の「新・放課後子ども総合プラン」を推進し、放課後児童ホームと地域の参画を得た放課後子ども教室を一体的に実施することで、全児童を対象とした安全・安心な居場所づくりを目指します。
- (3) 市、家庭、学校、地域等が連携した定期的なパトロールの実施など、ホットスポット情報の共有化を図り、問題発生の未然防止、早期発見、早期対応等に取り組む、青少年の健全育成活動の推進を図ります。
- (4) より多くの青少年が集団活動や様々な交流事業、自然・社会体験学習等ができるよう、本市の特性を生かした事業の実施や施設の提供を行います。また、青少年や市民の要望に的確に応えるとともに、こども館等の施設の利便性向上に努めます。

### 3 主な取組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	子どもの居場所づくりへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの居場所づくりに取り組む市民団体への支援</li> <li>・子どもの居場所の意義の周知と啓発</li> </ul>
2	全児童を対象とした安全・安心な居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童ホームと地域の力を借りた放課後子ども教室の一体的運営の実施</li> </ul>
3	はだのこども館の利便性と事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちの学びと体験メニューの充実</li> <li>・施設有効活用のための利用者拡大の検討</li> <li>・施設の適切な維持補修の実施</li> </ul>

#### 《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	放課後児童ホームと一体的運営を行う放課後子ども教室の箇所数	0箇所	7箇所	13箇所

### 4 関連する個別計画等

第2期秦野市子ども・子育て支援事業計画

## 《基本施策 133》 支援を必要とする子ども・家庭への対応

### 目指すまちの姿

生まれ育った環境によって左右されることがなく、全ての子どもが将来に夢や希望を持てるまちになっています。

### 1 現状やこれまでの取組み

- (1) 要保護児童対策地域協議会<sup>(※1)</sup>における構成機関等を見直し、機能強化を図っています。
- (2) 子ども家庭総合支援拠点を設置し、相談体制の充実を図るとともに、児童虐待の早期発見・早期対応に努めています。
- (3) 専門相談員による「若者の自立・就職のための相談」を開始し、保健福祉センターにおいて相談を受け付けています。
- (4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）及び新生児家庭訪問事業等により、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭の把握に努め、子育ての不安に寄り添っています。
- (5) より身近な場所で親と子の良好な関係を築くためのノウハウを学ぶことができるよう、地域や学校等における出張子育て講座の充実を図っています。
- (6) ひとり親家庭等に対する経済的支援及び就労支援を行っています。

### 2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 子どもと保護者等に寄り添ったきめ細かな支援を行うために、人員体制の充実を図り、地域とつながりのない未就園等の子どもを持つ家庭への支援、乳児家庭全戸訪問事業を活用した支援の充実を図ります。
- (2) 若者の自立・就職に関するセミナー等を積極的に紹介するなど、若者が社会への一歩を踏み出すきっかけづくりを行い、複合的な地域生活課題への対応の一役を担います。
- (3) 全ての子どもとその家庭等の相談窓口である子ども家庭総合支援拠点の周知に努めるとともに、転入又は転出家庭が新しい居住地で不安なく過ごせるようニーズを聞き取り、転入元や転出先の自治体とも丁寧なやりとりを行います。
- (4) 小学校等へのお出張子育て講座の開催等により、「親支援講座事業」の充実を図るとともに、様々な広告媒体を活用した広報啓発を実施することで、体罰によらない子育てに向けた施策を推進します。
- (5) ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援を実施し、教育に関する費用負担の軽減を図るとともに、全ての子どもが質の高い教育が受けられる環境を整備します。
- (6) ひとり親家庭等への経済的支援や就労支援等を継続し、早期の自立と生活の安定を図ります。

### 3 主な取組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	子どもの健やかな成長のための相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども相談の実施</li> <li>・乳児家庭全戸訪問の実施</li> <li>・養育支援訪問の実施</li> <li>・親支援講座の開催</li> <li>・未就園児等訪問の実施</li> <li>・児童虐待の早期発見・早期対応</li> </ul>
2	若者のひきこもり等への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若者の自立・就職に関する相談の実施</li> </ul>
3	ひとり親家庭等の子どもへの学習支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭等の子どもを対象とする学習支援の実施</li> </ul>
4	ひとり親家庭等の保護者の自立に向けた環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「母子家庭等自立支援教育訓練給付金」及び「母子家庭等高等職業訓練促進給付金」の給付</li> <li>・母子・父子自立支援員によるひとり親家庭に対する相談の実施</li> </ul>

#### 《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	要保護児童等 <sup>(※2)</sup> に対する個別ケース検討会議の開催割合	14%	30%	50%
2	ひとり親家庭等の保護者の資格取得後の就職状況	100%	100%	100%

### 4 関連する個別計画等

#### 第2期秦野市子ども・子育て支援事業計画

※1 要保護児童対策地域協議会・・・要保護児童等への適切な保護や支援を図るため関係機関等の関係者により構成される児童福祉法に定められた協議会

※2 要保護児童等・・・要保護児童、要支援児童、特定妊婦など、保護や支援を行うことが特に必要と認められる児童や妊婦

## 【第2編】

### （基本目標）

生涯にわたり豊かな心と健やかな体を育むまちづくり

【教育・文化・スポーツ】

### （基本政策）

第1章 子どもたちの生きる力を育む教育環境づくりの推進【教育】

第2章 生涯にわたり学び生かす環境づくりの推進【生涯学習】

第3章 豊かな市民文化と平和意識を育む環境づくりの推進  
【文化芸術・平和】

第4章 生涯にわたりスポーツを楽しめる環境づくりの推進【スポーツ】

## 第1章 子どもたちの生きる力を育む教育環境づくりの推進【教育】

子どもたちの育ちと学びの連続性を大切にしながら、確かな学力の定着・向上を図るための教育環境づくりを推進するとともに、子どもたちが安全・安心で、質の高い教育を享受できる教育基盤の整備を進めます。

また、地域の特性を生かした学校づくりを進めるため、学校、家庭、地域、行政が協働・連携して取り組みます。

### 《基本施策 211》教育水準の改善・向上による子どもたちの新たな学びの推進

#### 目指すまちの姿

- 1 子どもたちの育ちや学びの連続性を意識した園小中一貫教育、ICTを活用した新たな学びのスタイルの構築及び園・学校と家庭・地域が協働・連携した秦野の特色ある教育活動など、教育環境を整備したことで、教育水準が改善・向上し、持続可能なまちづくりを担う子どもたちの育成が図られています。
- 2 個に応じた支援体制、福祉・人権教育や道徳教育が推進され、子どもたち一人ひとりが豊かな人間性を育むことができる教育環境が整備されています。

#### 1 現状やこれまでの取り組み

- (1) 園小中一貫教育の取り組みを土台に、育ちと学びの連続性を大切にしながら、多様で変化の激しい社会に対応できる子どもを育むため、知・徳・体にわたる「生きる力」を育む教育を推進しています。
- (2) 園小中一貫教育の推進については、これまでの取り組みを総括するとともに、学びの連続性を意識した段階的・系統的指導の充実を図り、教育水準の改善・向上に向けた取り組みを強化しています。
- (3) 確かな学力の向上については、学習指導要領が求める「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、学校と教育委員会が協働して取り組んでいます。
- (4) 少子化や幼児教育・保育の無償化等の社会経済情勢の変化により、公立幼稚園の園児数が減少する中、公立園と私立園が連携して幼児教育・保育の質の充実を図っていくため、「秦野市幼児教育・保育環境整備計画」を策定し、持続可能な幼児教育・保育環境の整備に向け取り組んでいます。
- (5) 「インクルーシブ教育<sup>(※1)</sup>」の推進については、個に応じたきめ細かな支援を必要とする園児・児童・生徒が年々増加しており、様々な教育課題を的確に把握し、適切な支援が行えるよう努めています。
- (6) いじめ・不登校への対策については「秦野市いじめ防止基本方針<sup>(※2)</sup>」に従い、未然防止の取り組みとして児童生徒にとって安全・安心な学校環境づくりを推進するとともに、早期発見・早期対応のための組織的な支援体制の強化に取り組んでいます。

## 2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 子どもたちの「生きる力」を育むため、公私立の枠を越えた就学前教育・保育、小学校、中学校の円滑な接続を図り、「義務教育学校<sup>(※3)</sup>」も視野に入れた、育ちと学びの連続性を確保した「園小中一貫教育<sup>(※4)</sup>」をさらに推進する必要があります。
- (2) 学習指導要領で求められる新たな学力の定着に向けて、教員の授業力向上や家庭学習を推進するとともに、「GIGAスクール構想<sup>(※5)</sup>」に基づく学校教育の情報化など「新たな学びプロジェクト」を展開し、子どもたちの確かな学力の定着・向上を図っていく必要があります。
- (3) 幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期であることに鑑み、「秦野市幼児教育・保育環境整備計画」に基づく、園小中一貫教育の推進と公立幼稚園の配置の見直し等により、幼児教育・保育の質の充実を図っていく必要があります。
- (4) 個別に支援を必要とする児童生徒への支援の拡充と、それぞれの教育ニーズに応じた学びの場の充実のため、インクルーシブ教育の推進及び「合理的配慮<sup>(※6)</sup>」を踏まえた教育活動のあり方についての理解を進める必要があります。
- (5) いじめや不登校の未然防止のため、「いじめを考える児童生徒委員会<sup>(※7)</sup>」をはじめとする子どもたちが主体となった学校風土づくりの取組みを引き続き推進するとともに、児童生徒の抱える様々な問題に対し、学校の組織的な対応、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職、関係機関等と連携した支援をより一層徹底する必要があります。

## 3 主な取組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	園小中一貫教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公私・校種の枠を越えた「めざす子ども像」の共有</li> <li>・地域の特色を生かした教育活動の推進</li> <li>・「園小接続カリキュラム<sup>(※8)</sup>」の作成</li> </ul>
2	確かな学力の定着・向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習指導要領に基づく新たな学びのスタイルへの変革</li> <li>・「非認知能力<sup>(※9)</sup>」の育成を目指した取組みの強化</li> </ul>
3	はだの元気っ子プランの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の活用</li> <li>・「早寝早起き朝ごはん<sup>(※10)</sup>」の取組みの推進</li> <li>・部活動指導員等を活用した部活動改革の推進</li> </ul>
4	幼児教育・保育の質の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質の充実に向けた取組みの中核を担う乳幼児教育保育支援センター機能の創設</li> <li>・公立幼稚園の配置の見直し</li> </ul>
5	インクルーシブ教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合理的配慮に基づいた多様で柔軟な教育環境の整備</li> <li>・小中学校通級指導教室の拡充</li> </ul>
6	福祉・人権教育、道徳教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助けあいの心を育てる福祉・人権教育の推進</li> <li>・学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実</li> </ul>

No.	主な施策・事業	主な内容
7	いじめ・不登校対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関や専門職と連携した支援</li> <li>・新たな学びの場としての支援体制の構築</li> </ul>
8	薬物乱用防止教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校での薬物乱用防止教室の実施</li> <li>・関係機関と連携した啓発活動の実施</li> </ul>

《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	全国学力・学習状況調査等における集計値			
	平均正答率	60.2%	全国平均以上	全国平均以上
	学習意欲	60.4%	全国平均以上	全国平均以上
	非認知能力 <sup>(※9)</sup>	-	全国平均以上	全国平均以上
2	園小中一貫教育の推進	-	園小接続カリキュラムの作成	乳幼児教育・保育支援センター機能による園小中一貫教育の充実

4 関連する個別計画等

秦野市教育振興基本計画 秦野市いじめ防止基本方針

秦野市子ども・子育て支援事業計画 秦野市幼児教育・保育環境整備計画

- ※1 インクルーシブ教育・・・全ての子どもがなるべく同じ場で共に学び共に育つことを目指す考え方
- ※2 秦野市いじめ防止基本方針・・・「いじめ防止対策推進法」に基づく、本市の「いじめの基本的な考え方」、「基本施策・取組」、「いじめ防止を推進する体制」等の方針
- ※3 義務教育学校・・・小学校課程から中学校課程までの義務教育を一貫して行う学校
- ※4 園小中一貫教育・・・公立と私立の設置主体や幼稚園・保育所・こども園の園種の枠を超えた就学前教育・保育から小学校・中学校までの子どもの育ちと学びの連続性と系統性を確保した教育
- ※5 GIGAスクール構想・・・Global and Innovation Gateway for Allの略で、児童生徒に1人1台の端末と通信ネットワークを一体的に整備し、公正に個別最適化された創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現させる構想
- ※6 合理的配慮・・・障害のある人から社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としている意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応に努めること。教育活動においては、教員、支援員等の確保、施設・設備の整備、個別の支援計画や指導計画に対応した柔軟な教育課程の編成や教材等の配慮が考えられる
- ※7 いじめを考える児童生徒委員会・・・平成20年に設置された、いじめを生まない学級・学年・学校風土をつくることを目的とした、児童生徒で組織された委員会
- ※8 園小接続カリキュラム・・・就学前教育と小学校教育の円滑な接続を目指した、教育及び保育の充実を図っていくためのカリキュラム
- ※9 非認知能力・・・自制心や協調性といった学習意欲を支える力
- ※10 早寝早起き朝ごはん・・・就寝や朝食を核として、学力や体力向上の基盤となる基本的な生活習慣の定着を推進する取組み



## 《基本施策 212》家庭・地域との協働による学校づくりの推進

### 目指すまちの姿

学校運営全般にわたり、地域の方々の経験と、その地域の特性を生かした学校づくりが進み、学校が地域の核となることで地域コミュニティが活性化しています。

### 1 現状やこれまでの取組み

- (1) 人口減少、少子高齢化が進行する中で、地域力を生かした、子どもと地域が共に育ちあう学校づくりを進めています。
- (2) 市民力を生かした学校支援の体制づくりとして、ボランティアバンクを設立し、「寺子屋方式による学習支援<sup>(※1)</sup>」を行っています。
- (3) 全ての幼稚園・こども園、小中学校において地域資源を生かした環境教育や地域教育が実践されています。また、環境意識の高い、郷土を愛する子どもたちを育むため、地域に根ざした教育の実践を継続しています。

### 2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 中学校区ごとに展開してきた「子どもを育む懇談会<sup>(※2)</sup>」と「学校運営協議会<sup>(※3)</sup>」の役割を整理することで教職員の負担軽減を図り、全市的に「コミュニティ・スクール<sup>(※4)</sup>」を拡充し、学校、家庭、地域、行政が協働により地域に開かれた学校づくりを目指していく必要があります。
- (2) 市民力を生かした学校支援の充実を図るため、国が目指す「地域学校協働本部<sup>(※5)</sup>」の枠組を生かした体制整備が必要です。
- (3) ふるさと秦野を愛する子どもたちを育むため、本市の自然、風土、産業、伝統、文化などを見る、聴く、触れる機会を増やしていく必要があります。

### 3 主な取組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	コミュニティ・スクール研究実践事業の推進	・「CSディレクター <sup>(※6)</sup> 」の配置と地域での講演会開催 ・地域住民の教育活動への参加・支援体制の構築
2	郷土を愛し、大切に育てる子どもの育成	・「はだのっ子アワード事業 <sup>(※7)</sup> 」の拡充 ・SDGsを踏まえた東海大学と連携した環境教育の推進

### 《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	学校運営協議会の設置校数	7校	14校	22校
2	はだのっ子アワード参加児童生徒割合	全児童生徒の 3.25%	全児童生徒の 5%	全児童生徒の 6%

## 4 関連する個別計画等

秦野市教育振興基本計画

秦野市生涯学習推進計画

- ※1 寺子屋方式による学習支援・・・ボランティア等の学習支援者が、児童生徒のそれぞれの学習課題に応じたサポートをする方式による学習支援
- ※2 子どもを育む懇談会・・・地域における自然体験や社会体験等の活動を通じて子どもたちの健全育成を図ることを目的とした、各中学校区で開催されている懇談会
- ※3 学校運営協議会・・・教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関
- ※4 コミュニティ・スクール・・・学校運営協議会を設置した学校
- ※5 地域学校協働活動本部・・・幅広い地域住民や団体等の参画により形成された緩やかなネットワークにより、地域学校協働活動を推進する体制
- ※6 CSディレクター・・・コミュニティ・スクールディレクターの略称。主に学校運営協議会の運営に係る事務補助及びコミュニティ・スクールの取組みの推進を担当
- ※7 はだのっ子アワード事業・・・平成19年に創設した、ふるさと秦野を愛する子どもたちを育むため、本市の自然、風土、産業、伝統、文化その他の地域資源を生かした学習機会及び体験機会における子どもたちの努力を顕彰する事業

## 《基本施策 213》次世代を見据えた教育基盤の整備

### 目指すまちの姿

子どもたちが安全・安心で、質の高い教育を享受できる環境が整備されています。

### 1 現状やこれまでの取組み

- (1) 学校給食事業における食育及び地産地消を推進するため、公民連携方式で整備・運営する学校給食センターに調理見学通路や研修・会議室を設置するとともに、できるだけ多くの地場産物を活用できる設備の導入等の環境整備に取り組んでいます。
- (2) 教員の児童生徒と向きあう時間の確保とスキルアップとともに学校の組織力・マネジメント力の強化を図るため、「秦野市学校業務改善方針<sup>(※1)</sup>」に基づき計画的な取組みを実施しています。
- (3) 国のGIGAスクール構想に基づく学校教育の情報化、義務教育学校も視野に入れた小中学校の施設一体化など、次世代の教育を見据えた環境整備に取り組んでいます。
- (4) 学校教育施設については、子どもたちが安心して快適に利用できるトイレの整備を進めるとともに、学校体育館と公民館に地域防災機能を兼ね備えた複合施設として西中学校体育館を整備しました。また、施設や設備の老朽化に対応するため、施設改修工事を実施し、安全・安心で快適な学習環境の確保に努めています。

### 2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 学校給食センターを活用し、学校、保護者、学識経験者及び関係機関等が連携しながら、安全・安心で新鮮な地場産物の安定的な調達に努めます。また、学校給食費の徴収・管理に係る学校や保護者の負担軽減のため、中学校給食では令和3年度から公会計制度を導入し、小学校給食でも段階的な公会計制度への移行を目指します。
- (2) 新たな学校業務改善方針に基づく教職員の働き方改革に向けた環境整備と意識改革を加速させ、学校と教職員が、働き方を見直す意識と行動を身につけていく必要があります。
- (3) 学校教育の情報化及び小中学校の施設一体化については、計画に基づき着実に推進していく必要があります。
- (4) 学校施設や設備の経年劣化が進む中で、施設の耐用年数を踏まえた建替えなども考慮しながら、計画的に施設改修を進める必要があります。

### 3 主な取組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	中学校給食の完全実施	・産学公民連携による食育及び地産地消の推進 ・給食費の徴収・管理における公会計制度の導入
2	学校業務改善推進事業の推進	・学校支援体制の充実 ・学校ICT化の推進
3	学校教育の情報化	・ICT環境の充実及び適切な維持管理
4	学校図書館の充実	・学校ICT化に合わせた環境整備の推進
5	学校施設等環境改善の推進	・建物等の改修・更新計画に基づく計画的な改修 ・小中学校校舎等の照明のLED化 ・小学校給食室の環境整備及び計画的な改修・更新
6	教育施設一体化の推進	・将来の建替えに向けた整備手法等の検討

#### 《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	学校給食の食材に占める地場産物の使用率（再掲）	24.1%	40.0%	50.0%
2	教職員ストレスチェック指数 <sup>(※2)</sup> (総合健康リスク <sup>(※3)</sup> 小中学校平均)	93	前回値以下	前回値以下

### 4 関連する個別計画等

秦野市教育振興基本計画      秦野市学校業務改善推進方針  
 秦野市公共施設再配置計画      秦野市公共施設保全計画（仮称）  
 秦野市学校教育情報化推進計画

- ※1 秦野市学校業務改善方針・・・教員の長時間労働の実態を踏まえた国の働き方改革に伴い、教職員一人ひとりが健康で生き生きとやりがいを持って勤務でき、教育の質を高める環境づくりをさらに進めるため、平成30年度から令和2年度を集中推進期間として、具体的な28項目の改善方策を定めた方針
- ※2 ストレスチェック・・・ストレスに関する質問に労働者が記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるかを把握できる検査で、メンタルヘルス不調を未然に防止するため労働安全衛生法により労働者50人以上の事業所に実施が義務付けられている
- ※3 総合健康リスク・・・「仕事の負担度」と「職場の支援状況」を合わせ、その集団においてストレスが心身の健康にどのくらい影響が出てくる状態かを総合的に評価したもので、全国平均の健康リスクを「100」とし、数値が大きいほど負担が大きいことを表す

## 第2章 生涯にわたり学び生かす環境づくりの推進【生涯学習】

誰もが自由に学習機会を得て、その成果を生かすことができるよう、生涯学習環境の充実に努めます。

また、公民館及び図書館の計画的な改修等を行い、地域の交流拠点や知的な学習活動を育む場としての環境づくりを推進します。

### 《基本施策 221》生涯学習活動の推進

#### 目指すまちの姿

- 1 市民の誰もが満足できる学習機会がいつでもどこでも自由に得られるとともに、その成果が人から人、地域へと広がり、一人ひとりが今よりも豊かな人生を送っています。
- 2 市民がインターネットや配送便等を利用し、身近な場所で手軽に本を借り、読書を楽しんでいます。

#### 1 現状やこれまでの取組み

- (1) 市内公民館 11 館を中心に市民が自由に学習し、その成果が評価される環境づくりに努めています。
- (2) 学習活動の成果を生かす発表の場の提供や生涯学習講座の開催など、学べる楽しさを感じることができる環境づくりに努めています。また、学校、家庭、地域と連携することにより家庭教育の充実に努めています。
- (3) 地域資源を活用することにより、地域づくり、まちづくりの担い手育成及び地域力の向上に努めています。
- (4) 快適で市民の役に立つ図書館を目指して、公民館図書室等との連携、子ども読書活動を推進する事業などを実施しています。
- (5) 他市町村との広域利用協定により 18 市町村の図書館、図書室との連携による図書館サービスの利便性の向上を図っています。

#### 2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 市民の充実した生涯学習を支援するため、アンケート等による受講者ニーズの把握と効果的な広報に努め、魅力ある学習機会の提供を図ります。
- (2) 人口減少、少子高齢化の進行をはじめとする多様な問題が顕在化する地域社会において、住民主体で課題や時代の変化に対応することができるよう、地域社会の新たな担い手育成に向けた学習機会を提供します。
- (3) SDGs の「誰一人として取り残さない」という理念や、新型コロナウイルス感染症の情勢に鑑み、市民の誰もが、いつでもどこでも学ぶことができる機会を提供するため、講座の資料公開や動画配信など、新たな学びの環境整備に努めます。

- (4) 若い世代の自主的な学びのきっかけづくりを進めるため、SNS等を活用した情報発信や電子申請による講座の受付など、申し込み方法の拡充に努めます。
- (5) 図書館の持つ機能を活用し、市民の読書をはじめとした学びを支えるための支援を通じて、生涯学習の充実につながるよう、多様な資料や情報の収集・整理・提供・保存を行います。
- (6) 子どもの頃から読書の習慣を身につけ、読書を通じて豊かな心が育まれるよう、家庭や学校、地域なども含めた意識啓発活動を行います。

### 3 主な取組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	地域コミュニティ活動拠点としての公民館事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民提案型事業の充実</li> <li>・公民館協働事業の充実</li> <li>・地域協働事業の充実</li> </ul>
2	地域づくりを担う人材育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来を担う人づくりの推進</li> <li>・ボランティアの充実や人材活用の推進</li> </ul>
3	地域における学習成果の活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習成果を発表する機会の充実</li> <li>・学習成果を地域で生かす機会の充実</li> </ul>
4	家庭教育支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秦野市PTA連絡協議会と協働事業の実施及び活動支援</li> <li>・親と子のふれあう場を提供する事業の推進</li> </ul>
5	学習環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SNS等を利用した情報発信の充実</li> </ul>
6	暮らしに役立つ図書館づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館資料の充実</li> <li>・ICTを活用したサービスの検討</li> <li>・図書館資料配送サービスの充実</li> </ul>
7	特色ある図書館活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郷土図書資料の収集・保存</li> <li>・前田夕暮に関する文学遺産の活用</li> </ul>

#### 《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	公民館自主事業参加者数（年間）	56,500人	57,500人	58,000人
2	はだの生涯学習講座等の実施回数（年間）	8回	10回	10回
3	図書館資料の予約受付件数（年間）	114,418件	115,000件	115,500件

### 4 関連する個別計画等

秦野市教育振興基本計画      秦野市生涯学習推進計画  
 秦野市立図書館基本計画

## 《基本施策 222》生涯学習環境の確保の推進

### 目指すまちの姿

- 1 計画的に整備された生涯学習施設で、多くの市民による充実した自主学習が展開されるとともに、地域の拠点として、様々な人々による交流でにぎわっています。
- 2 豊かな自然に囲まれた図書館の館内やテラスで、多くの人が様々な分野の本や雑誌を手に取り、思い思いの時間を過ごしています。

### 1 現状やこれまでの取組み

- (1) 良好な学習環境を維持・提供するため、公民館及び図書館の計画的な改修に努めていますが、施設の老朽化が進んでいます。
- (2) 公共施設の適正な配置と効率的な管理運営の実現を目指した、公共施設再配置の取組みの一環として、老朽化が進む西公民館を西中学校体育館と複合化し建替えました。

### 2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 安全・安心で快適な施設として公民館及び図書館の計画的な改修を行うとともに、公共施設の再配置を推進する中で、老朽化が進む公民館の建替え等を検討する必要があります。
- (2) 図書館では、市民が交流し、学習活動を育む場として、市民の読書活動を支えていく必要があります。

### 3 主な取組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	公民館設備等の計画的改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館トイレの改修</li> <li>・公民館照明のLED化</li> <li>・老朽化施設、設備の改修・更新</li> </ul>
2	図書館設備等の計画的改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エレベーター及び給排水設備等の更新</li> </ul>
3	公民館整備計画の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設再配置計画に基づく建替え時期等の検討</li> </ul>

### 《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	公民館利用者数（年間）	512,500人	516,000人	517,000人
2	図書館入館者数（年間）	219,888人	220,000人	221,000人

### 4 関連する個別計画等

秦野市教育振興基本計画      秦野市生涯学習推進計画  
 秦野市立図書館基本計画

### 第3章 豊かな市民文化と平和意識を育む環境づくりの推進

#### 【文化芸術・平和】

市民の自主的、創造的な文化芸術活動を支援するとともに、より多くの市民が質の高い文化芸術に触れる機会の提供に努めます。

郷土の歴史的文化遺産を後世に引き継ぎ、本市の魅力として効果的に発信するため、保存と活用に向けた取組みを推進します。

また、市民一人ひとりの平和を愛する意識を育むため、様々な平和事業を推進するとともに、市民主体の国際交流活動の支援に努めます。

#### 《基本施策 231》市民の文化芸術活動の振興

##### 目指すまちの姿

市民の自主的、創造的な文化芸術活動や、より多くの市民が参加できる質の高い文化芸術事業が展開されています。

#### 1 現状やこれまでの取組み

- (1) 「物質的豊かさ」から文化芸術が生み出す「心の豊かさ」を求める志向が強まっており、本市では、市民文化の振興を図る財源としての「秦野市文化振興基金」の活用などを通じて、市民の自主的で創造的な文化芸術活動の振興に取り組んでいます。
- (2) 市展、文化祭、子どもの市展、丹沢音楽祭などの開催、「彫刻のあるまちづくり」などにより、市民文化の振興に努めています。
- (3) 文化会館での音楽や芸能など幅広い分野で質の高い公演の実施、宮永岳彦記念美術館やはだの浮世絵ギャラリーでの優れた芸術作品の鑑賞の機会の提供により、文化芸術の振興に努めています。

#### 2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 文化振興基金の活用については、地域の特性、特色を捉えた文化芸術活動や、市民への効果が期待される事業に対して支援を行うとともに、さらに質の高い活動が展開されるよう支援の充実を図ります。
- (2) 文化芸術振興の一助となるよう、幅広い年代の市民が質の高い文化芸術に触れる機会として、市展、文化祭、子どもの市展、丹沢音楽祭などを開催するとともに、野外彫刻については、いつまでも市民に親しまれるよう適正な維持管理に努めます。
- (3) 文化会館については、幅広い年代の市民が文化芸術への関心を高め、利用する機会につながるよう、様々な手法を検討、展開するとともに、利用者が安全・安心で、快適に使用できる施設の維持管理に努めます。また、宮永岳彦記念美術館やはだの浮世絵ギャラリーを活用した文化芸術の振興を図るとともに、美術作品の活用方法を検討します。



### 3 主な取組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	市民の自主的な創作活動に対する支援	・市民や文化芸術団体の文化芸術活動への支援の充実
2	文化芸術活動の成果活用の支援の充実	・市展、文化祭の充実
3	文化会館設備機器等の計画的な更新	・老朽化施設、設備の改修・更新
4	質の高い文化芸術の提供	・宮永岳彦記念美術館及びびはだの浮世絵ギャラリーの充実 ・美術作品の活用方法の検討

#### 《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	市展来場者数（年間）	3,200 人	3,400 人	3,500 人
2	文化会館来場者数（年間）	187,686 人	200,000 人	200,000 人

### 4 関連する個別計画等

秦野市教育振興基本計画

秦野市生涯学習推進計画

**《基本施策 232》郷土の伝統文化の伝承と文化財の保存・活用****目指すまちの姿**

文化財の管理・活用について、所有者と民間の推進団体で地域一丸となった計画的な取組みが展開されるとともに、民間と行政が協働で取り組むことにより、文化財が守り継がれています。

**1 現状やこれまでの取組み**

- (1) 文化遺産を後世に引き継ぎ、本市の魅力を発信していくため、平成30年度に東光寺薬師堂山門を市重要文化財に指定しました。また、令和元年度には東光寺木造薬師如来立像が県重要文化財に指定され、旧芦川家住宅母屋（緑水庵）が国の有形文化財に登録されたほか、震生湖の国登録記念物に向けての意見具申などを行い、文化財の国登録等に向けて積極的に取り組みました。
- (2) 秦野再発見の拠点づくりを進めるため、桜土手古墳展示館の展示方法など、総合的歴史博物館に向けた検討を進め、令和2年11月に「はだの歴史博物館」として、リニューアルをしました。
- (3) 民具台帳をデジタル化するとともに、市史資料室から引き継いだ写真のデジタル化に着手しました。

**2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向**

- (1) これまでの文化財調査結果を精査し、指定にふさわしい文化財の洗い出しを行うとともに、本町四ツ角周辺の近代建造物などの文化財の調査・整理を行い、国登録等に向けた取組みを進め、保存・活用を図ります。また、文化財保護条例の改正や市登録文化財制度の導入についても検討します。
- (2) 桜土手古墳展示館から移行した「はだの歴史博物館」では、市の歴史全般が学べる生涯学習拠点として文化財に関する情報を市内外に発信し、その活用と保存に向けて取り組んでいきます。
- (3) 分散している文化財等収蔵施設の集約及び収蔵資料台帳のデジタル化等に取り組むとともに、その活用にあたっては、はだの歴史博物館での展示のほか、データベースでの検索や閲覧、貸出を検討します。

### 3 主な取組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	文化財の保存管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本町四ツ角周辺の建造物調査</li> <li>・登録、指定文化財を活用した普及事業の開催</li> <li>・収蔵資料のデジタル化</li> </ul>
2	はだの歴史博物館の運営の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郷土や伝統文化を知り、保存・継承していくための学習の充実</li> <li>・施設規模及び展示スペースの検討</li> </ul>
3	文化財等収蔵施設の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な管理・活用方法が可能な施設の確保</li> </ul>
4	波多野庄の復活	<ul style="list-style-type: none"> <li>・波多野氏関連普及事業の開催</li> </ul>

#### 《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	波多野氏関連普及事業の開催数	0回	2回	3回
2	文化財の指定および意見具申数	2件	3件	3件
3	講座・企画展の開催数	11回	12回	12回

### 4 関連する個別計画等

秦野市教育振興基本計画

秦野市生涯学習推進計画

## 《基本施策 233》平和意識の普及・啓発の推進

### 目指すまちの姿

- 1 平和を愛する心が育まれ、市民の平和意識が高まっています。
- 2 市民主体の国際交流・協力活動が活発に行われています。

### 1 現状やこれまでの取組み

- (1) 昭和44年に制定した「市民憲章」で、平和を願う市民の強い思いを示すとともに、昭和61年には、恒久平和や非核三原則の堅持を柱とする「平和都市宣言」を制定しました。また、核兵器廃絶の実現に向けて「日本非核宣言自治体協議会」や「平和首長会議」の一員として、平和を希求する自治体であることを市内外に発信しています。
- (2) 平成20年6月には、市民一人ひとりが平和や命の大切さを考え、行動する機会として毎年8月15日を本市独自の「秦野市平和の日」と決めました。これらの趣旨を広め、市民の平和意識を高めていくため、様々な平和事業を展開しています。

### 2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 平和を脅かす世界の様々な問題を地域の視点から捉え、地域において平和を愛する心を育むため、「秦野市平和都市宣言」や「秦野市平和の日」の理念を伝承し、市民と協働した平和啓発事業を展開するとともに、市民の主体的な活動への支援にも努めます。
- (2) 市民の国際理解を深め、国際感覚を醸成する環境を整えていくため、姉妹都市のアメリカパサデナ市、友好都市の韓国坡州市などの情報を提供し、市民主体の国際交流活動の支援に努めます。

### 3 主な取組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	平和意識の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民と協働した平和啓発の推進</li> <li>・市民の主体的な平和学習や活動の促進</li> </ul>
2	多様な国際交流活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・姉妹、友好都市の情報提供及び市民と連携した継続的かつ密接な交流事業の推進</li> <li>・市民、市民団体が行う国際交流活動等への支援</li> </ul>

### 《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	平和啓発事業の参加者数	2,400人	2,560人	2,640人
2	国際交流事業の参加者数	370人	395人	410人

## 第4章 生涯にわたりスポーツを楽しめる環境づくりの推進【スポーツ】

子どもから高齢者までの誰もがスポーツを楽しみ、生き生きと暮らすことができるよう、ライフステージや志向に応じた多様なスポーツ活動の普及促進を図ります。

また、スポーツ施設の計画的な更新と効率的で効果的な管理運営の検討を進めるとともに、スポーツを支える人材の確保・育成に努めます。

### 《基本施策 241》スポーツ活動の普及促進

#### 目指すまちの姿

子どもから高齢者までの誰もが、それぞれのライフステージや志向に応じたスポーツ活動を通じて、健康に生き生きと暮らしています。

#### 1 現状やこれまでの取組み

- (1) 令和元年度にラグビーワールドカップ 2019 が開催され、令和3年度には、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会、令和4年度には、ねんりんピックかながわ 2022 の開催を控えるなど、ビッグスポーツイベントの開催により、スポーツへの機運が高まりを見せています。
- (2) ウォーキングや散歩、筋力トレーニングなどの一人でも気軽に楽しむことができるスポーツ活動を行う市民の割合が高くなっています。
- (3) 平成28年度に「秦野市スポーツ推進計画」を策定し、「する」、「みる」、「ささえる」の視点からスポーツ活動の普及促進に努めています。
- (4) 国内有数のクライミング拠点となる、「はだの丹沢クライミングパーク」を整備し、隣接する県立山岳スポーツセンターと連携してクライミングの普及促進に努めています。

#### 2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会やねんりんピックかながわ 2022 の開催を契機に、さらなる生涯スポーツ活動の普及促進を図ります。
- (2) 「はだの丹沢クライミングパーク」を基点に、県をはじめ、関係団体や民間事業者等と連携したクライミングの普及促進等を図ります。

#### 3 主な取組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	スポーツ・レクリエーション人口の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツの普及促進（パラスポーツを含む）</li> <li>・各種スポーツ大会・企画の実施</li> </ul>
2	クライミングの普及促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教室事業や体験会等を通じたクライミングの普及促進</li> <li>・大会の開催等、クライミングの聖地を目指す取組みの推進</li> </ul>

## 《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	「週1回30分以上スポーツ・レクリエーション活動をする市民」の割合	42.8%	59.0%	65.0%

## 4 関連する個別計画等

第2期秦野市スポーツ推進計画

## 《基本施策 242》スポーツ環境の充実

### 目指すまちの姿

誰もが気軽にスポーツに親しみ、楽しさや絆を感じています。

### 1 現状やこれまでの取組み

- (1) おおね公園多目的広場を人工芝舗装に改修したほか、サンライフ鶴巻の体育室床の改修、寺山スポーツ広場の防球ネットの改修等により、スポーツ施設の安全・安心な維持管理に努めています。  
また、スポーツ施設の日常管理や点検結果等を踏まえ、劣化状況による改修等の優先順位を付け、施設の修繕及び改修を実施しています。
- (2) 施設予約システムの対象施設として、スポーツ広場を加え、管理者及び利用者の利便性の向上に努めています。
- (3) 栃窪スポーツ広場をハイカーが立ち寄れる解放型の広場とするなど、スポーツ施設の効率的かつ効果的な管理運営に努めるとともに、羽根地内にある市有地の調査を行うなど、今後の有効利用に向けた検討を進めています。
- (4) 市スポーツ協会等のスポーツ関係団体と連携し、「する」、「みる」、「ささえる」の視点から、スポーツ環境の充実に努めています。

### 2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) スポーツ施設については、施設や設備の多くが耐用年数を超える中、適切な時期に大規模更新を行うため、定期点検の結果を参考にし、軽微な修繕を適宜行いながら、計画的な更新に努めます。
- (2) 効率的かつ効果的な管理運営については、さらなるスポーツ環境の充実に図るため、指定管理者制度への移行や、公民連携手法の導入を踏まえた検討を進めます。
- (3) 表丹沢などの地域資源を活用したスポーツの普及促進を図るとともに、多目的グラウンドであるスポーツ広場のあり方の検討を進め、羽根地内や渋沢丘陵周辺などでの適地の調査、整備を検討します。
- (4) スポーツ人口が減少する中、スポーツを支える団体や指導者の育成が課題となっているため、地域や関係団体との協働により、スポーツを支える人材の確保・育成に努めます。

### 3 主な取組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	スポーツ施設等の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カルチャーパーク総合体育館の修繕・改修</li> <li>・おおね公園温水プール棟の修繕・改修</li> <li>・屋外スポーツ施設の修繕・改修</li> <li>・多目的グラウンドであるスポーツ広場の有効利用・整備等の検討</li> </ul>
2	スポーツ関係団体等への支援・育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツボランティアの育成</li> <li>・スポーツ関係団体への支援</li> </ul>

#### 《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	スポーツ環境に対する満足度	28.1% (ハードのみ)	40.0%	50.0%

### 4 関連する個別計画等

第2期秦野市スポーツ推進計画

秦野市スポーツ施設ストック最適化方針（仮称）

秦野市公共施設再配置計画第2期基本計画

秦野市公共施設保全計画（仮称）



## 【第3編】

(基本目標)

名水の里の豊かな自然と共生し安全・安心に暮らせるまちづくり

【環境・農林業・安全・安心・上下水道】

(基本政策)

第1章 環境と共生する快適な暮らしの確保【環境】

第2章 地域特性を生かした都市農業の振興【農業】

第3章 持続可能な森林整備と里山林の保全【林業】

第4章 市民の生命と暮らしを守る安全・安心な生活環境づくりの推進  
【安全・安心】

第5章 安全・安心な上下水道の持続【上下水道】

## 第1章 環境と共生する快適な暮らしの確保【環境】

市民の誰もが豊かな自然の恩恵を受け、潤いのある生活を送るため、地球環境への負荷が少ない地域社会の実現に向け、緑地等の保全、再生可能エネルギーの活用、リサイクルの推進などの取組みを強化し、地球温暖化防止や循環型社会の形成を推進します。

また、市民共有の財産である「秦野名水」について、健全な水循環に配慮し、地域特性を生かした利活用を進めます。

### 《基本施策 311》多様な生物を育む自然環境の保全と再生

#### 目指すまちの姿

適正な管理を通じて、市街地の中に緑地が保全され、生活に潤いを与えるとともに、生物の多様性にも貢献しています。

#### 1 現状やこれまでの取組み

- (1) 市街地における緑地の保全、生物多様性の確保を目的に樹林保全地区や生き物の里の指定・保全活動を行っています。
- (2) 環境保全、自然保護の啓発として、自然観察会の開催や指導員の養成を行っています。

#### 2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 市街地の緑地や生き物の里の環境維持に努めるとともに、生物調査の実施や外来種の駆除推進等により、生物多様性の保全を図ります。
- (2) 自然観察施設「くずはの広場」内施設の修繕等を計画的に実施するなど、適切な維持管理に努めるとともに、マスコットキャラクター「もりりん」を活用しながら、自主事業や指導員養成講座などを通じて広く市民の自然保護意識の向上を図ります。
- (3) 「感じること・触れること」が重要な自然観察において、「新たな日常」を踏まえた実施方法を検討します。

#### 3 主な取組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生き物の里の保全・活用</li> <li>・特定外来生物への対応強化</li> </ul>
2	自然環境保護思想の普及と自然保護意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・くずはの家を拠点とした自主事業の実施</li> </ul>
3	市街地における緑地の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹林・樹木の保全</li> <li>・環境創出行為における適正な緑地の確保</li> <li>・みどり基金の充実・活用</li> </ul>

No.	主な施策・事業	主な内容
4	くずはの広場の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な施設の維持・管理</li> <li>・散策路等の利便性向上</li> </ul>
5	自然観察の森・緑水庵の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の充実、利便性向上</li> <li>・地域活性化の拠点の一つとして利活用方針の策定</li> </ul>

### 《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	くずはの家における自主事業の実施回数	82回	85回	88回

## 4 関連する個別計画等

秦野市環境基本計画

秦野市みどりの基本計画

## 《基本施策 312》地球温暖化対策の推進と再生可能エネルギーの積極的活用

### 目指すまちの姿

地球温暖化対策への理解が進み、市民一人ひとりが家庭や職場において率先した取り組みを実行しています。

### 1 現状やこれまでの取り組み

- (1) 地球温暖化などの気候変動が世界的な問題となる中で、温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素の排出量を減らす必要があります。
- (2) 平成 30 年度に策定した「秦野市再生可能エネルギーに関する基本指針」に基づき、木質バイオマス、小水力及び地中熱を重点プロジェクトとして抽出し、各手法の導入・活用について調査・研究を始めています。
- (3) 交通渋滞の緩和による地球温暖化対策の推進を目的として、自動車の利用方法を工夫し、鉄道・バス等の公共交通への転換を図る交通需要マネジメント（TDM）<sup>(※1)</sup>に取り組んでいます。

### 2 今後の課題等を踏まえた取り組みの方向

- (1) 脱炭素社会の実現を目指し、地球温暖化防止への取り組みとして、民間や広域での連携も視野に入れながら、再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、一人ひとりが環境負荷の少ないライフスタイルを実践できるよう、啓発や環境学習などを充実します。
- (2) 「秦野市再生可能エネルギーに関する基本指針」に基づく重点プロジェクトについては、実現可能で持続可能な手法の検討を進めるとともに、公共施設等への積極的な導入、普及を図ります。
- (3) 事業所が自主的に参加する「エコ通勤デー事業」や「交通スリム化キャンペーンはだの」への参加者を増やす方策等を通じて地球温暖化対策への理解を深める取り組みを推進します。

### 3 主な取り組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	再生可能エネルギーの調査・導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木質バイオマス、小水力、地中熱の活用</li> <li>・民間や広域での連携による再生可能エネルギーの活用可能性の研究</li> </ul>
2	交通需要マネジメント（TDM）施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコ通勤デー事業など公共交通への利用転換を図る取り組みの推進</li> </ul>
3	環境教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業・NPO 等と連携した環境教育の推進</li> </ul>

## 《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	はだのエコスクールの実施回数	77回	83回	85回

## 4 関連する個別計画等

秦野市環境基本計画

秦野市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

秦野市再生可能エネルギーに関する基本指針

はだの交通計画

※1 交通需要マネジメント（TDM）・・・自動車利用者に様々な方法で交通行動の変更を促すことにより、都心や地域レベルで道路交通混雑を緩和する方法

## 《基本施策 313》「秦野名水」の保全と利活用

### 目指すまちの姿

バランスの取れた水循環の中で、健全で持続可能な「秦野名水」<sup>(※1)</sup>の利活用が図られています。

### 1 現状やこれまでの取組み

- (1) 「秦野市地下水総合保全管理計画」に基づき、都市開発等により損なわれていく自然の水循環系を保全するとともに、適所に人為的な水循環系で補完を行い、安定的な水循環の確保を推進しています。
- (2) 地下水質改善の状況確認や新たな汚染の未然防止及び早期発見のため、地下水調査を実施するとともに、有機塩素系化学物質により汚染された地下水の水質改善に向けた浄化事業に取り組んでいます。
- (3) 「秦野名水の利活用指針」に基づき、健全な水循環に配慮した、地域特性を生かした利活用を図っています。

### 2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 地下水のかん養を促進する森林の再生や街中における緑地の確保を図り、自然の地下水かん養を補完する人工的な地下水かん養の積極的かつ総合的な取組みを推進します。
- (2) 新たな水理地質構造モデル<sup>(※2)</sup>に基づく水資源管理システム<sup>(※3)</sup>を構築し、地下水を市民共有の財産である資源とした管理を図ります。
- (3) 地下水汚染の防止に努めるとともに、浄化事業の継続的な実施による汚染地下水の改善を推進します。
- (4) 本市固有の地域資源である「秦野名水」を有効活用し、「名水の里 秦野」のブランド力向上と市民の郷土愛・地域アイデンティティの醸成を図ります。
- (5) 秦野名水を「使う・守る・育てる・伝える」名人とともに、持続可能な水循環の創造を図ります。

### 3 主な取組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	地下水のマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水の水収支バランスの把握</li> <li>・水循環モデルを用いた水資源管理システムの更新と運用</li> </ul>
2	秦野名水の利活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「秦野名水」の普及啓発</li> <li>・埋もれている湧水・源流の調査、環境整備・まち歩きへの活用</li> <li>・秦野名水名人講座の発足・活動</li> </ul>

No.	主な施策・事業	主な内容
3	きれいな地下水の保全と再生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水モニタリング調査の実施</li> <li>・汚染状況に応じた対策の検討</li> <li>・観測井による地下水調査の実施</li> <li>・深層地下水の浄化の推進</li> <li>・事業所の浄化指導</li> </ul>

《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	監視基準井戸の地下水位 <sup>(※4)</sup>	121.8m	121.6m	121.6m

4 関連する個別計画等

秦野市地下水総合保全管理計画

秦野名水の利活用指針

秦野名水の活用戦略

- ※1 「秦野名水」・・・市民共有の財産として先人たちから受け継いできた誇りと名水百選の地としての水の価値を表現するため、秦野市域に存在する地下水を水源とする水の呼称
- ※2 新たな水理地質構造モデル・・・秦野盆地の最新の地盤情報を用いて、天然の水がめ（地下水盆）を浅部帯水層と深部帯水層の2層構造とした、既往の旧モデルを一新したもの
- ※3 水資源管理システム・・・地下水の涵(かん)養量及び揚水・湧出量の調査結果をもとに、地下水の水収支や賦存量<sup>(※5)</sup>を推計できる方法
- ※4 監視基準井戸の地下水位・・・秦野盆地のほぼ中央に位置する観測用井戸（監視基準井戸）の地下水の高さを標高で示したもの。なお、南地区の自噴井戸の自噴が停止した117mを警戒水位として設定
- ※5 賦存量・・・ある資源について、理論的に導き出された総量。資源を利用するに当たっての制約などは考慮に入れないため、一般にその資源の利用可能量を上回ることになる

**《基本施策 314》ごみの減量と資源化の推進****目指すまちの姿**

ごみの発生が抑制され、再使用・再利用が進み、環境への負荷が小さくなっています。

**1 現状やこれまでの取組み**

- (1) 伊勢原清掃工場の老朽化に伴い、令和7年度末までに、はだのクリーンセンター1施設による焼却体制に移行するため、資源化を推進し、可燃ごみの減量に取り組んでいます。ごみの総排出量及び市民一人1日当たりのごみの排出量は、平成28年度以降減少傾向にあります。
- (2) 古紙類の品目の追加や出し方の簡素化、ストックハウスを市内13箇所に拡充するとともに、剪定枝と合わせた草木類の分別収集を市内全域で開始し、資源化を推進しています。
- (3) ごみの分別や出し方のルールをスマートフォンなどで簡単に確認できる「ごみ分別促進アプリケーション」を導入し、普及・拡大に向けた啓発活動を行っています。

**2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向**

- (1) はだのクリーンセンター1施設での安定稼働に向け、「草木類の資源化」、「分別の徹底」、「生ごみの減量」、「事業系ごみの減量」の4つを柱に据え、可燃ごみの減量を推進します。
- (2) 「分別の徹底」では、分別する理由や資源化されるまでの流れを分かりやすく周知し、市民の理解を深めるとともに、外国籍市民には5か国語に対応した「ごみ分別促進アプリケーション」の普及を図り、さらなる分別の徹底を推進します。また、各地区に設置したストックハウスの周知に加え、より資源物が出しやすい環境整備に努めます。
- (3) 「生ごみの減量」では、市民一人ひとりの水切りが大きな減量効果につながるため、水切りの徹底を柱として、生ごみ持ち寄り農園事業など、市民のライフスタイルに合った様々な取組みにより減量を推進します。
- (4) 「事業系ごみの減量」では、立入調査や展開検査などを強化し、適正処理の徹底及び資源化を推進します。
- (5) 今後、高齢化の進行により増加が見込まれる使用済み紙おむつや、現在、可燃ごみとして焼却している玩具、文具類等プラスチック製品の資源化について、国の方針や資源化技術の動向等を捉えながら研究を進めます。また、再使用可能な不用品を常設で展示・販売を行う施設整備の検討を進めます。
- (6) 焼却施設を共同で使用している伊勢原市と歩調を合わせた減量施策を展開していくため、両市及び秦野市伊勢原市環境衛生組合の3者による連携強化を図ります。



### 3 主な取組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	ごみの減量・資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ごみ分別促進アプリケーション」の周知・活用の促進</li> <li>・廃棄物減量等推進員との連携による排出抑制及び分別ルールへの周知・徹底</li> <li>・環境教育・環境学習の推進</li> <li>・生ごみ減量の推進（水切り徹底、持ち寄り農園事業、生ごみ処理機普及・拡大）</li> <li>・食品ロス削減に向けた取組みの推進</li> <li>・かながわプラごみゼロ宣言の推進</li> </ul>
2	事業系ごみ減量の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全事業者に対する訪問調査の実施</li> <li>・優良事業所認定制度による模範的取組みの拡大</li> <li>・適正なごみ処理手数料の検討</li> </ul>
3	リサイクルシステムの構築及び拠点整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチック製品などの新たな資源化施策の研究</li> <li>・使用済み紙おむつや生ごみの民間活力による資源化の検討</li> <li>・再使用可能な不用品の常設展示・販売を行う施設整備の検討</li> </ul>

#### 《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	市民一人1日当たりごみの排出量(資源物を除く)	613 g	601 g	595 g
2	総ごみ排出量に占める資源化率(年間)	29.5%	31.2%	34.2%

### 4 関連する個別計画等

秦野市ごみ処理基本計画

## 《基本施策 315》きれいで快適な生活環境の確保

### 目指すまちの姿

環境に対する市民や事業者の意識が高まり、法令等に基づく規制基準が遵守され、ポイ捨てや不法投棄のない、きれいで快適な生活環境が確保されています。

### 1 現状やこれまでの取組み

- (1) 河川水質の向上を図るため、水質調査を実施して河川環境の監視を行うとともに、事業所への立入調査を実施し、排水処理施設の適正管理及び排出基準の遵守について指導を行っています。
- (2) 事業所に対し立入調査を実施し、公害関係法令に基づく規制の徹底を指導しています。また、光化学スモッグ注意報発令時には、市内の学校等への情報提供を行い、被害の未然防止に努めています。
- (3) 7月の河川月間を中心に、地域との協働により、葛葉川などの市内5河川で河川清掃を実施しています。
- (4) 小田急線4駅周辺をはじめとする、市内6か所を環境美化重点地区に指定し、環境美化指導員による巡回、指導を行っています。また、市民等との協働による「ごみゼロクリーンキャンペーン」を実施しています。
- (5) 不法投棄防止対策として、定期的なパトロール、不法投棄が頻発する場所への防護柵及び監視カメラの設置を行い、不法投棄をさせない環境づくりを推進しています。
- (6) 生活排水による河川の水質汚濁の進行を防止するため、市街化調整区域での家庭用小型合併処理浄化槽の設置者に対して補助を行っています。

### 2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 河川の水質調査を実施し、水質の状況について監視するとともに、事業所の排水について規制基準を遵守するよう指導することにより、河川水質の向上に努めます。
- (2) 大気汚染、騒音振動等に関する調査を実施し、市内の状況について監視するとともに、事業所について規制基準を遵守するよう指導することにより、生活環境の向上を図ります。
- (3) 海へとつながる河川の上流に位置する自治体の責務として、河川ごみの清掃活動を継続しながら、捨てないことに対する啓発を推進するとともに、活動団体等と連携した広域的な取組みに努めます。
- (4) ポイ捨てや不法投棄のごみを速やかに回収する再発防止に加え、ポイ捨てや不法投棄を「しない」・「させない」ための未然防止対策にも取り組みます。
- (5) 家庭用小型合併処理浄化槽の設置補助制度の周知を推進します。

### 3 主な取組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	河川水質の維持・保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川水質の調査</li> <li>事業所への立入調査、改善指導</li> </ul>
2	公害関係法令による規制の徹底及び監視体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>焼却炉排出ガスの調査</li> <li>事業所への立入調査、改善指導</li> </ul>
3	河川浄化月間を中心とした清掃活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域との協働による河川清掃活動の実施</li> </ul>
4	環境美化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民、事業者、各種団体等との協働による環境美化活動の推進</li> <li>不法投棄防止策の推進（不法投棄を「しない」・「させない」未然防止の取組みの強化）</li> </ul>
5	家庭用小型合併処理浄化槽への転換促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭用小型合併処理浄化槽の設置に対する補助</li> </ul>

#### 《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	河川の環境基準適合率 <sup>(※1)</sup>	100%	100%	100%

### 4 関連する個別計画等

秦野市環境基本計画

秦野市ごみ処理基本計画

※1 河川の環境基準適合率・・・人の活動が本市の環境に影響を与える項目として、水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準（27項目）と生活環境の保全に関する環境基準（大腸菌群数等を除く4項目）について、河川水質調査の測定値と比較し、基準に適合する割合を示したもの

## 第2章 地域特性を生かした都市農業の振興【農業】

地域農業をけん引する担い手を確保し、安心して営農できる環境を整備するため、幅広い層の新規就農者の確保・育成や、農業者、地域住民、行政が一体となった鳥獣被害対策に取り組みます。

また、関係機関と連携し、本市の特性を生かした地産地消や観光農業、体験型農業を推進します。

### 《基本施策 321》持続可能な都市農業の推進

#### 目指すまちの姿

- 1 本市の農業を支えてきた中心的農業者が依然として第一線で活躍する一方、新規就農者等若い世代の農業者の経営が安定することで、農業が活性化しています。
- 2 農業者、地域住民、関係機関、行政が一体となった鳥獣被害対策を実施することにより、安心して営農できる環境が整備され、農地が適切に保全されています。

#### 1 現状やこれまでの取組み

- (1) 深刻な問題となっている農業者の高齢化や後継者不足に加え、燃料・資材費の高止まり、異常気象や自然災害、鳥獣被害など農業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。  
「はだの都市農業支援センター」を主体に、新たな担い手の確保・育成に取り組むとともに、地域農業をけん引する中心的な担い手の経営基盤強化の取組みを支援し、本市農業の維持・発展を図っています。
- (2) 農業の担い手不足に伴い荒廃・遊休農地が増加傾向にあるため、「人・農地プラン」により農地の受け手と出し手を明確化し、農地の利用集積に取り組んでいます。
- (3) 鳥獣被害は、農業経営の安定化を阻害する要因だけでなく、営農意欲の減退により荒廃・遊休農地が増加する要因となるため、農業者及び生産組合による防護柵の設置や猟友会と連携した有害鳥獣の捕獲、秦野市鳥獣被害対策実施隊の設置など、鳥獣被害対策の強化に取り組んでいます。
- (4) 地域の要望に対応した計画的な農道等の整備により、営農環境の向上を図っています。

#### 2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) はだの市民農業塾の実施や国の補助制度の活用により、幅広い層の新規就農者を確保・育成します。
- (2) 地域農業をけん引する中心的な担い手に対し、農業用機械や施設等の導入を支援することで、合理化や高収益化による経営の安定化を図ります。また、援農ボランティア制度や農福連携<sup>(※1)</sup>等を推進し、労働力の確保を図ります。

- (3) 「人・農地プラン」を推進し、担い手の確保・育成と連動した農地の利用集積を図ります。
- (4) 鳥獣被害対策については、集落環境整備、被害防除対策、捕獲の3つの基本対策に、農業者、地域住民、行政が一体となって、取り組んでいきます。また、鳥獣被害を受けにくい作物の活用促進を図るとともに、捕獲奨励金制度の検討を進めます。
- (5) 捕獲後のニホンジカ、イノシシ等の個体処理について、新たな焼却施設や減容施設等の検討を進めます。
- (6) 農道等の基盤整備により、農地の流動化促進と荒廃農地の解消を図ります。

### 3 主な取組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	「農」の担い手確保・育成対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はだの市民農業塾を中心とした新たな担い手の確保・育成</li> <li>・農業者団体等が実施する研修や後継者育成の取組みの支援</li> </ul>
2	担い手への農地集積の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人・農地プラン」の推進による農地の受け手と出し手を明確にした農地の利用集積の促進</li> </ul>
3	営農環境の向上による中心的な担い手の経営発展の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械化、施設整備及び労働力の確保等による中心的な担い手の経営発展の支援</li> <li>・農福連携による農業者の労働力確保の支援</li> </ul>
4	鳥獣被害対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境整備、被害防除及び捕獲を組み合わせた総合的な被害対策による鳥獣被害の軽減</li> <li>・捕獲後の適切な処理</li> </ul>
5	農地の流動化促進と荒廃農地の解消を図る農道の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農道整備による営農環境の向上</li> </ul>

#### 《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	新規就農者数	82人	94人	100人
2	わな免許取得者数	107人	119人	125人

### 4 関連する個別計画等

人・農地プラン 秦野市都市農業振興計画  
 秦野市鳥獣被害防止計画 秦野農業振興地域整備計画

※1 農福連携・・・農業と福祉が連携し、障害者等の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者等の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組み

## 《基本施策 322》地産地消及び交流型農業の推進

### 目指すまちの姿

- 1 農業者、商業者、行政が一体となり、本市の安全・安心な農産物の消費宣伝に取り組むことで、地産地消が推進されています。
- 2 農業者、農業協同組合、行政が一体となり、本市の豊富な交流型農業に触れる機会が周年的に提供されています。

### 1 現状やこれまでの取組み

- (1) 地産地消活動団体への支援や地産地消応援サポーター制度の普及、小学校給食への地場産農産物の供給等により、都市農業の利点を生かした地産地消を推進しています。
- (2) 本市の代表的な農産物である落花生の生産振興を図っており、補助制度を活用した作付け面積は年々増加しています。また、関係機関と連携し、新たな特産物の振興に取り組んでいます。
- (3) 季節に応じた掘り取りや摘み取り、農園ハイクの実施など、本市の特性を生かした観光農業、体験型農業を推進しています。
- (4) 地域の農業者を中心に田原ふるさと公園を運営し、都市住民との交流による地域農業の活性化に取り組んでいます。

### 2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 都市農業の利点を生かした、安全・安心な農作物の消費拡大を図ることにより、農業・農産物に対する理解を深めるとともに、収益性の高い農業経営を展開することで、持続可能な農業を促進します。また、新たに開始する中学校給食への地場産農産物の供給拡大及び農家レストラン<sup>(※1)</sup>の設置を促進していきます。
- (2) 特産農産物である落花生の生産振興に取り組むとともに、担い手の高齢化等を考慮し、生産者及び消費者双方のニーズに適した新たな特産品の振興に取り組めます。
- (3) 新東名高速道路の開通を見据え、首都近郊という地理的優位性と多品目栽培という強みを生かした、多種多様な体験型、交流型の観光農業を推進し、本市の魅力を発信していきます。
- (4) 田原ふるさと公園については、開園から20年が経過し、施設の老朽化や運営団体の高齢化が進む中、表丹沢魅力づくり構想における拠点施設としての魅力を高め、地域の活性化につながる取組みを実施していく必要があります。

### 3 主な取組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境にやさしい農業の推進と地場産農産物の地元消費拡大</li> <li>・学校給食への地場産農産物の供給拡大</li> <li>・農家レストランの設置促進</li> </ul>
2	特産農産物の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落花生の生産振興</li> <li>・新たな特産品の育成</li> </ul>
3	観光農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体験型農業に取り組む農業者等の支援</li> </ul>
4	田原ふるさと公園の魅力向上による利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源を生かした施設の魅力向上と地域農業の活性化及び都市住民との交流促進</li> </ul>

#### 《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	地産地消応援サポーター登録店舗数	47 店	53 店	55 店
2	体験型農業参加区画数	344 人	365 人	375 人

### 4 関連する個別計画等

秦野市都市農業振興計画

表丹沢魅力づくり構想

※1 農家レストラン・・・提供する料理の食材のうち5割以上が自身又は市内で育てた野菜等で、農家等が飲食店の形態で調理・提供する施設

### 第3章 持続可能な森林整備と里山林の保全【林業】

「はだの一世紀の森林づくり構想」に基づき、森林を市民共有の財産として捉え、市民協働による次世代に継承する森林づくりに努めるとともに、地場産木材の普及、活用を促進し、林業の活性化を図ります。

また、癒しや健康づくりの場として、森林セラピー基地及びセラピーロードの活用を推進します。

#### 《基本施策 331》持続可能な森林づくりの推進と林業の育成

##### 目指すまちの姿

- 1 県、森林組合等と連携した計画的な森林の伐採、木材の搬出等により、森林が適正に管理され、水源かん養等の機能が発揮されています。
- 2 持続的な木材生産による地域ブランド力の向上及び構造材としてのCLT<sup>(※1)</sup>や無垢材の需要拡大により、地場産木材を利用した住宅建築、公共施設整備が促進され、地域経済に好影響をもたらしています。

#### 1 現状やこれまでの取組み

木材搬出コストの高騰や木材販売価格の低迷等によって放置される森林が増加し、山地の荒廃化が懸念されるため、山地の保全を図り、森林が持つ多面的機能が発揮されるよう、県と連携して水源の森林づくり事業を推進しています。

また、県の水源環境保全税を活用した森林整備を平成19年度から継続して実施しています。

#### 2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 山地及び水源環境等の保全を図るため、水源かん養、生物多様性の保全、二酸化炭素吸収源等の森林の持つ多面的機能が発揮される環境づくりを推進します。
- (2) 持続的な森林づくりの推進のため、県の水源環境保全税を継続的に活用します。
- (3) 令和元年度から譲与されている森林環境譲与税を活用し、地場産木材の流通、販売を促進するなど、林業の活性化を図ります。

#### 3 主な取組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	水源の森林づくりの推進	・県と連携して行う水源の森林エリア <sup>(※2)</sup> 内の森林整備
2	地域水源林長期施業受委託の推進	・水源環境保全税を活用した人工林の施業の集約化
3	民有林整備活用の推進	・国、県による支援の対象外となる小規模な森林整備及び間伐材の搬出に対する支援
4	地場産木材を搬出する林道の整備	・木材の搬出に必要な基幹林道の整備
5	地場産木材の普及、活用	・地場産木材の需要拡大及びブランド化の推進



## 《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	水源の森林エリアにおける森林整備(奥山を除く)面積	26.97ha	25ha	25ha

## 4 関連する個別計画等

はだの一世紀の森林づくり構想

秦野市森林整備計画

里地里山保全再生モデル事業地域戦略

秦野市生物多様性地域連携保全活動計画

※1 CLT・・・CLTとは、Cross Laminated Timber（クロス・ラミネイティッド・ティンバー）の略で板の方向が層ごとに直交（クロス）するよう重ねて接着した大判の木質パネル建材を用いた工法であり、高い寸法安定性や耐震性、断熱性などの特性を持つ

※2 水源の森林エリア・・・概ね標高300mを超える水源林

## 《基本施策 332》里山林の保全・活用

### 目指すまちの姿

- 1 里山整備活動を通して、市民の環境・森林整備への理解が深まっています。
- 2 市民主体の里地里山保全再生活動が継続的に行われ、里山林が多くの人々のレクリエーション、イベント、学習の場として活用されています。

### 1 現状やこれまでの取組み

- (1) たばこ栽培の終了、産業構造の変化等によって、里山の手入れが遠ざかり、荒廃化が進んだため、地域住民、ボランティア、首都圏住民、企業等が参加する里地里山保全再生活動が行われています。

また、平成27年には、環境省により本市の里山が生物多様性保全上重要な里地里山として選定されています。

- (2) 平成22年に開催された全国植樹祭を契機に、森林・里山の循環や保全について、市民に対する啓発活動を継続的に取り組んでおり、小学校などでは様々な体験活動を通じて、環境への理解と関心を深める環境学習の取組みが進められています。

### 2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 市民力を生かした持続可能な森林づくりを推進します。
- (2) 本来、里山は人工的に利用、管理されている山林であるため、木質バイオマス材の利用を目的とした間伐材の利活用など、適正な形での保全に努めます。
- (3) 水源かん養、生物多様性の保全、二酸化炭素吸収源等の公益的機能をさらに発揮させるため、継続的な里山林の整備を図ります。
- (4) 従来の公益的機能等に加え、レクリエーション活動や森林散策を通じた癒しや健康づくりの場としての活用を促進します。

### 3 主な取組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	市民による森林づくりの推進	・市民主体の植樹、育樹、活樹事業の実施
2	ふるさと里山の整備	・森林所有者との協約による里山林の整備
3	里地里山保全再生活動団体に対する支援	・里山整備活動及び安定した自力運営を目指す活動の支援
4	森林セラピー基地及びセラピーロード <sup>(※1)</sup> の活用	・市民の健康維持増進及び交流人口の増加による地域活性化の推進

## 《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	森林づくり事業への市民参加数	937人	1,100人	1,150人
2	里地里山保全再生活動団体等による里山整備面積	38.31ha	42ha	44ha

## 4 関連する個別計画等

はだの一世紀の森林づくり構想

秦野市森林整備計画

里地里山保全再生モデル事業地域戦略

秦野市生物多様性地域連携保全活動計画

※1 森林セラピー基地及びセラピーロード・・・森林セラピーとは、科学的な証拠に裏付けられた森林浴のことで、森林セラピー基地とは、生理・心理実験によって癒しの効果が実証され、森林セラピーに適した道として認定された森林セラピーロードが2本以上あって、健康増進やリラックスを目的とした包括的なプログラムを提供している地域のことであり、本市は、市域全域が「はだの表丹沢森林セラピー基地」として、また5つのコースが「森林セラピーロード」として認定されている

## 第4章 市民の生命と暮らしを守る安全・安心な生活環境づくりの推進

### 【安全・安心】

災害に強いまちづくりを進めるため、地域特性を踏まえた訓練の実施や避難所環境の整備等を進めるとともに、消防・救急体制の充実・強化を図ります。

また、暮らしの安全・安心を確保するため、危機管理の体制整備と防犯・交通安全対策や市民相談体制の充実を図ります。

### 《基本施策 341》防災・減災対策の推進

#### 目指すまちの姿

市民総ぐるみの防災対策が充実し、みんなで支えあい安全・安心に暮らせるまちづくりが進んでいます。

#### 1 現状やこれまでの取組み

- (1) 南海トラフ巨大地震や都心南部直下地震などの大地震の危険性が指摘され、また、大型台風や集中豪雨などによる風水害が多発化・激甚化していることから、より実効性の高い防災・減災体制の確立が必要です。
- (2) ハード面では、防災行政無線のデジタル化、防災備蓄倉庫の整備などの対策を進めています。
- (3) ソフト面では、地域主体の総合防災訓練の実施、避難行動要支援者対策、建築物の耐震化についての啓発や相談会の実施、耐震診断・補強工事等への補助、応急危険度判定活動に関する訓練などの対策を講じています。
- (4) 大規模災害の発生時には、ライフラインや情報通信網の途絶により、災害対応力の低下が懸念されることから、市民の災害自助力を醸成するため、自治会や各種市民団体を対象とした防災講演会等や各種防災訓練を実施するとともに、応急復旧対策活動の充実を図るため、他の自治体や民間企業等との間で協定を締結し、災害時の応援協力体制を整えています。
- (5) 大型台風や集中豪雨のために、一部では保安林の土砂が崩壊し、水路に堆積していた土砂や倒木とともに押し流され、暗渠入口等の閉塞や施設を損傷させることで周辺に被害が発生しています。
- (6) 多発する集中豪雨による被害防止のため、準用河川室川や水路の整備に努めています。
- (7) 県に対して大根川等の改修整備を要望しています。

## 2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 総合防災訓練のほか各種防災訓練では、地域特性を踏まえた市民参加型の実践訓練を実施します。
- (2) 市内23か所の広域避難場所や風水害時避難所等の環境整備に取り組むとともに、避難所運営委員会の機能強化を図るなど、円滑な避難所運営体制の構築に努めます。
- (3) 要介護高齢者や障害者等の避難行動要支援者の情報を適切に管理するとともに、自治会を中心に避難支援等関係者の連携体制を整えることで、避難行動支援に係る実践力の向上を図ります。
- (4) 災害時相互応援協定を締結している各自治体や事業者等との間では、継続的な相互応援体制の強化を図るとともに、防災関係団体や市民の活発な交流を推進しながら、災害対応力の向上につなげます。
- (5) 建築物への耐震診断、補強工事等に対する助成等により、旧耐震基準の建築物の耐震化を促進するとともに、地震災害応急対策として、応急危険度判定活動に関する訓練等を行うことで、地震に備えたまちづくりに努めます。
- (6) 市が管理する河川・水路の維持管理と水路パトロール等を強化していきます。また、水路に接する保安林については、所有者及び治山事業等の対策を講じる県との連携を強化していきます。
- (7) 集中豪雨等による浸水被害を防ぐため、適切な河川・水路の整備に努めるとともに、県が管理する2級河川及び砂防指定されている河川、水路について、計画的に護岸整備や砂防工事等が促進されるよう継続的に県に要望していきます。

## 3 主な取組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	地域防災体制の整備・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での防災講演会等の開催</li> <li>・実践的な各種防災訓練等の実施</li> <li>・避難所運営委員会の主体的活動への支援</li> <li>・避難行動要支援者への実効性ある支援体制づくり</li> </ul>
2	災害応急体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実効性ある応急活動体制づくり</li> <li>・避難所環境整備の充実</li> <li>・広域的（災害時相互応援自治体）及び多様な（企業や各種団体）応援協力体制の強化</li> <li>・被災者支援システムの整備</li> <li>・災害情報伝達のための地域公共ネットワークの構築</li> </ul>
3	災害予防の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒区域対策の推進</li> <li>・急傾斜地崩壊危険区域の法指定の促進</li> </ul>

No.	主な施策・事業	主な内容
4	建築物の耐震化の促進と地震後の対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年5月31日以前に建築された建築物の耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事への補助</li> <li>・応急危険度判定士、判定コーディネーターの養成及び各種訓練の実施</li> </ul>
5	河川・水路の維持管理と整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川、水路の適切な維持管理と水路パトロール等の強化</li> <li>・準用河川室川や水路の整備</li> </ul>
6	河川等の整備の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大根川、金目川及び室川の護岸整備並びに四十八瀬川の環境整備等の継続的な県への要望</li> <li>・砂防指定区域における砂防事業の継続的な県への要望</li> </ul>

《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	防災講演会等の参加者数	3,749人	4,110人	4,300人

4 関連する個別計画等

秦野市地域防災計画

秦野市国土強靱化地域計画（仮称）

秦野市耐震改修促進計画

## 《基本施策 342》暮らしの安心を支える消防・救急体制の充実

### 目指すまちの姿

- 1 消防活動体制の整備・確立を図り、災害対応における地域の消防力を高め、災害に強く、誰もが安全・安心に暮らし続けられます。
- 2 大人がいない状況でも子どもが自分の身を守り、尊い命を救うための応急手当を実施できます。

### 1 現状やこれまでの取り組み

- (1) 消防・救急活動を取り巻く環境は、高齢化の進行に伴う救急需要の増大、近年頻発する豪雨や発生が懸念される大規模地震等の自然災害への対応、複雑かつ多種多様化し大規模化する災害など、迅速かつ的確で広域的な対応が求められています。
- (2) 西分署の建替えなど消防施設及び消防車両の更新整備を計画的に実施するとともに、救急需要の増大に対応するため救急隊1隊を増隊させ、消防・救急体制の強化に努めています。また、消防団車庫待機室の建替え整備、住宅防火対策・幼年期からの防火教育や事業所での火災予防の促進等により、地域防災力の向上に努めています。
- (3) 「救急救命都市はだの」を目指し、市民の救命率向上を図るため、より多くの市民が救命処置を行えるよう、応急手当の普及啓発を継続します。

### 2 今後の課題等を踏まえた取り組みの方向

- (1) 複雑かつ多種多様化し、大規模化する災害に対応する各種資機材等の強化を図るとともに、老朽化した消防施設においては、移転を含めた建替えを視野に入れ整備することで、現状維持による機能補修に限らず、時代背景に合致する付加価値を加えた施設へ改修し、消防施設の多角的補強を図り、円滑かつ効果的な消防活動の実施に向けた消防力の強化に努めます。
- (2) 消防車両の更新及び整備、大規模災害時に有効な消防水利の新設及び消防団拠点施設の改修を進め、総合的な防災力の向上を図ります。
- (3) 救急救命士の養成、応急手当普及員制度及び救急救命認定施設表示制度を推進し、救急救命体制を充実するとともに、医療機関との連携の強化を図ります。

### 3 主な取り組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	消防車両・消防施設・設備の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防車両の整備</li> <li>・消火栓、防火水槽などの消防水利施設の整備</li> <li>・消防庁舎等の改修と整備</li> <li>・消防通信指令システム等の更新整備</li> </ul>
2	警防体制の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種資機材等の整備及び新東名高速道路の開通に伴う体制強化</li> </ul>

No.	主な施策・事業	主な内容
3	消防団施設や組織の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防団車庫待機室の建替え、トイレ改修及び消防団車両の更新整備</li> <li>消防団への入団の促進</li> </ul>
4	救急高度化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>高規格救急自動車の更新</li> <li>高度救急救命処置用資器材の整備</li> <li>各種認定救急救命士の養成</li> </ul>
5	応急手当の普及と啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急手当講習会の開催</li> <li>子ども（10代）への普及啓発の推進</li> </ul>
6	火災予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内事業所の防火管理体制及び保安管理体制の強化</li> <li>住宅防火対策の推進</li> <li>民間防火団体の育成</li> </ul>

### 《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	応急手当講習会受講者数における子ども（10代）の受講者数	223 人	420 人	490 人
2	消防団員数	382 人	388 人	392 人

## 4 関連する個別計画等

秦野市消防計画



## 《基本施策 343》市民の生命と暮らしを守る危機管理・防犯対策の充実

### 目指すまちの姿

市民や地域に被害を及ぼす恐れがある様々な危機や犯罪に対し、未然防止又は被害を最小限に食い止めることにより、市民が安全・安心な生活を送っています。

### 1 現状やこれまでの取組み

- (1) 「秦野市危機管理基本マニュアル」に基づき、重大事故、重大事件及び新型コロナウイルス感染症等による健康危機など、市民や地域に被害を及ぼす恐れがある様々な危機の未然防止や、被害を最小限に食い止めることにより、市民等の生命、身体及び財産の保護に努めています。
- (2) 市民、警察、各防犯活動団体が連携し、防犯対策を推進しています。防犯パトロール、児童の見守り活動などを行うとともに、街頭キャンペーン、防犯研修会などにより意識啓発を行っています。
- (3) 多数の市民が往来する駅の自由通路や商店街などに、秦野市防犯協会と連携しながら防犯カメラの設置を進めました。

### 2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 重大事故、重大事件及び新型コロナウイルス感染症等による健康危機に対する危機管理の体制整備と職員の意識向上を図る必要があります。
- (2) 防犯意識のさらなる高揚、効果的な情報提供を図るとともに、市民力を生かした地域防犯力の向上を図ります。
- (3) 新東名高速道路の開通に伴う交通量の増加等を踏まえ、警察と連携しながら、防犯カメラの移設や新規設置を進め、犯罪抑止に取り組みます。

### 3 主な取組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	危機管理体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理基本マニュアルの点検</li> <li>・危機対策シミュレーションの実施</li> </ul>
2	防犯活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察、市民及び防犯関係団体との協働・連携による防犯活動の推進</li> <li>・キャンペーン等を通じての防犯意識の高揚、防犯パトロール体制の強化</li> <li>・犯罪の未然防止を目的とした防犯研修会の開催</li> </ul>

No.	主な施策・事業	主な内容
3	自治会等との協働による防犯灯の設置及び維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・LED照明の特性を生かした防犯灯の効果的な配置</li> <li>・ESCO事業<sup>(※1)</sup>による防犯灯の維持管理</li> </ul>
4	防犯情報の提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急情報メールなどを活用した防犯情報の提供</li> <li>・青パト車両を活用した広報巡回</li> </ul>
5	防犯カメラの設置及び維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察、防犯協会と連携した効果的な防犯カメラの設置</li> </ul>

《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	秦野警察署管内刑法犯認知件数（年間）	650 件	630 件	620 件

4 関連する個別計画等

秦野市危機管理基本マニュアル

※1 ESCO事業・・・防犯灯のLED化など、省エネルギー改修にかかる費用を光熱水費の削減分で賄う事業

## 《基本施策 344》地域の交通安全対策の充実

### 目指すまちの姿

交通安全への意識が高まり、交通ルールの遵守やマナーが向上しています。

### 1 現状やこれまでの取組み

高齢者が関わる交通事故の割合は増加傾向にあるため、様々な年齢層や地域等を対象に啓発活動を行っています。また、駅周辺で啓発活動を行い、放置自転車の減少に努めています。

### 2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

交通安全教育を関係団体等と連携して行うとともに、特に高齢者ドライバーを対象とした安全対策や自転車利用者への走行ルール・マナーの定着化を進めます。また、引き続き、放置自転車の減少に向けた啓発活動を行います。

### 3 主な取組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	交通安全の啓発と教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全運動の実施</li> <li>高齢者、子どもに対する交通安全教室等の開催</li> </ul>
2	自転車安全対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>自転車等放置防止の啓発指導の実施</li> <li>自転車駐車場の充実</li> <li>自転車利用者に対するルール、マナー向上のための啓発活動の実施</li> </ul>

### 《成果・活動量》

No.	指標	現状値 <sup>(注)</sup>	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	秦野警察署管内人身交通事故件数（年間）	400件	380件	370件

(注) 現状値は、平成27年から令和元年の平均値

### 4 関連する個別計画等

秦野市交通安全計画

## 《基本施策 345》安心できる消費生活の支援、市民相談の充実

### 目指すまちの姿

- 1 消費生活に関する知識の普及や情報提供が進み、消費者トラブルによる被害者が減少しています。
- 2 個々の悩み事や問題に対応できるよう、必要なときに各種の専門的な相談が受けられ、問題の解決策を早く見いだすことができます。

### 1 現状やこれまでの取組み

- (1) 多様化、巧妙化する消費者問題については、消費生活センターにおいて、専門の相談員が相談等に効率的かつ丁寧に対応しています。また、消費者被害の未然防止、被害を減少させるため、消費生活に関する啓発講座及び情報提供を行っています。
- (2) 多様化する市民相談に対応し、弁護士や税理士などの各種専門相談を定期的で開催しています。また、近隣トラブルや家族の問題には、市民生活専門相談員が対応しています。

### 2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 消費者問題に対し、情報提供の拡大や知識の普及を目的に、特に被害が多い高齢者や高齢者等を見守る人を対象に講座や教室を開催し、消費者トラブルの未然防止、減少に努めます。また、消費者からの相談・苦情に適切に対応できる相談体制を充実させるとともに、相談員研修の積極的な受講を促進し、相談員の質の向上に努めます。
- (2) 多様化する相談に対し、市民ニーズや社会変化に応じて、新たな専門相談の実施及び相談日や相談体制の充実等を検討します。

### 3 主な取組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	消費者被害未然防止のための啓発活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暮らしの講座の開催</li> <li>・親子消費者教室の開催</li> <li>・中学生消費者教室の開催</li> <li>・高齢者等見守り者育成講座の開催</li> </ul>
2	消費生活相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・繁忙日における相談員の増員 (休日翌日の3人体制)</li> </ul>
3	専門相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律相談ほか12種の専門分野相談の実施</li> </ul>

### 《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	消費生活に係る講座の満足度	87%	91%	93%

## 第5章 安全・安心な上下水道の持続【上下水道】

安全で快適な市民生活や事業活動を確保するため、「はだの上下水道ビジョン（仮称）」の基本理念である「おいしい秦野の水と清らかに輝く名水の里、ひきつごう、いつまでも」の実現を目指し、地方公営企業として健全で持続可能な経営を推進します。

### 《基本施策 351》安全でおいしい水道水の供給

#### 目指すまちの姿

市民共有の財産である豊富な地下水と、優れた先人が築いた歴史ある水道を誇りとし、適正な負担のもと、市民生活に不可欠なライフラインとして水道の施設が適正に維持管理され、「秦野名水」を主要な水源とした水道水が安全・安心に提供されています。

#### 1 現状やこれまでの取組み

- (1) 安全でおいしい本市の水道事業の主要水源である地下水について、水質の安定した深井戸への変更や改修に取り組んでいます。
- (2) 「水質検査計画」に従い検査を実施するとともに、「水安全計画」を策定し、さらには、集中監視設備の遠方監視体制の構築により、安全・安心な水道水の供給に努めています。
- (3) ライフラインとして重要な責務である維持管理について、事後保全型管理から予防保全型管理に転換していくため、管路の漏水調査や定期点検を実施し、漏水修理体制を確保するとともに、配水場などの施設の維持管理についても技能員、民間委託の活用、水質管理も含めた集中管理システムの導入など効率化に努めています。
- (4) 管路の更新について、費用の平準化を図り、耐震化と合わせて計画的に進めています。施設整備についても耐震化とともに、減少傾向にある水需要に対応するため統廃合等に取り組んでいます。
- (5) 全国平均から遅れている管路の耐震化は、新設された国の交付金を確保して、進めてきた結果、基幹管路の耐震化率が令和元年度末で 40.0%となりました。なお、施設についても計画的に耐震診断を実施し、耐震補強を進めています。
- (6) 災害時に備えて、「上下水道業務継続計画（地震編）」を策定し、旧下水道部と組織統合したメリットを生かした災害体制の強化や、他の事業体等からの応援などの相互支援体制の充実を図っています。
- (7) 安定した給水体制や災害対策の充実を進めるには、適正な料金収入を基本とした健全経営が重要です。そのため、平成 23 年度から 5 年ごとを料金算定期間とする「財政計画」を策定し、料金の見直しも含め、健全経営に努めています。特に未収金については、給水停止の確実な実施体制を上下水道料金の徴収業務等の包括委託により確立し、

大幅な低減ができました。また、水道水源の約2割となる県水は必要不可欠な水源ですが、経営にとって大きな負担となるため、受水費の軽減に努めています。

- (8) 利用者のサービス向上と経費削減を目的として実施している窓口業務等の包括委託について、業務を拡大しながら、充実を図っています。また、上下水道事業モニターやエコスクールなどを実施し、水道事業の情報発信力を高め、サービス向上に結びつくよう取り組んでいます。
- (9) 近年の専門的知識を有する熟練職員の退職など、本市の水道技術力の低下等への懸念に対して、職場内外の研修体制を強化するとともに、包括委託の委託範囲の拡大など事務の効率化と合わせて、技術力の継承など人材育成に努めています。

## 2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 地下水の水質安定のため引き続き、水源の統廃合及び浅井戸から深井戸への改修工事を推進します。
- (2) 「水質検査計画」に基づく検査の信頼性確保のため、検査業務に係る随時確認や評価を行い、安全を保障する水質体制の構築に努めます。また、集中監視システムの運用状況の検証を行い、災害対応時における迅速な対応等も含め、より効率的な監視体制の構築を検討します。
- (3) 管路や施設について、予防保全型管理による維持管理へ転換し、定期的な点検、適切な維持管理及び施設の長寿命化を図るとともに、関係機関と連携し、効果的かつ効率的な手法や包括委託などを含めた体制の整備について検討します。
- (4) 管路の更新需要の集中による事業の平準化を図るものの、一時的に更新需要が増加する際は、限られた人員で対応できるよう、設計・積算から施工までを民間事業者に一括発注するDB（デザインビルド）方式などの新たな整備手法の導入を推進します。施設も同様に事業の平準化による計画的な更新に取り組むとともに、統廃合を推進します。
- (5) 管路の耐震化率向上のため、DB方式などの新たな整備手法の導入を推進するとともに、施設は、重要度、緊急性や地震リスクなどを総合的に検討し、計画的に耐震化を推進します。
- (6) 災害時における直接給水及び運搬給水の充実を図るため、災害用給水拠点の整備を検討するとともに、迅速な応急対応のための備蓄資機材の拡充などの整備を推進します。また、運搬給水については関係機関との支援体制を構築します。さらに、「上下水道業務継続計画（風水害等編）」の策定や火山対策などを検討します。
- (7) 施設の更新や耐震化等に対応するため、企業債借入におけるプライマリーバランス<sup>(※1)</sup>の確保、補てん財源<sup>(※2)</sup>残高の目標額の設定など、経営基盤を強化する「財政計画」に基づき、健全経営を推進します。また、県水は引き続き受水費の軽減に努めます。

- (8) 料金の隔月請求による水道利用者の負担感の高まりや電子マネーなどの普及・進展から料金支払い方法の変化に対応できるよう、他の事業者などの動向を注視するとともに、費用対効果を検証しながら、請求方法のあり方の検討や支払い方法の拡充を進め、サービス向上に努めます。さらに、上下水道事業モニターなどのほかに、新たな水道事業のPR方法を検討し、水需要の増進や信頼性の確保に努めます。
- (9) 定年退職した職員の再任用や会計年度任用職員の制度を活用し、培ってきた経験や技術を経験の浅い職員へ技術継承を図るとともに、給水装置工事の審査などの民間委託について、先進事業者の事例等の情報収集を行い、検討します。

### 3 主な取組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	水道水源確保へのさらなる取組み	・第5次拡張整備事業（芹沢取水場の深井戸化）
2	管路・施設の予防保全型管理の推進	・管路：漏水調査の計画的な実施 修繕等の効果的・効率的な方法の検討 ・施設：水道施設台帳の整備
3	計画的な管路の更新整備と耐震化	・基幹管路（導・送水管）の耐震化と更新 ・配水管路の耐震化と更新 ・幹線管路の耐震化と更新
4	計画的な施設の更新整備と耐震化	・第5次拡張整備事業（寺山配水場の更新） ・機械・電気設備の更新 ・施設の統廃合（八幡山・金井場水系、菖蒲水系） ・配水場の耐震化（広畑配水場・羽根配水場）
5	非常時に備えた施設や体制の充実	・災害用応急給水拠点の整備 ・非常用自家発電設備の整備 ・非常用飲料水貯水槽拡充の検討 ・「上下水道業務継続計画（風水害等編）」の策定
6	水道事業の経営の健全化	・補てん財源残高の目標設定やプライマリーバランスの確保など、健全経営の基本事項や目標等の検討と実施 ・遊休地の利活用や公民連携などの企業努力の推進

#### 《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	基幹管路の耐震化率	40.0%	48.9%	54.1%
2	補てん財源残高	15億円	12億円	10億円

### 4 関連する個別計画等

はだの上下水道ビジョン（仮称） 秦野市水道事業計画（水道施設整備計画と財政計画）  
水質検査計画 水安全計画

※1 プライマリーバランス・・・企業債発行額をその年度の元金償還額以下に抑えること

※2 補てん財源・・・資本的収入が資本的支出に不足する場合、企業内部に留保している資金により不足分の財源を補てんすることとなるが、その不足する財源に充てられる内部留保資金

## 《基本施策 352》安定した汚水処理と浸水対策のさらなる推進

### 目指すまちの姿

市民共有の財産であり、市民に愛されている「秦野名水」の里において、公共下水道の目的と効果を市民が理解し、適正な負担のもと、市民生活に不可欠なライフラインとして公共下水道の施設が適正に維持管理され、良質なサービスが安全・安心に提供されています。

### 1 現状やこれまでの取組み

- (1) 昭和49年の都市計画決定以降、公共下水道について、国費を投入し集中的に整備を進めてきた結果、令和元年度末の人口普及率は88.2%になりました。なお、浄水管理センターから排出される汚泥について、乾燥施設を導入し、汚泥の約3分の2の乾燥処理による汚泥処分費用の負担軽減と、全量の再資源化に取り組んでいます。
- (2) 近年の都市化の進展により、雨水浸透の能力低下や局地的な大雨の発生など災害リスクが増大しています。特に浸水被害が発生していた大根・鶴巻地区は、重点的に「浸水対策事業計画」を策定し集中的に投資して整備をしてきました。
- (3) 管きよについては保守点検、管きよ内清掃等の維持管理を適正に行っています。また、施設についても、「ストックマネジメント計画」に基づく予防保全型管理を適正に行っています。
- (4) 汚水管きよについては、まだ標準耐用年数を超えていないことから、重要な管きよや腐食環境下にある管きよを中心に調査・点検を行っています。また、施設については、設備台帳をデータベース化し、「ストックマネジメント計画」を策定して、設備の更新を行っています。
- (5) 重要な管きよやマンホールの耐震化を計画的に進めています。また、施設については、防災拠点及び避難所等からの浄水管理センターまでのマンホールポンプ及び下水道基幹施設である浄水管理センターの耐震化を実施しています。
- (6) 災害時に備えて、「上下水道業務継続計画（地震編）」を策定し、旧水道局と組織統合したメリットを生かした災害体制の強化や他の事業体等からの応援などの相互支援体制の充実を図っています。
- (7) 平成28年度に下水道事業の地方公営企業法の全部適用を行い、4年間を使用料算定期間とする財政計画を策定し、使用料の見直しも含め、健全経営に努めています。また、上下水道料金の徴収業務等の包括委託により徴収率の向上や未収金の解消などを図っています。
- (8) 利用者のサービス向上と経費削減を目的として実施している窓口業務等の包括委託について、業務を拡大しながら、充実を図っています。また、上下水道事業モニターやエコスクールなどを実施し、下水道事業の情報発信力を高め、サービス向上に結びつく



よう取り組んでいます。

- (9) 近年の専門的知識を有する熟練職員の退職など、本市の下水道技術力の低下等への懸念に対して、職場内外の研修体制を強化するとともに、包括委託の委託範囲の拡大など事務の効率化と合わせて、技術力の継承など人材育成に努めています。

## 2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 市街化区域内に点在する未整備箇所や秦野駅南部土地区画整理事業区域内の污水整備については、関係機関と調整して、整備への理解を得られるよう取り組み、令和12年度の完了を目指して整備を推進します。また、汚泥の経費削減や再資源化のさらなる取組みを進めるとともに、下水道が有する資源の有効活用について研究します。
- (2) 近年の豪雨の状況を踏まえて、ハードとソフトの両面の対策を組み合わせた雨水排水の整備方針を策定し、民間の雨水調整施設などの活用も含めた総合的な浸水対策を推進します。
- (3) 管きよや施設について、これまでの事後保全型管理から「ストックマネジメント計画」に基づくなどの予防保全型管理の維持管理に移行し、更新や耐震化と合わせた取組みを計画的に推進します。また、施設の維持管理については、経費削減や国の交付金の確保に努めるとともに、県や周辺自治体と連携しながら広域化・共同化を検討します。
- (4) 今後、本格的な管きよの更新時期を迎えるため、浄水管理センターなどの施設の更新と合わせて、「ストックマネジメント計画」と「財政計画」に基づき、費用の平準化を図り、管きよや施設の更新を計画的かつ効率的に推進します。
- (5) 「下水道総合地震対策計画」に基づき、重要な管きよを中心に耐震化を推進します。また、施設については、老朽化による更新に合わせて計画的に耐震化を推進します。
- (6) 災害時の長時間停電の対応として、非常用自家発電設備における燃料備蓄設備の設置や未設置施設の非常時対応方法を検討します。また、「上下水道業務継続計画（風水害等編）」の策定や火山対策、非常時の下水汚泥の搬出対応などを検討します。
- (7) 施設の更新や耐震化等に対応するため、企業債の借入上限額の設定、補てん財源<sup>(※1)</sup>残高の目標額の設定など、経営基盤を強化する「財政計画」に基づき、健全経営を推進します。また、水洗化普及促進をより強化するため、戦略的に訪問重点施設を定め、公共下水道の意義や接続義務などについて丁寧に説明し、公平性の確保と安定した使用料収入の確保に努めます。
- (8) 料金の隔月請求による下水道使用者の負担感の高まりや電子マネーなどの普及・進展から料金支払い方法の変化に対応できるよう、他の事業体などの動向を注視するとともに、費用対効果を検証しながら、請求方法のあり方の検討や支払い方法の拡充を進め、サービス向上に努めます。さらに、上下水道事業モニターなどのほかに、新たな下水道事業のPR方法を検討し、信頼性の確保に努めます。

- (9) 定年退職した職員の再任用や会計年度任用職員の制度を活用し、培ってきた経験や技術を経験の浅い職員へ技術継承を図るとともに、排水設備工事の審査などの民間委託について、先進事業者の事例等の情報収集を行い、検討します。

### 3 主な取組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	汚水処理区域の整備	・点在する未整備地区と秦野駅南部土地区画整理事業区域内の整備
2	下水汚泥の有効活用	・資源循環型社会を目指した下水道資源の有効活用の研究
3	効果的な浸水対策の推進	・雨水管きょ整備の推進 ・ハードとソフトを組み合わせた総合的な浸水対策の検討と推進
4	計画的な管きょの更新整備と耐震化	・ストックマネジメント計画に基づく更新 ・総合地震対策計画に基づく耐震化の実施
5	計画的な施設の更新整備と耐震化	・ストックマネジメント計画に基づく施設と設備更新 ・総合地震対策計画に基づく耐震化の実施
6	非常時に備えた設備や体制の充実	・非常用自家発電設備の改築・整備 ・「上下水道業務継続計画(風水害等編)」の策定
7	水洗化の普及促進	・戦略的な公共下水道未接続世帯への戸別訪問の実施
8	公共下水道事業の経営の健全化	・補てん財源残高の目標設定や企業債の借入上限など、健全経営の基本事項や目標等の検討と実施 ・広域化・共同化の推進や公民連携などの企業努力の推進

#### 《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	公共下水道の接続率	88.2%	90.3%	91.2%
2	補てん財源残高	10億円	8億円	10億円

### 4 関連する個別計画等

はだの上下水道ビジョン（仮称）

秦野市公共下水道事業計画（公共下水道施設整備計画と財政計画）

秦野市公共下水道事業ストックマネジメント計画

秦野市下水道総合地震対策計画

- ※1 補てん財源・・・資金的収入が資金的支出に不足する場合、企業内部に留保している資金により不足分の財源を補てんすることとなるが、その不足する財源に充てられる内部留保資金

## 【第4編】

### (基本目標)

住みたくなる訪れたくなるにぎわい・活力あるまちづくり

【にぎわい・活力】

### (基本政策)

第1章 暮らしやすく活力ある都市機能の維持・充実【都市整備・交通】

第2章 多くの人が訪れたくなる観光の振興【観光振興】

第3章 地域に根ざした活力ある工業の振興【工業振興】

第4章 魅力とにぎわいのある商業の振興【商業振興】

第5章 良質な住環境の創出【住環境】

## 第1章 暮らしやすく活力ある都市機能の維持・充実【都市整備・交通】

新東名高速道路の開通に伴い、周辺道路の安全性や利便性の向上を図るとともに、土地区画整理事業等によって、地域の環境と調和した産業系土地利用の推進や市民生活の快適性、利便性の向上を図ります。

老朽化した道路施設や橋りょう等の計画的な長寿命化・耐震化を行うとともに、多くの市民に愛される公園や緑地の維持管理を進めるなど、「水無川「風の道」構想」にも配慮しつつ、うるいおいに満ちた安全で快適な都市空間づくりを推進します。

また、市民の日常生活に必要な移動手段を確保・維持するため、持続可能な公共交通ネットワークの整備に努めます。

### 《基本施策 411》都市形成と基盤整備の推進

#### 目指すまちの姿

- 1 地域特性を生かした効率的かつ効果的な土地利用が図られているとともに、民間まちづくり団体による活動が活性化しています。
- 2 土地区画整理事業等によって地域の環境と調和した産業系土地利用が実現するとともに、都市基盤整備が進み、市民生活の快適性、利便性が向上しています。

#### 1 現状やこれまでの取組み

- (1) 都市機能の充実と円滑な道路交通の確保を図るため、都市計画道路等の主要な幹線道路の整備を行っています。
- (2) 秦野駅南口周辺では、良好な市街地を形成するために、今泉地区における土地区画整理事業を推進しています。
- (3) 高規格幹線道路等のネットワークを生かした企業誘致を促進し、産業の活性化につながる土地利用の実現を目指しています。
- (4) 本格的な人口減少社会に対応するため「コンパクト・プラス・ネットワーク」型都市構造<sup>(※1)</sup>への転換が求められることから、コンパクトなまちづくりの指針となる「秦野市立地適正化計画」を策定しました。

#### 2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 新東名高速道路の開通に伴い、スマートインターチェンジから市街地へのアクセス性を高めるとともに、周辺市道の安全性、利便性の向上を図ります。
- (2) 国道、県道については、引き続き整備促進の円滑化を図ります。
- (3) 秦野駅南口周辺においては、秦野駅南部（今泉）土地区画整理事業を推進するとともに、事業未着手区域の整備手法の検討及び道路・公園等の基盤整備を進めます。
- (4) 新市街地ゾーンの西大竹地区及び戸川地区において、組合土地区画整理事業により新たな産業拠点を整備するため、産業系土地利用の具現化を図ります。

- (5) 新東名高速道路の開通に伴い、飛躍的に向上する本市へのアクセス及び広域交通の利便性を生かした新たな都市的土地利用の検討を進めます。
- (6) 立地適正化計画に基づく適正な土地利用を誘導するとともに、公民連携によるまちづくりを推進します。

### 3 主な取組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	新東名周辺の道路等整備事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構想路線（都市計画道路 戸川堀山下線（仮称））の整備</li> <li>・構想路線の整備に合わせた矢坪沢の整備</li> <li>・新東名高速道路周辺市道の再整備</li> </ul>
2	国道・県道の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚木秦野道路（国道 246 号バイパス）事業化区間の整備促進及び未事業化区間の早期事業化に向けた要望活動の実施</li> <li>・主要県道（705 号ほか）の整備促進に向けた県への支援、協力</li> </ul>
3	秦野駅南部（今泉）土地区画整理事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理事業の推進</li> <li>・事業未着手区域の整備手法の検討及び道路や公園等の整備</li> </ul>
4	新市街地ゾーンの土地利用検討（西大竹地区）	・組合土地区画整理事業の施行等に関する中井町と連携した技術的援助
5	新市街地ゾーンの土地利用検討（戸川地区）	・組合土地区画整理事業の施行等に関する技術的援助
6	新たな都市的土地利用の検討	・第 8 回線引き見直しに向けた土地利用の検討
7	コンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立地適正化計画に基づく適正な土地利用の誘導</li> <li>・民間まちづくりの促進</li> </ul>

#### 《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5 年度)	目標値 (7 年度)
1	構想路線（都市計画道路 戸川堀山下線（仮称））の整備進捗状況	0%	85%	100%

### 4 関連する個別計画等

秦野市都市マスタープラン

秦野市立地適正化計画

秦野 S A（仮称）スマート I C を活かした周辺土地利用構想

水無川「風の道」構想

- ※1 「コンパクト・プラス・ネットワーク」型都市構造・・・都市の中心部や地域の拠点に医療・福祉・商業等の生活に必要な機能を集約し、公共交通のネットワーク形成によりその拠点間の連携を図ることで、あらゆる世代が安心・快適に暮らせる都市構造

## 《基本施策 412》快適な道路づくりと地域に愛される公園や緑地の創造

### 目指すまちの姿

- 1 子どもから高齢者まで誰もが安心して利用できる道路の改良や歩道の整備が進んでいます。
- 2 公園や緑地が「憩い・ふれあい・遊び」の場として、多くの市民に利用され、市民との協働により管理されています。

### 1 現状やこれまでの取組み

- (1) 一般市道については、車のすれ違いが困難な狭い道路、バリアフリーの対応ができていない歩道等があることから、通行の安全性を確保するため、道路の拡幅や修繕、歩道の整備を行っています。
- (2) 高度経済成長期に集中的に整備された道路施設等の老朽化が進行していることから、道路利用者の安全・安心の確保のため、「秦野市橋りょう長寿命化修繕計画」、「秦野市橋りょう耐震補強計画」に基づく橋りょうの修繕、耐震化及び「秦野市道路トンネル・大型カルバート長寿命化修繕計画」に基づくトンネル・大型カルバートの修繕を行うとともに、計画的に道路舗装の打換えを行っています。
- (3) 道路及び公園緑地に植栽されている桜の定期的な点検・診断を行い、倒木の危険性のある桜について伐採を実施しています。
- (4) 「秦野市公園施設長寿命化計画」に基づき、公園施設の修繕、更新を実施しています。
- (5) 道路や公園、緑地については、公園愛護会や里親制度（アダプトプログラム）<sup>(※1)</sup>により、地域に親しまれ愛される道路や公園として見守られており、市民との協働を基本に維持管理を進めています。

### 2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 人口減少等の進行に伴い、コンパクトで利便性の高いまちづくりを目指し、安全で安心な生活環境を確保するため、暮らしに密着した道路や歩道の改善を進めます。
- (2) さらなる道路施設の老朽化の進行が懸念されることから、予防保全の観点から踏まえた道路施設の点検を行い、引き続き、橋りょうの修繕、耐震化やトンネル・大型カルバートの修繕及び計画的な道路舗装の打換えを進めます。
- (3) 桜並木の景観を持続的に高めていくため、桜の植生を理解して、魅力ある開花につながる維持管理に努めるとともに、桜並木の連続性や周辺公園等の桜樹との一体性による魅力向上に向けて整備します。
- (4) 道路や公園、緑地については、計画的な維持管理を行うため、国の交付金を活用するなど財源の確保に努めるとともに、健康増進や憩いの場としての利用が促進され、多くの市民に愛される公園や緑地となるよう、市民との協働による維持管理に努めます。

### 3 主な取組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	市道改良事業の推進	・市民生活に密着した身近な市道の拡幅
2	狭あい道路整備事業の推進	・建築確認行為に伴うセットバック（道路後退） ・自主的協力によるセットバック時の用地整備
3	交通安全施設整備事業の推進	・歩行者の安全、安心な歩行空間を確保するための歩道設置及び改修 ・イメージ歩道による通学路整備
4	道路施設の適正な維持管理	・道路施設（橋りょう、トンネル、大型カルバート）の修繕 ・橋りょうの耐震化 ・道路施設点検
5	道路舗装の適正な維持管理	・市道の舗裝修繕 ・道路施設点検
6	桜並木の適正な維持管理	・定期的な点検・診断 ・剪定・伐採・抜根の処置 ・樹木の更新
7	公園及び緑地の適正な維持管理	・施設の長寿命化に必要な整備や樹木の剪定、除草等の適正な維持管理
8	道路・公園美化推進活動の支援	・道路・公園等美化ボランティア（里親制度）団体の登録促進

#### 《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	歩道設置の工事延長	102m	282m	482m
2	公園美化ボランティア（公園里親制度）の団体数	48 団体	54 団体	57 団体

### 4 関連する個別計画等

秦野市橋りょう長寿命化修繕計画

秦野市橋りょう耐震補強計画

秦野市道路トンネル・大型カルバート長寿命化修繕計画

秦野市緑の基本計画

秦野市公園施設長寿命化計画

水無川「風の道」構想

※1 里親制度（アダプトプログラム）・・・市民団体等が公共施設の里親（アダプト）になり、任された施設の管理を行う制度

## 《基本施策 413》地域を結ぶ公共交通ネットワークの確保・維持

### 目指すまちの姿

- 1 持続可能な公共交通ネットワークを確保・維持することで、市民の日常生活に必要な移動手段が確保されています。
- 2 子どもから高齢者までの全ての世代や障害者など、誰もが利用しやすい公共交通が整備されています。

### 1 現状やこれまでの取組み

- (1) 不採算バス路線の廃止や減便による公共交通空白・不便地域の拡大を防ぐため、バス路線の維持及び乗合タクシー<sup>(※1)</sup>の運行に対する支援を行っています。
- (2) 市外へのアクセスには、鉄道や高速バスなどの広域交通が欠かせない交通手段となっているため、事業者への要望を行い、鉄道の停車本数確保や高速バスの充実に努めています。

### 2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 民間事業者による乗合タクシーの運行支援など、既存の公共交通の確保・維持を図るとともに、公共交通空白・不便地域への対応については、市民ニーズや地域の実情を把握したうえで、それぞれの地域に合った形で移動手段の確保に努めます。
- (2) バス運行事業者と市内路線網の再編についての協議・検討を行うとともに、誰もが安心して利用できる公共交通の環境整備のため、ノンステップバス<sup>(※2)</sup>の導入や不採算バス路線の維持に対する支援を実施します。
- (3) 鉄道や高速バスなどの広域交通についても、運行事業者との連携を図り、市外へのアクセスの利便性向上を目指します。

### 3 主な取組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	持続可能な乗合タクシー路線の確保・維持	・民間事業者による乗合タクシーの運行支援
2	効率性・利便性の向上を目指したバス路線網の再構築	・持続可能なバス路線の検討 ・ノンステップバスの導入支援
3	高速バス路線の充実	・高速バスの運行系統の充実
4	鉄道事業者との連携強化	・市内4駅の機能向上及び地域活性化の推進



## 《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	乗合タクシーの便数	69 便	69 便	69 便

## 4 関連する個別計画等

秦野市都市マスタープラン

はだの交通計画

- ※1 乗合タクシー・・・同じ方面へ向かう不特定多数の乗客が相乗りで利用する乗車定員 15 人程度の乗合自動車
- ※2 ノンステップバス・・・高齢者や児童にも乗り降りが容易なよう、乗車ステップをなくし床面を超低床構造としたバス

## 第2章 多くの人が訪れたいくなる観光の振興【観光振興】

「観光振興基本計画」及び「表丹沢魅力づくり構想」に基づき、都市近郊の立地や、格段に飛躍する広域交通の利便性を生かし、丹沢や渋沢丘陵などの豊かな自然、鶴巻温泉、名水百選の湧水群など、本市の魅力ある地域資源を最大限に生かした観光施策や、まちのにぎわい創造に公民一体で取り組みます。

### 《基本施策 421》地域資源を生かした観光振興の充実

#### 目指すまちの姿

充実した観光商品の提供により、観光客数が増加するとともに、滞在時間が延びることで、にぎわいが創出され、消費活動への結びつきから地域経済が活性化しています。

#### 1 現状やこれまでの取り組み

- (1) 新東名高速道路の開通を本市発展の絶好の機会と捉え、地域資源である表丹沢の魅力最大限生かすため、東側のヤビツ峠から西側の秦野インターチェンジ（仮称）周辺で展開する農林業、観光、文化、歴史、スポーツなど、様々な分野の資源を結びつけた「表丹沢魅力づくり構想」を策定しました。
- (2) 都市近郊に位置し、交通至便の地にある本市は、表丹沢に代表される豊かな自然、鶴巻温泉、名水百選の一つに数えられる湧水群など、観光資源に恵まれています。
- (3) 源泉（つるまき千の湯）の活用や弘法山周辺の観光資源としての価値を引き出すとともに、大山から鶴巻温泉駅を結ぶバスの季節運行を開始するなど、地元との協働により、鶴巻温泉駅、秦野駅周辺の地域活性化及び新たな観光客の誘致に取り組んでいます。
- (4) 震生湖周辺を整備し、訪れる方が湖畔からの四季折々の風景や地質・歴史的な震災遺構などの魅力を楽しめる空間づくりに努めています。
- (5) 表丹沢野外活動センターについては、青少年の交流事業や自然体験学習等をはじめ、市民等が里地里山保全活動を行う拠点として運営しているほか、公衆浴場法の許可を取得し、キャンプ場宿泊者に風呂棟を試行的に開放するなど、利用者数の拡大を図るための利便性向上に取り組んでいます。

#### 2 今後の課題等を踏まえた取り組みの方向

- (1) 都市近郊にある立地条件を生かし、多くの日帰り観光客を誘客するため、重要な観光資源に付加価値を与え、魅力向上に努めるとともに、地域の特性に応じた活用を図る必要があります。また、県や周辺自治体と連携して、広域による観光資源の魅力向上と活用を図る必要があります。
- (2) 本市の観光スタイルを、表丹沢を中心とした「山岳観光」、野菜の掘り取りやフルーツの摘み取りなどの「里山観光」、温泉、公園、桜、湧水などの「まちなか観光」に分

類し、スタイルごとにターゲットを絞った施策展開を図る必要があります。

- (3) 本市の観光資源を日本人にも外国人にも分かりやすく伝え、また、高齢者や障害者など、全ての観光客が快適に旅行を楽しめる環境づくりを図る必要があります。
- (4) 観光消費がもたらす経済波及効果を推計し、経年にわたってモニタリングすることで、地域経済の活性化に向けた施策へのフィードバックに活用します。
- (5) 表丹沢野外活動センターについては、新東名高速道路の開通に合わせ、県外からの来訪者も呼び込める、魅力ある施設となるよう、これまでの青少年育成や里地里山保全活動拠点としての役割も含め、機能及び利便性の充実を図ります。

### 3 主な取組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	表丹沢等の魅力向上の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表丹沢ツーリズム（仮称）の構築及び推進</li> <li>・表丹沢をはじめとした総合ホームページ（情報プラットフォーム）の構築及び運用</li> </ul>
2	小田急線4駅周辺のにぎわい創造の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部局の施策を横断する4駅にぎわい創造実行戦略（仮称）の策定</li> </ul>
3	鶴巻温泉駅、秦野駅周辺のにぎわいづくりに向けた源泉や弘法山の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大山、鶴巻温泉駅間のバス運行に合わせたソフト的な誘客事業の展開</li> <li>・弘法の里湯施設の維持管理（リニューアル改装）</li> <li>・弘法の里湯と名水はだの富士見の湯の連携サービス</li> <li>・弘法山を活用した鶴巻温泉駅、秦野駅周辺の地域活性化策の検討</li> </ul>
4	秦野駅周辺のにぎわいづくりに向けた震生湖の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・散策道、湖面環境等の整備及び改善</li> <li>・ベンチ、テーブルを設置した憩いの場の環境維持</li> <li>・震災遺構としてのPR</li> </ul>
5	渋沢駅周辺のにぎわいづくりに向けた頭高山周辺の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・頭高山周辺にある施設の維持管理</li> <li>・観光協会等との連携による魅力の発信</li> </ul>
6	花のある観光地づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハイキングコースの景観創出に向けた遊休農地等を活用した草花の栽培</li> <li>・花のある観光地づくりの新たな実施場所の検討</li> <li>・桜の植樹推進実行委員会による新たな桜の名所づくりの検討及び育樹活動の推進</li> </ul>
7	ピークハントを目指さない新たな山岳ハイキングコースの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大倉高原山の家解体</li> <li>・テントサイトの有効活用や整備の検討</li> <li>・大倉周辺の登山道やレクリエーションの森（国有林）活用の検討</li> <li>・戸川公園レストハウスとの連携</li> <li>・山岳ハイキングコースの広報・情報発信による誘客</li> </ul>
8	ヤビツレストハウス（仮称）を活用したヤビツ峠周辺の観光振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大山山頂の登山入口としてのPR</li> <li>・大山山頂への登山道整備</li> <li>・有料送迎バスの活用に向けた検討</li> <li>・菜の花台へのデジタルサイネージ設置の検討</li> </ul>

No.	主な施策・事業	主な内容
9	表丹沢野外活動センターの機能及び利便性の充実と事業の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いり棟の活用促進及び各種体験メニューの充実</li> <li>・風呂棟の利用拡大</li> </ul>

### 《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	年間観光客数	4,472,000人	4,472,000人	4,652,000人
2	観光客の年間消費額	59億1,800万円	59億1,800万円	61億5,700万円

## 4 関連する個別計画等

秦野市観光振興基本計画

表丹沢魅力づくり構想

## 《基本施策 422》協働と連携による観光振興の充実

### 目指すまちの姿

観光関係団体、地域、企業に加え、高校生、大学生といった若年層など、より多くの市民と協働・連携した観光振興策の推進により、市民力による観光地づくりが進められています。

### 1 現状やこれまでの取組み

- (1) 多様化する余暇活動や観光客のニーズを踏まえ、団塊の世代をはじめとする各層の誘客を図るため、ソフト面での新たな観光資源の創出が求められています。
- (2) 観光振興等に関する基本協定を締結している一般社団法人秦野市観光協会との連携により、観光案内宣伝の充実・強化、観光行事の充実などに努めています。
- (3) 新東名高速道路の開通に伴い来訪者の増加が見込まれる中、市内への観光周遊を促すため、観光資源の情報を発信する「はだの旅～秦野ドライブマップ」を作成しました。

### 2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 観光協会、地域、企業等との連携を強化するとともに、新たなビジネスモデルの視点として高校生、大学生などの若年層を取り込み、観光宣伝、観光案内、誘客等をさらに推進する必要があります。
- (2) 自然環境への関心の高まりや、健康志向、本物志向、体験・学習を伴う観光需要の高まりなどを受け、ソフト面での新たな観光資源を創出し、活用していく必要があります。
- (3) 新東名高速道路の開通に備え、観光資源の情報発信に取り組むとともに、今後増加が予想される外国人観光客に対応するため、パンフレット等の多言語化に取り組む必要があります。
- (4) 動画配信などSNSやWEB上での広報宣伝にも取り組み、多様なニーズ、潜在的なニーズにきめ細やかに対応する必要があります。
- (5) 中高年層や若い女性を中心に登山への関心が高まる中、本市最大の観光資源である表丹沢への持続的な誘客を図るため、山の安全対策を強化する必要があります。

### 3 主な取組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	観光協会との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規観光プログラムの開発</li> <li>・観光案内宣伝の充実・強化</li> <li>・食による観光振興</li> <li>・多言語化パンフレットの検討</li> <li>・ボランティアガイドの実施</li> </ul>

No.	主な施策・事業	主な内容
2	表丹沢登山の安全対策強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>山の安全に関する啓発事業の実施</li> <li>登山者カード啓発キャンペーンの実施</li> <li>老朽化した案内看板、道標の整備</li> <li>遭難対策協議会の開催及び遭難対策訓練の実施</li> </ul>

### 《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	観光ボランティアの人数	43人	48人	52人

## 4 関連する個別計画等

秦野市観光振興基本計画

表丹沢魅力づくり構想

### 第3章 地域に根ざした活力ある工業の振興【工業振興】

市内工業の持続的な発展と地域経済の活性化を図るため、新東名高速道路の開通を見据え、土地区画整理事業用地への企業誘致を促進するとともに、既存企業の経営安定に向けた支援等を進めます。

また、産学公連携による新製品、新技術の研究開発にチャレンジしやすい環境づくりや、多様な人材が活躍できる雇用、就業機会の確保に努めます。

#### 《基本施策 431》企業誘致と創造的な企業活動への支援の充実

##### 目指すまちの姿

活力ある工業の持続的な発展により、地域経済が活性化しています。

#### 1 現状やこれまでの取り組み

- (1) 市内工業は、社会経済の影響や人手不足、働き方改革への対応といった様々な経営課題を抱えながらも、製造品出荷額において回復基調にありました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動が抑制され、経営へのマイナスの影響が大きくなっています。
- (2) 「企業等の立地及び施設再整備の支援に関する条例」に基づき、企業の新規立地の促進及び市内既存企業の施設再整備への支援による市外への流出防止を図っています。
- (3) 中小企業の金融・人材育成への支援を行うとともに、新製品、新技術の研究開発、関係機関との連携による経営革新の促進、起業家支援を行っています。

#### 2 今後の課題等を踏まえた取り組みの方向

- (1) 新東名高速道路の開通を見据え、西大竹地区及び戸川地区の土地区画整理事業用地への企業誘致の促進を図るとともに、既存企業の施設再整備を支援します。
- (2) 中小企業の生産性向上に向けた設備投資への金融支援や、経営力や技術力の強化に対する人材育成の支援を行うとともに、産学公の人的・技術的連携による新製品、新技術の研究開発にチャレンジしやすい環境づくりを促進します。
- (3) 県、商工会議所等関係機関と連携した経営改善や、創業・起業を支援するとともに、適切な情報提供に努め、安定的な事業継続を支援します。

### 3 主な取組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	企業誘致及び企業の施設再整備への支援	・企業等の立地及び施設再整備条例の活用による企業誘致及び既存企業の施設再整備の促進
2	中小企業の経営安定、向上に向けた金融支援	・金融機関との連携による融資制度の活用 ・融資に係る利子補助金及び信用保証料補助金による経営安定の支援
3	中小企業の経営力・技術力強化に係る人材育成への支援	・経営講座等の開催による経営力強化 ・人材育成補助金の活用による従業員の技術力強化への支援
4	中小企業の受発注取引機会の促進	・工業技術・製品の見本市への出展 ・商工まつり開催による受発注取引機会の促進
5	新技術、新製品の研究開発の促進	・産学公連携の推進 ・新ビジネスに挑戦する中小企業の新製品・新技術開発等の支援の充実
6	中小企業の経営革新の促進と創業支援	・経営相談、指導、改善への参加促進 ・特定創業支援等事業、起業家相談事業による安定的な事業継続の支援

#### 《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	工業統計調査における、従業員4人以上の事業所の1年間の製造品出荷額等	4,402億円	4,402億円	4,402億円

### 4 関連する個別計画等

秦野市工業振興基本計画

秦野市都市マスタープラン

はだの交通計画

秦野SA（仮称）スマートICを活かした周辺土地利用構想



## 《基本施策 432》雇用、就労への支援の充実

### 目指すまちの姿

多様な人材が活躍できる安定した雇用、就業機会が確保されています。

### 1 現状やこれまでの取組み

- (1) 少子高齢化の進行により、生産年齢人口の減少が顕在化している中、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業の求人が減少しており、雇用に与える影響を注視する状況にあります。
- (2) ふるさとハローワークや公共職業安定所と連携して、職業相談や職業紹介を行うとともに、求職者就職支援カウンセリングを実施しています。
- (3) かながわ労働センターと連携し、労働関係法令、制度等の周知を図るため、労働講座や労働相談会を開催しています。
- (4) 市内の大学、高校と企業との連携による市内企業への就職を促進しています。

### 2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 国、県等の関係機関と連携し、雇用の創出に努めるとともに、女性、若年者、中高年者、障害者、外国人といった多様な人材の就労を支援します。
- (2) 中小企業の「働き方改革」の取組みを支援するため、国、県等の関係機関と連携し、関係法令や制度等の労働講座を開催し、労働環境の充実を図ります。
- (3) 県立西部総合職業技術校の運営等への市内企業の参画や、市内の大学、高校と企業との連携による市内企業への就職を促進します。

### 3 主な取組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	求職者の就職支援及び就業機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・求職者就職支援カウンセリングの実施</li> <li>・公共職業安定所との連携による職業相談、職業紹介等の実施（ふるさとハローワークの運営支援）</li> </ul>
2	多様な人材の就労支援及び雇用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な人材の就労を支援するための就職支援セミナー等の実施</li> <li>・中小企業の障害者雇用の安定と促進</li> </ul>
3	福利厚生事業への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工団体が実施する福利厚生事業への支援</li> <li>・優良技能者等の表彰による事業意欲の向上</li> </ul>
4	「働き方改革」による労働環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県との連携による労働講座、労働相談会の実施</li> <li>・事業所への労働関係法令、各種制度等の周知・啓発</li> </ul>

No.	主な施策・事業	主な内容
5	県等関係機関との連携による地域雇用の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立西部総合職業技術校における職業能力開発推進協議会への支援</li> <li>・県立西部総合職業技術校の運営等への市内企業の参画の促進</li> <li>・大学及び高校と市内企業との連携による市内企業への就職促進</li> </ul>

### 《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	ふるさとハローワークにおける職業紹介件数に対する就職件数の割合	24%	24%	24%

## 4 関連する個別計画等

秦野市工業振興基本計画

秦野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

秦野市障害者福祉計画

はだの男女共同参画プラン

## 第4章 魅力とにぎわいのある商業の振興【商業振興】

市民生活の利便性の向上とにぎわいのある商業の振興を図るため、地域ブランドを活用した地域消費の促進や商店街の販売促進事業等を支援します。

### 《基本施策 441》意欲もてる商業経営への支援の充実

#### 目指すまちの姿

- 1 大型店にはない専門性やコミュニケーションなどの個性を持った魅力ある個店が増え、まち全体が活気に満ちています。
- 2 市民が自慢できる商品やサービスが増え、活発に事業活動を営む事業者が他の事業者をけん引することで、熱心に事業に取り組む事業者が増加しています。

#### 1 現状やこれまでの取り組み

- (1) 市内の卸売業・小売業の事業所数は減少傾向にあり、経営者の高齢化などの問題が見受けられます。これに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、急速な景気の悪化や個人消費の減少など、本市の商業は厳しい状況にあります。
- (2) 個店の魅力を発信する機会として、商店主等から専門技術や知識を学ぶための講座を実施しています。
- (3) 市民が自慢できる秦野ならではの商品やサービスを、はだのブランド認証品「みっけもん秦野」に認証し、地域ブランドを活用した地域消費の促進と継続的発展に役立てています。

#### 2 今後の課題等を踏まえた取り組みの方向

- (1) 新たな顧客獲得機会の創出に向け、個店の自助努力を促すとともに、商業者と消費者の接点づくりによる地域消費の拡大に努めます。
- (2) 意欲のある事業者や若手事業者等が連携して行う商業活動を支援し、地域経済の活性化を図ります。
- (3) はだのブランド認証品「みっけもん秦野」を活用し、本市の魅力をPRしながら販路の拡大を図るとともに、市外からの来訪者が市内でより多くの消費活動を行う仕掛けづくりを行い、地域経済を継続的に循環する仕組みへ発展させていきます。

### 3 主な取組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	地域資源を活用した地域ブランド育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はだのブランド推進協議会の運営支援</li> <li>・消費者や来訪者のニーズに応える魅力的なブランド創出</li> <li>・地域ブランドのPR及び活用</li> <li>・「ハダ恋みつけもんの旅」の開催</li> </ul>
2	個店の魅力発信の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個店の魅力を消費者へ発信するにぎわい商店街サイトの充実</li> <li>・商店主が主体的に実施する商人魂お役立て講座実施への支援</li> </ul>
3	経営相談への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会議所中小企業相談所が実施する相談事業（金融、税務、経理、経営、労働相談等）への支援</li> </ul>
4	経営者人材育成の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の経営力向上や若手事業者の育成につながる講習会等への支援</li> </ul>

#### 《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	商人魂お役立て講座開催数	96回	102回	106回
2	はだのブランド認証品「みつけもん秦野」への認証申請数（累計）	97件	129件	145件

## 《基本施策 442》人にやさしくにぎわいのある商店街づくりへの支援の充実

### 目指すまちの姿

- 1 魅力ある商店や新たに創業する商業者が増え、小田急線4駅周辺の地域特性を生かした商店街づくりが促進されています。
- 2 商店や商店街が地域コミュニティの担い手として、人と人、地域をつなぐ役割を果たしています。

### 1 現状やこれまでの取組み

- (1) インターネットショッピングの普及など、消費者のライフスタイルの変化に伴い、買い物環境は大きく変化しています。また、商店街の空き店舗による空洞化といった問題が見受けられます。
- (2) 商店街における魅力ある店舗づくりを促進するため、令和元年度に商店街店舗魅力アップ事業補助金を創設し、支援しています。
- (3) 商店街区域内の空き店舗を活用して開業した方に、改装費等の補助をするとともに、中小企業診断士による経営診断を実施することで、事業継続を支援しています。
- (4) 商店街が実施する販売促進事業への支援を行うとともに、事業の見直し等を行う商店街に対してアドバイザーを派遣するほか、街路灯などの商店街施設の整備・維持を支援しています。

### 2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 商店街における既存商店の魅力向上や新たな店舗の出店支援などにより、地域特性を生かした商店街の活性化及びチャレンジしやすい環境づくりを促進します。
- (2) 商店街が実施する特色ある販売促進事業を支援し、商店街のにぎわいの創造、活性化を図ります。
- (3) 商店街と福祉サービス提供事業者等との連携による商店街の活性化及び地域コミュニティの役割を担う魅力ある商店街づくりを支援します。

### 3 主な取組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	商店街における魅力ある個店の創業支援	・商店街空き店舗活用による新規創業事業者への支援
2	にぎわいにつながる商店会活動への支援	・誘客効果を高める販売促進事業等への支援 ・商店街の横断的な活動への支援 ・アドバイザー派遣による魅力ある商店街形成等への支援

No.	主な施策・事業	主な内容
3	小田急線4駅周辺の特色ある商業環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小田急線4駅周辺の特性を生かした地域をつなぐ商店街づくりへの支援</li> <li>・建築資金利子補助制度による商業施設の建築支援</li> <li>・商店街店舗魅力アップ事業補助金の活用による魅力ある店舗づくり支援</li> </ul>
4	魅力ある商店街づくりのための環境整備支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街駐車場の管理運営への支援</li> <li>・利用者の安全・安心及び魅力ある商店街づくりのための環境整備（街路灯等共同施設）への支援</li> </ul>

《成果・活動量》

No.	指標	現状値 <sup>(注)</sup>	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	空き店舗補助金制度を活用した創業者数	5件	5件	5件

(注) 現状値は、過去5年間の活用創業者数の平均

## 第5章 良質な住環境の創出【住環境】

市民、事業者、行政の協働により安全で良好な住環境等の維持に努めるとともに、市営住宅の効率的な運営やさど地共生住宅開発許可制度の普及促進に取り組むなど、住宅施策の充実を図ります。

また、空家の適正管理や活用を進め、安心して住み続けられる良好な住環境の創出に努めます。

### 《基本施策 451》法令等に基づく適切な指導による快適な住環境等の創出

#### 目指すまちの姿

関係法令等に基づく適切な指導が行われるとともに、市民、事業者、行政の協働により安全で良好な住環境等の創出と保全がされています。

#### 1 現状やこれまでの取組み

安全で良好な住環境等を創出するため、開発行為、建築行為及び土地の埋立てや屋外広告物の設置等に対して、関係法令等に基づく指導・誘導を行っています。

#### 2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) より質の高い住環境の創出に向け、法令等に基づく適切な指導・誘導を行います。
- (2) 大規模地震等の激甚災害の発生に伴う、法令等の改正に適宜対応するとともに、より安全性の高い土地利用に向けた指導・誘導を行います。
- (3) 定期的なパトロール等により、安全で良好な住環境等の維持に努めます。

#### 3 主な取組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	法令等による安全で良好な住環境等の創出	・関係法令等（都市計画法、建築基準法、土地の埋立て等の規制に関する条例、まちづくり条例等）に基づく適切な指導の実施
2	市民、事業者との協働によるまちづくりの推進	・生活美観創出協議の実施

#### 《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	違法行為、無秩序な開発行為等を防ぐ市内パトロールの実施	12回	12回	12回

#### 4 関連する個別計画等

秦野市景観形成基本計画

ふるさと秦野生活美観計画

## 《基本施策 452》住宅施策の充実

### 目指すまちの姿

- 1 既存の市営住宅の集約等により、市民の財産でもある公有地が有効活用されるとともに、入居者の居住環境が向上しています。
- 2 里地里山の豊かな自然と共生した住環境が創出され、スローライフを満喫できています。

### 1 現状やこれまでの取組み

- (1) 平成25年に上地区の地域資源を生かした、さと地共生住宅開発許可制度<sup>(※1)</sup>を創設し、既存コミュニティの維持存続を図っています。
- (2) 老朽化した木造戸建市営住宅の集約を行い、公有地の有効活用を進めています。
- (3) 少子高齢化による人口減少を抑制するため、民間賃貸住宅を取得し、定住化促進住宅として活用しています。

### 2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 市外からの移住の促進と若者世代の結婚を支援するため、総合的な住宅施策を検討します。
- (2) コロナ禍を契機とした地方分散の流れを捉え、豊かな自然と共生した良質な住環境を創出するため、さと地共生住宅開発許可制度の普及促進に取り組みます。
- (3) 市営住宅等の適切な維持管理を図るとともに、高齢者や障害者等の住宅確保要配慮者向け住戸への改修を検討します。
- (4) 人口減少、少子高齢化の進行を踏まえて、将来の市営住宅のあり方とともに、民間賃貸住宅を活用した借上型市営住宅の導入などを検討します。

### 3 主な取組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	総合的な住宅施策の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新婚世帯及び子育て世代を対象とした住宅施策の検討</li> <li>・市外在住者、移住希望者への情報提供の強化</li> </ul>
2	さと地共生住宅開発許可制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移住定住がしたくなる付加価値と魅力づくり</li> <li>・さと地許可候補地の土地利用情報の提供</li> </ul>
3	効率的な市営住宅の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来の市営住宅のあり方の検討</li> <li>・高齢者や障害者向け住戸への改修</li> <li>・民間賃貸住宅を活用した借上型市営住宅の検討</li> </ul>



## 《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	住宅施策を活用した移住世帯数	—	5世帯/年	5世帯/年

## 4 関連する個別計画等

## 秦野市市営住宅長寿命化計画

- ※1 さと地共生住宅開発許可制度・・・平成25年に上地区の既存集落のコミュニティ維持のために創設した許可制度で、市街化調整区域ながら里地里山などの魅力ある地域資源を生かした住宅の立地を受け入れている

## 《基本施策 453》空家等の適正管理と活用

### 目指すまちの姿

空家の適正な管理や活用が進み、安心して住み続けられる住環境が保たれています。

### 1 現状やこれまでの取組み

- (1) 本市の空家の現状を把握し、実態に即した対策を講じていくため、実態把握調査を実施し、その結果を踏まえ、対策の指針となる「第2期秦野市空家等対策計画」の策定を進めています。
- (2) 近隣の生活環境に悪影響を与えている空家が増加しているため、所有者へ適正な管理を促していますが、改善されないケースが多いことから、「秦野市空家等の適正管理に関する条例（仮称）」の制定に向けた検討を進めています。
- (3) 令和2年度に「空家バンク」を開設し、空家の市場流通を促進しています。

### 2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 空家所有者への支援策など管理不全空家対策について重点的に取り組む必要があります。
- (2) 「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「秦野市空家等の適正管理に関する条例（仮称）」に基づく適切な措置を進め、空家の適正管理を推進します。
- (3) 管理不全空家の減少を図るためには、使用可能な状態のうちに活用を促すことが重要であることから、使用可能な空家については、地元自治会や不動産関係団体等と連携し、市場への流通を促進します。

### 3 主な取組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	管理不全空家対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「秦野市空家等の適正管理に関する条例（仮称）」に基づく措置</li> <li>・管理が困難な所有者への支援</li> </ul>
2	空家活用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空家バンクの運営</li> <li>・モデル事業の実施及び補助制度の検討</li> </ul>

### 《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	管理不全空家の状態が改善された割合	60%	66%	70%

### 4 関連する個別計画等

秦野市空家等対策計画

## 【第5編】

(基本目標)

市民と行政が共に力を合わせて創るまちづくり

【市民と行政のパートナーシップ】

(基本政策)

第1章 協働による地域運営の推進【地域運営】

第2章 市民に信頼される持続可能な行財政運営の推進【行財政運営】

## 第1章 協働による地域運営の推進【地域運営】

多様な主体との協働のまちづくりを推進するとともに、市内外に本市の魅力を発信し、対外的な都市イメージの向上とシビックプライドの醸成を図ります。

また、時代に合った情報発信と多様な意見を取り入れることができる広聴手法の充実に努めるとともに、性別、性的指向、年齢、国籍等に関わらず多様な個人が尊重され、誰もが自分らしく活躍できる社会づくりを推進します。

### 《基本施策 511》多様な担い手による協働の推進

#### 目指すまちの姿

- 1 市民、市民活動団体、民間企業等が、市との協働による公共サービスを提供することにより、多様な地域のニーズに迅速・柔軟に対応でき、市民力、地域力を生かしたまちづくりが展開されているとともに、地域社会の新たな担い手として関係人口が創出され、地域課題が解決されています。
- 2 新たな提携事業の取組みにより、市と大学双方にとって持続可能で魅力ある関係が維持・構築されています。

#### 1 現状やこれまでの取組み

- (1) 社会環境や価値観の変化により、公共サービスに対する住民ニーズは、高度化、多様化しており、従来の行政スタイルでは対応が困難な状況となっています。その中で、地域で主体性を持って公共の活動を担っている自治会、まちづくり委員会、NPO法人、市民活動団体、県人会等に対し支援を行っています。
- (2) 近年では、行政と民間企業が連携して地域課題の解決に取り組む包括的な連携協定が増えています。
- (3) 地元の大学が有する豊富な人材や知的財産は、まちづくりの重要な要素であり、人的交流や施設の相互利用などの提携事業に取り組んでいます。

#### 2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 地域の各種団体では、担い手不足等の課題を抱えていることから、組織の機能が維持できるよう、加入促進を含めた様々な支援に努めます。
- (2) 人々の価値観やライフスタイルの変化を踏まえ、新たな日常の実現に向け、鉄道沿線の自治体や民間企業、大学等と連携し、地域課題の解決やまちの魅力を高める取組みを進めます。
- (3) 提携事業を推進する中で地域課題を共通のテーマに、市と大学双方が、施策の解決・改善や教育活動に生かせる新たな仕組みづくりを進めます。また、中長期的な視野に立った連携テーマの設定や、事業内容を相互に提案する制度、実施事業の評価を行う仕組みづくりなど、より実効性の高い連携を進めます。

- (4) 関係人口の創出・拡大に向け、本市の恵まれた自然環境や地域資源を生かした体験型イベント等の充実、情報発信の強化に努めるとともに、魅力ある「ふるさと寄附金の返礼品」の発掘・宣伝を進めます。

### 3 主な取組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	地域コミュニティ組織・事業への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会連合会、自治会及び地区まちづくり委員会等の運営及び活動支援</li> <li>・地区コーディネーターの地域への配置</li> <li>・まちづくり事業交付金の拡充</li> </ul>
2	自治会館等施設への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会館等施設の整備等の支援</li> </ul>
3	自治会組織の設立及び法人化の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会組織の設立支援</li> </ul>
4	協働事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO法人や市民活動団体等との協働型事業の実施</li> </ul>
5	市民活動団体等への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はだの市民活動団体連絡協議会との連携による活動団体の活性化支援</li> </ul>
6	協働によるまちづくりの活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動サポートセンターのあり方の検討</li> <li>・はだのこども館の有効活用のための利用者拡大の検討</li> </ul>
7	大学と連携した地域課題への取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講師等の相互派遣事業の推進</li> <li>・施設の相互利用による市民サービスの向上</li> <li>・大学の教育課程と連携した事業の推進</li> </ul>
8	関係人口の創出・拡大の取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係人口登録制度の検討</li> <li>・体験型イベント等の充実、情報発信の強化</li> <li>・庁内部署との連携による魅力ある「ふるさと寄附金の返礼品」の発掘、効果的な広報宣伝の推進</li> </ul>

#### 《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	市内で活動する認証NPO法人数	44 団体	45 団体	45 団体
2	自治会の法人化数	71 自治会	80 自治会	84 自治会

## 《基本施策 512》 広報・広聴活動の充実とシティプロモーションの推進

### 目指すまちの姿

- 1 広報・広聴活動の充実により、市民と市が、市政の情報や課題を共有しながら相互に理解を深め、知恵と力を出しあう協働のまちづくりに積極的に取り組んでいます。
- 2 都市イメージの向上により、本市に興味を持ち調べる人、魅力を感じて転入する人や訪れる人が増えています。また、市民がまちに愛着と誇りを感じ、住み続けたいと思う人が増えています。

### 1 現状やこれまでの取組み

- (1) 市民との情報の共有化を図るため、分かりやすく親しみやすい広報紙の編集に努め、効果的に市政情報を発信するとともに、新聞未購読世帯に対する戸別配布やスマートフォンアプリによる配信など、多くの方に広報紙を読んでもらうための取組みを進めています。
- (2) 新聞やラジオ、市ホームページなどによる情報発信の充実を図るとともに、ツイッターや YouTube の運用を開始するなど、多様な媒体を活用し、タイムリーかつ効果的な情報発信に努めています。また、本市の誇る地域資源や「はだのふるさと大使」などを活用し、本市の魅力の発信や知名度の向上に努めています。
- (3) パブリックコメントや地区別市政懇談会、Web アンケートなど、市民の市政に対する意見や要望を的確に把握し、市政へ反映させる取組みの充実に努めています。

### 2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) より分かりやすく、親しみやすい広報紙の発行に努めるとともに、対象や目的に応じた各種メディアの効果的な活用とパブリシティ<sup>(※1)</sup>の充実を図り、市政情報等を広く発信します。  
特に、即時性や容量、双方向性等に優れたインターネット媒体（ホームページやSNS等）が急速に浸透していることから、誰もが簡単に市政情報等を入手できるよう、時代にあった情報発信体制の充実に努めます。
- (2) 市内外に本市の魅力を効果的に発信するとともに、市民や企業、団体などと連携したシティプロモーションを推進することで、対外的な都市イメージの向上とシビックプライド<sup>(※2)</sup>の醸成を図ります。
- (3) 地区別市政懇談会や各種アンケート等のほか、世代や組織・団体等にとらわれない、幅広い多様な意見を取り入れることができる広聴手法の充実に努め、市民の多様な意見や要望を的確に把握し、市政へ反映します。

### 3 主な取組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	広報活動の充実	・広報紙、ホームページ、FM放送、文字放送、SNS及び動画配信等を活用した情報発信や、パブリシティによるタイムリーな情報提供
2	シティプロモーションの推進	・各種メディアや「はだのふるさと大使」等を活用した地域資源などの魅力発信
3	広聴活動の充実	・地区別市政懇談会、Web アンケート <sup>(※3)</sup> 、パブリックコメント等の実施

#### 《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	市ホームページの年間アクセス件数	750 万件	812 万件	845 万件

※1 パブリシティ・・・行政機関や団体、企業などが、その事業や製品に関する情報を報道機関に提供し、マスメディアで報道されるように働きかける広報活動

※2 シビックプライド・・・市民がまちに対して持つ愛着や誇り

※3 Web アンケート・・・市政運営の参考として活用するためのインターネットを利用したアンケート

## 《基本施策 513》多様性を認めあう社会づくりの推進

### 目指すまちの姿

- 1 市民一人ひとりの人権意識が高まり、差別や偏見のない、明るく住みよい社会が構築されています。
- 2 性別、性的指向、年齢や国籍等に関わらず多様な個人が尊重され、誰もが自らの意思であらゆる分野の活動に参画し、自分らしく活躍できる地域社会が形成されています。

### 1 現状やこれまでの取組み

- (1) 人権尊重の社会づくりを目的として、学校や地域及び職場において、市民一人ひとりが相手を思いやる気持ちが生まれるよう、各種講演会の開催や啓発活動の実施等の事業を展開しています。
- (2) 全ての人暮らしやすく、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するため、庁内の推進体制を整備するとともに、市民団体と連携し啓発活動を行っています。
- (3) 日常生活での困り事等に対応する外国籍市民相談を実施するとともに、日本語指導などの暮らしの教室や、市民と外国籍市民との交流事業などにより、地域の国際化を推進しています。

### 2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 各種講演会の開催やホームページの活用、県内唯一の隣保館<sup>(※1)</sup>である「ほうらい会館」での自主事業の開催等により、人権啓発に努めるとともに、人権相談窓口の周知を図り相談につなげていきます。
- (2) 男女共同参画社会の意識の浸透には継続的な取組みが必要であるため、今後も情報発信、学習機会の提供に取り組みます。
- (3) 外国籍市民の相談状況に応じ、体制強化等について検討します。
- (4) 地域の国際化の進展に伴い、外国籍市民等と共に互いを理解し、尊重する社会が求められているため、外国籍市民への情報提供の充実や市民との交流を促進し、多様性を認めあう社会づくりを推進します。



### 3 主な取組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	人権啓発活動の推進及び相談等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権相談の実施</li> <li>・人権、男女共同参画を考える講演会の開催</li> <li>・人権と平和を考える夏休み子ども映画会の開催</li> <li>・小中学生を対象とした人権についての標語、作文及びポスターの募集</li> </ul>
2	男女共同参画社会の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての情報・学習機会の提供及び啓発活動の実施</li> <li>・はだの市民が創る男女共同社会推進会議との協働による啓発活動の実施</li> </ul>
3	ドメスティック・バイオレンス（DV）の防止及び被害者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DVをなくすための広報及び啓発事業の推進</li> <li>・女性のための悩み相談窓口の設置及び周知</li> <li>・相談者のニーズに的確に対応するための相談体制の整備</li> </ul>
4	外国籍市民相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・英語ほか4言語の相談・通訳を実施</li> </ul>
5	地域の国際化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国籍市民等への情報提供及び日本語教室の実施</li> <li>・国際交流活動団体の自主的な活動への支援</li> </ul>

#### 《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	審議会等における女性委員の登用率	26.3%	34.5%	40.0%
2	国際理解事業等の参加者数	200人	215人	220人

### 4 関連する個別計画等

はだの男女共同参画プラン

※1 隣保館・・・生活環境等の安定向上を図る必要がある地域及びその周辺の地域住民に対して、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる地域に密着した施設

## 第2章 市民に信頼される持続可能な行財政運営の推進【行財政運営】

市民の期待に応え信頼される職員づくりに取り組むとともに、戦略的な事業の創造・縮充やICTの積極的な活用等により、持続可能な行財政運営を図ります。

また、他自治体との積極的な連携・協力により、広域化する行政需要に対応し、効率的かつ効果的な行政サービスに努めます。

### 《基本施策 521》公平・公正で活気あふれる開かれた市役所づくりの推進

#### 目指すまちの姿

市民の期待に応え、信頼される職員が市民と共に暮らしよいまちづくりに取り組んでいます。

#### 1 現状やこれまでの取り組み

人口減少時代への突入、管理職の大量退職など職員構成の変動、市民ニーズの一層の高度化、多様化している現状を踏まえ、職場環境、人事評価、人事管理、採用、人材育成など各分野における施策を戦略的に体系付けて職員づくりに取り組んでいます。

#### 2 今後の課題等を踏まえた取り組みの方向

職員の健康を守るとともに、仕事に対するモチベーションを向上させるため、長時間労働の是正やワークライフバランス、ハラスメント防止などの取り組みを強化し、子育てする職員や女性職員、障害を持つ職員など誰もが働きやすく、活躍できる職場づくりを進める必要があります。

そのため、限られた職員数と時間の中で効率的な業務運営ができるよう働き方の見直しや職員の意識改革、能力や実績を適正に評価する人事評価制度の推進などの取り組みを強化していきます。

#### 3 主な取り組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	意欲の高い人材の確保と誰もが活躍できる職場づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門職や障害者雇用など多様な人材確保に向けた職員採用の実施</li> <li>・能力や実績を適正に評価する人事評価制度の推進</li> <li>・定年延長を見据えた人事制度の構築</li> </ul>
2	心身共に健康に働くことのできる環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の休暇取得推進と時間外勤務の削減</li> <li>・ハラスメント防止対策と心の健康づくりの推進</li> <li>・新たな日常を踏まえた働き方改革の推進</li> </ul>
3	意識改革や感性を磨く人材育成の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代育成アカデミーや階層別研修のさらなる充実</li> <li>・庁外組織への積極的な職員派遣</li> <li>・管理職職員の意識改革の促進</li> </ul>

## 《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	仕事に対する意欲、意識が入庁時より高くなったと回答する職員の割合	47.3%	50.0%	55.0%

## 4 関連する個別計画等

秦野市職員（ひと）づくり基本方針実施計画

## 《基本施策 522》適正かつ持続可能な行政経営の推進

### 目指すまちの姿

人口減少や少子高齢化を前提とした「縮充社会」を実現し、ICTの積極的な活用などにより持続可能な行財政運営が進められています。

## 1 現状やこれまでの取組み

- (1) 「第3次はだの行革推進プラン実行計画」では62の改革項目を掲げ、平成28年度から令和2年度までの5年間で約16.5億円の効果額を見込んで取組みを進めており、毎年、行財政調査会による外部評価を実施しています。
- (2) 平成23年度に策定した「秦野市公共施設再配置計画」に基づき、なでしこ会館及びひばりが丘児童館等の廃止、すずはり荘及び沼代児童館の地域への移譲等により、令和元年度末時点において床面積を2,609㎡削減し、約17億1569万円の効果額となっています。
- (3) 「公共施設保全計画（仮称）」の策定に向けて、コンクリート劣化度調査の実施、構造体の耐用年数の算定等の基礎情報の整理を行いました。また、計画策定とその運用を支援するシステムを導入し、公共施設の維持管理情報を一元管理する環境を整えています。
- (4) 財務会計をはじめとする内部事務システムについて、機能的な制限が多いホストコンピュータから、標準的で高機能なオープンシステムへ移行し、職員の事務効率向上に努めました。また、電子申請システム及び施設予約システムについては、対象手続及び対象施設を拡充し、各種手続の簡素化に努めました。
- (5) 公正で競争性、透明性、公平性が確保された適正な入札・契約制度を構築するため、社会経済情勢の変動に合わせた制度の見直しに努めています。
- (6) 多くの市民が集う市役所庁舎の安全性を確保するため、昭和44年に建設された本庁舎の耐震補強工事を実施するとともに、教育庁舎の供用開始により庁舎機能の充実を図りました。
- (7) 行政文書の適正管理を推進するため、職員に対する研修を実施するとともに、管理状況の点検を行っています。

## 2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 人口減少やさらなる高齢化を前提とした持続可能な行財政運営を進めるため、積極的なICTの活用によるスマート自治体の実現や、様々な変化に柔軟に対応でき市民に信頼される職員の育成、負担と給付の適正化など、継続して行財政改革に取り組む必要があります。

- (2) 公共施設再配置計画については、第1期基本計画の状況を踏まえ、第2期基本計画前期実行プランにおける削減目標を達成するため、耐用年数に到達した施設の廃止を進めるとともに、小中学校の一体化及び周辺施設との複合化について、市民理解を得ながら準備を進めていく必要があります。
- (3) 計画的な維持補修を実施するため、公共施設の集約化を見据えながら、維持・更新等の事業費の平準化や財政負担の軽減を図ります。
- (4) 内部事務システムの更新に合わせ、文書管理システムの導入及び電子決裁機能の追加について準備を進め、事務の効率向上及び適正化を図ります。また、RPA<sup>(※1)</sup>等の新たなICTを活用し、限られた職員数で効率的に事務処理を行うスマート自治体への転換を図ります。
- (5) 市発注工事について、債務負担行為や繰越明許を活用した施工時期の平準化を進めるとともに、迅速性が求められる災害復旧に対応した発注方法を検討します。また、総合評価方式については、地域貢献や災害対応、施工能力などの評価項目の見直しを進めていくとともに、新しい施工方法や施工上の工夫などの技術提案を求める技術力審査を新たに加えた「標準型」の試行について検討します。
- (6) 新たな事務や制度の見直しに伴う保存文書の増加及び保存スペース不足に対応するため、保存文書の発生及び増加の抑制を図る必要があります。
- (7) 自主財源を確保するため、市所有の低・未利用地の有効活用を図る必要があります。また、駅周辺等に位置する低・未利用地については、民間活力を阻害しないことに配慮しつつ、まちのにぎわい創造等に資する活用を図っていく必要があります。

### 3 主な取組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	行政サービス改革方針（仮称）の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICTの活用や職員の育成</li> <li>・民間活力の導入など改革の推進</li> </ul>
2	公共施設再配置計画に基づく集約化等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民等との課題の共有</li> <li>・施設の廃止等による床面積の削減</li> <li>・公共施設照明の効率的なLED化の推進</li> </ul>
3	指定管理者制度等の導入 （スポーツ施設、文化会館、弘法の里湯、表丹沢野外活動センター）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サウンディング型市場調査<sup>(※2)</sup>の実施</li> <li>・公募型プロポーザル<sup>(※3)</sup>の実施</li> <li>・指定管理者制度等による管理運営の開始</li> </ul>
4	公共施設の利用者負担等の適正化等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設の使いやすさの向上</li> <li>・夜間の定期的企業使用の拡充</li> <li>・共用利用無料化の再検討</li> </ul>
5	公共施設保全計画（仮称）の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを活用した保全情報の整備</li> <li>・計画的で効果的な維持補修の実施</li> </ul>

No.	主な施策・事業	主な内容
6	I C Tを活用した行政運営効率化の推進	・内部事務システムの拡充 ・R P A等の積極的な活用
7	各種手続のデジタル化の推進	・インターネットによる申請・届出手続の拡充
8	地域力を育む適正な入札及び契約の推進	・債務負担行為や繰越明許を活用した施工時期の平準化 ・迅速性が求められる災害復旧に対応した発注 ・総合評価項目の見直し ・「標準型」総合評価方式入札の導入
9	庁舎環境の整備	・職員の事務効率の向上に資する快適な執務環境の整備 ・市民サービスの向上に資する庁舎の適正な維持管理
10	行政文書の適正管理の推進	・電子決裁の推進 ・保存文書のあり方を見直し
11	市有地の有効活用	・低・未利用地の売却や貸付の推進 ・駅周辺市有地の土地利用の検討

《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	新たな行革推進プランの達成状況	72.3%	70.0%	100.0%
2	再配置計画の削減効果額（累計）	17億1569万円	計算中	計算中
3	I C Tの活用により削減された職員の事務作業時間（累計）	-	3,300時間	7,350時間

4 関連する個別計画等

はだの行政サービス改革基本方針（仮称） 秦野市職員定員最適化計画  
 秦野市公共施設等総合管理計画 秦野市公共施設再配置計画  
 秦野市公共施設保全計画（仮称） 秦野市情報化推進計画

- ※1 R P A・・・ロボティック・プロセス・オートメーションの略で、コンピューター上で行われる業務プロセスや作業を人に代わり自動化する技術
- ※2 サウンディング型市場調査・・・公募により民間事業者から広く意見や提案を求め、事業への有用な意見やアイデアを収集することを目的とした、民間事業者と市との直接の意見交換による調査で、事業検討の早期に民間事業者の意見を伺うことで、事業成立の可否や市場性の有無、より参加しやすい公募条件などを把握することが可能
- ※3 公募型プロポーザル・・・参加を希望する民間事業者を公募し、提出された「提案・企画（＝プロポーザル）」の内容を審査して、優れた提案を行った事業者を選定する方式

## 《基本施策 523》健全で着実な財政運営の推進

### 目指すまちの姿

戦略的な事業の創造・縮充により、持続可能な財政運営が図られ、質の高い安定した行政サービスを提供しています。

### 1 現状やこれまでの取組み

- (1) 本市の財政状況は、人口減少による税収の伸び悩みと少子高齢化の進行により社会保障費が増加し続けていることで、慢性的な財源不足が続いていますが、多様化・複雑化する行政需要に的確に対応するため、財政調整基金<sup>(※1)</sup>の取崩しや赤字市債である臨時財政対策債<sup>(※2)</sup>を発行しなければならない非常に厳しい状況です。  
そのため、財政推計の歳入及び歳出を基準とした計画的な財政運営や予算編成、適正な実質収支の確保、市債対象事業の峻別などに取り組んでいます。
- (2) 納税催告や相談窓口による対応などにより、市税や税外収入の未収金解消に努めています。
- (3) 固定資産税の課税対象となる土地、家屋及び償却資産のうち、所有者からの申告に基づき課税する償却資産については、税務署調査の実施など、課税客体の把握を積極的に推進しています。
- (4) 納税義務者の利便性向上を図るため、口座振替の促進やコンビニ収納の実施に加え、令和元年10月に地方税共通納税システム<sup>(※3)</sup>による電子納税を導入するとともに、令和2年4月にはスマートフォンアプリによる市税等の収納サービスを開始しました。

### 2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 人口減少等の進行と新型コロナウイルス感染症の影響により経済が縮小し、税収減と社会保障費の増加により、これまで以上の財源不足が見込まれることから、自主財源の確保に最大限努め、ICTなどを活用した行政改革やサービスの見直し、公共施設再配置計画の着実な推進により、健全で持続可能な財政運営に取り組めます。
- (2) 急激な社会経済情勢の変化に備え、財政調整基金の適正残高を確保するとともに、将来世代に過度な負担を残さないよう、中長期的な財政見通しのもと、適正な市債の借入れを行います。
- (3) 市税や税外収入の未収金解消については、差押えや本市単独での不動産公売の実施、新規滞納者を対象とした夏期及び冬期特別滞納整理の実施、SMS催告（携帯電話のショートメッセージ機能を利用した納税催告）の推進など、これまでの取組みをさらに推進するとともに、効率的な徴収手法の検討を進め、納税につながる環境づくりを推進します。

- (4) 償却資産の調査については、実地調査も視野に入れながら資産や取得価格の特定を行い、公平な課税を目指します。
- (5) 地方税法改正の動きを注視し、地方税共通納税システムの対象税目拡大を検討するとともに、納税者のさらなる利便性向上のため、収納チャンネルの多様化について費用対効果を考慮しながら検討を進め、徴収率の向上に努めます。

### 3 主な取組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	財政推計に基づく計画的な財政運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政推計に基づく歳入及び歳出を基準とした予算の編成</li> </ul>
2	適正な実質収支 <sup>(※4)</sup> 及び財政調整基金残高の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度の予算編成における的確な歳入見積り</li> <li>・執行段階における歳出の見直し</li> <li>・標準財政規模<sup>(※5)</sup>に対して、年度間の財政運営に必要な5.0%以上の実質収支比率を確保</li> <li>・財源の不均衡を調整する備えとして10%を目安とした財政調整基金残高比率を確保</li> </ul>
3	適正な市債（事業債）の借入れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市債対象事業の峻別</li> <li>・プライマリーバランス<sup>(※6)</sup>及び公債費負担を考慮した適正な市債の借入れ</li> </ul>
4	納税につなげる環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規滞納者への個別訪問の強化</li> <li>・新規滞納者を対象とした夏期及び冬期特別滞納整理の実施</li> <li>・土曜日、日曜日開庁による納税相談窓口の開設</li> <li>・SMS催告（携帯電話のショートメッセージ機能を利用した納税催告）の推進</li> <li>・差押えや本市単独での不動産公売の実施</li> <li>・より効率的な徴収手法の検討</li> </ul>
5	償却資産調査の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未申告者に対する税務署調査による対象資産の特定</li> <li>・業種別の申告の実態について周辺自治体との共同による勉強会の開催、調査の実施</li> <li>・未申告者や未申告審査について実地調査を視野に入れた資産及び取得価格の特定</li> </ul>
6	納付環境の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民ニーズを捉えた納付方法の拡充による徴収率の向上</li> </ul>



《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	標準財政規模に対する実質収支と財政調整基金残高の割合	14.2%	15.0%	15.0%
2	市税の徴収率	市税現年度課税分 98.73% 市税過年度課税分 26.74% 国民健康保険税 現年度課税分 90.98% 国民健康保険税 過年度課税分 15.09%	市税現年度課税分 97.45% 市税過年度課税分 23.12% 国民健康保険税 現年度課税分 90.31% 国民健康保険税 過年度課税分 15.51%	市税現年度課税分 97.49% 市税過年度課税分 23.16% 国民健康保険税 現年度課税分 90.35% 国民健康保険税 過年度課税分 15.55%

4 関連する個別計画等

はだの行政サービス改革基本方針（仮称）

- ※1 財政調整基金・・・年度間の財源の不均衡を調整するための基金（貯金）
- ※2 臨時財政対策債・・・国から一定の行政サービスを提供するのに必要となる財源として交付される普通交付税の不足分を補うため、市が特例として発行する地方債
- ※3 地方税共通納税システム・・・全国の地方公共団体へ自宅や職場のパソコンから一括して電子納付が可能となる仕組み
- ※4 実質収支・・・歳入決算額から歳出決算額と翌年度へ繰り越す財源を控除した収支の実質的な差額
- ※5 標準財政規模・・・標準的な状態で通常収入される市税などの一般財源の規模
- ※6 プライマリーバランス・・・その年度の元金償還額と市債発行額の差額

## 《基本施策 524》他自治体との広域連携・協力の推進

### 目指すまちの姿

他自治体との積極的な連携・協力により、広域化する行政需要に対応し、効率的かつ効果的な行政サービスを行っているとともに、魅力ある観光資源が広域的にネットワーク化されています。

### 1 現状やこれまでの取組み

- (1) 住民の日常生活圏の拡大、ニーズの高度化、多様化に適切かつ的確に対応するため、周辺自治体との広域の行政課題に対する協議、公共施設の相互利用の推進、共同による事務処理を進めています。
- (2) 周辺自治体と連携して、相互の観光資源を活用・PRすることにより、圏域外からの誘客に努めています。
- (3) 消防事務の性質に応じた柔軟な連携・協力を図るため、総務省消防庁の「市町村の消防の連携・協力の基本方針」を受け、秦野市及び伊勢原市による消防指令業務の共同運用に向けての協議を進めています。

### 2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 厚木秦野道路（国道246号バイパス）事業予定地周辺の広域道路網や土地利用のあり方を沿線自治体と整理し、バイパスの建設促進、未事業化区間の早期事業化を促進するとともに、沿線自治体の地域活性化や持続可能なまちづくりにつなげます。
- (2) 新東名高速道路の開通を契機とするなど、広域連携による観光資源の効果的な周知に努め、観光客や圏域住民等の交流人口の増加を目指します。また、様々な施策と連携することにより、関係人口を創出・拡大させ、移住につながる取組みを推進します。
- (3) 秦野市・伊勢原市消防指令業務の共同運用は、消防力の効率的な運用による市民サービスの向上や、費用対効果が見込まれるため、令和7年4月からの運用開始に向けた整備に取り組みます。

### 3 主な取組み

No.	主な施策・事業	主な内容
1	積極的な広域連携・協力体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺自治体の公共施設の相互利用の拡大推進</li> <li>・周辺自治体と連携した地域課題の検討</li> </ul>
2	広域連携による誘客の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域観光エリアとしての周遊性の強化</li> <li>・広域観光を支える人材の育成</li> <li>・ヤビツ峠、大山間の登山の推奨</li> <li>・新東名高速道路の開通に合わせた観光プロモーションの展開</li> </ul>

No.	主な施策・事業	主な内容
3	秦野市・伊勢原市消防指令業務共同運用	・共同消防指令センター等の整備

《成果・活動量》

No.	指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
1	秦野市・伊勢原市消防指令業務共同運用基本構想	協議	共同消防指令センター等整備	運用開始

4 関連する個別計画等

秦野市・伊勢原市消防指令業務共同運用基本構想

## 第4 地域まちづくり計画

### 1 計画の位置付け・役割

本市の都市像「水とみどりに育まれ誰もが輝く暮らしよい都市(まち)」の実現を図り、市民一人ひとりが地域に愛着を持ち、地域の個性や魅力を生かしたまちづくりを市民と行政が協働・連携して進めるための指針となる地域まちづくり計画を定めます。

### 2 計画の意義等

#### (1) 地域づくりの指針

まちづくりの推進には、まちづくりの主体となる地域住民が地域の特性や課題を把握し、まちづくりの必要性を認識するとともに、地域のまちづくりに対する考え方や方針を行政と共有することが大切です。また、地域まちづくり計画は、市民一人ひとりがまちづくりの構成員としての認識に立ち、自助、共助の立場から、地域に根ざしたまちづくりに参加し実践していくための指針となるものです。

#### (2) 協働による地域づくり

この地域まちづくり計画は、地区まちづくり委員会を中心とした市内8地区の地域まちづくり計画策定会議により検討、提案された計画案をもとに、地域特性を踏まえつつ、市全体としての調和も考慮しながら作成しました。

この計画案をもとに、地域と行政が共に目指す地域（まち）の姿に向かって持続的に行動し、地域が活性化することにより本市のまちづくりの発展につなげていきたいと考えています。

### 3 地域区分と主な内容

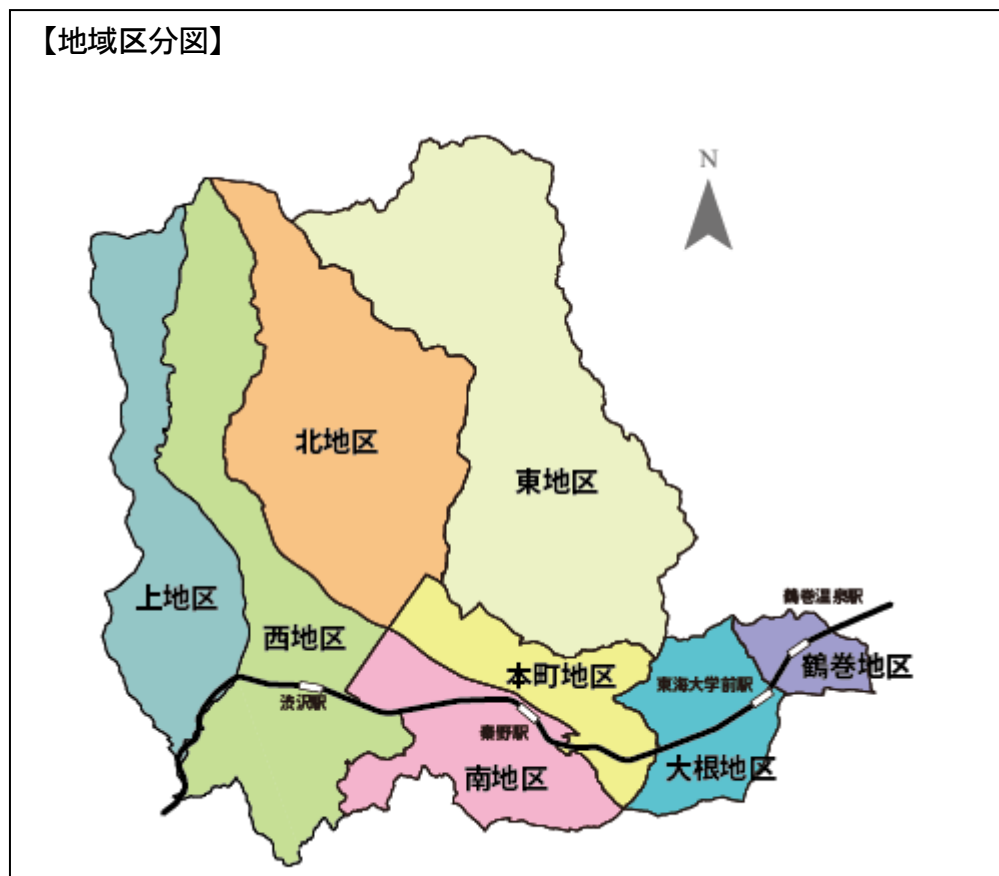
#### (1) 地域区分

それぞれの地域まちづくりの課題等に対応するため、自然や歴史、文化等の視点から、市内8地区（本町、南、東、北、大根、鶴巻、西、上）ごとに定めます。

#### (2) 構成・内容

- ア 現状と課題
- イ 目指す地域（まち）の姿
- ウ 地域づくりの基本目標
- エ 主な取組み・すすめる活動(地域主体の取組み、地域と行政との協働の取組み、行政の取組み)
- オ 地域版リーディングプロジェクト

今後、施策大綱別計画を精査する中で、行政として実施していく事業を記載します。



### 地域区分と住所（字）別一覧

- 【本町地区】 本町、河原町、元町、末広町、入船町、曾屋、寿町、栄町、文京町、幸町、桜町、水神町、ひばりヶ丘、富士見町、上大槻
- 【南地区】 新町、鈴張町、緑町、清水町、平沢、上今川町、今川町、今泉、大秦町、室町、尾尻、西大竹、南が丘、立野台、今泉台
- 【東地区】 落合、名古屋、寺山、小叢毛、叢毛、東田原、西田原、下落合
- 【北地区】 羽根、菩提、横野、戸川、三屋
- 【大根地区】 北矢名、南矢名、下大槻
- 【鶴巻地区】 鶴巻、鶴巻北、鶴巻南
- 【西地区】 並木町、弥生町、春日町、松原町、堀西、堀川、堀山下、沼代新町、柳町、若松町、萩が丘、曲松、渋沢、渋沢上、栃窪、千村
- 【上地区】 菖蒲、三廻部、柳川、八沢

## 4 地区別地域まちづくり計画

### 【本町地区】

#### 1 現状と課題

- (1) 県道705号（秦野駅前通り）沿い及び本町四ツ角周辺は、中心商業地としての活力が失われ、商店街の活性化や駅周辺での若者の居場所づくりが課題となっていますが、本町地区のまちの活性化に向け、NPO法人が設立されるなど、市民主体によるまちづくりが進められています。
- (2) 地域イベント、自治会活動などへの市民参加が減少しつつあります。一方、秦野曾屋高校が立地していることから、高校と連携した地域活動や交流イベントの実施が期待されます。また、外国籍市民が増えており、多文化共生の取組みが必要です。
- (3) 高齢化が進んでいるため、高齢者の生活を地域ぐるみで支援していくことが必要です。また、少子化が進んでおり、地域で子育てを支援することが求められています。
- (4) 見通しが悪い道路や歩道がない道路が多く、安全確保の対策を進める必要があります。また、交通渋滞対策も求められています。
- (5) 災害時の安全な避難方法を検討する必要があります。さらに、近年、異常気象による水害対策への関心が高まっています。
- (6) 古くからの中心市街地としての風情や歴史があり、地元ボランティア団体によってPR活動が展開されている曾屋水道（国登録記念物）や、多数の国登録文化財が立地しています。また、葛葉川、水無川、弘法山などに囲まれ、自然環境が豊かです。これらの魅力をより高めていくことが、愛着の持てる住みよいまちづくりにつながります。

#### 2 目指す地域（まち）の姿

- (1) 目指すまちの姿(将来像)  
活力とふれあいに満ちた、きれいで安全な暮らしよいまち
- (2) 基本理念  
コミュニティ活動が活発で高齢者から子どもたちに伝統文化が受け継がれるなど、世代間の交流が盛んなふれあいの心を大切にしたいまちを目指します。

#### 3 地域づくりの基本目標

- (1) にぎわいづくりによる活気あふれるまち
- (2) 地域活動や多世代交流が盛んで、多文化が共生するあたたかいまち
- (3) みんなで子どもや高齢者、障害者を支えるまち
- (4) 子どもや高齢者の交通安全が確保されたまち
- (5) 安心して暮らせる災害に強く、治安のよいまち
- (6) 豊かな自然に囲まれ、歴史と伝統を感じるまち

#### 4 主な取組み・すすめる活動（地域主体の取組み・地域と行政との協働の取組み）

- (1) にぎわいづくりによる活気あふれるまち
  - ・ 県道 705 号沿い（秦野駅前通り）及び本町四ツ角周辺の活性化に向けたまちづくりへの参加促進
  - ・ 地域の活動拠点の検討
  - ・ 駅周辺の若者の居場所づくり
- (2) 地域活動や多世代交流が盛んで、多文化が共生するあたたかいまち
  - ・ 自治会への加入促進
  - ・ 地域での多文化共生の取組み
  - ・ 末広ふれあいセンター及び自治会館を拠点とした世代間交流の促進
  - ・ 地域と秦野曾屋高校の連携強化
- (3) みんなで子どもや高齢者を支えるまち
  - ・ 高齢者の健康・いきがづくり
  - ・ 単身高齢者の支援
  - ・ 地域での子どもの見守り、居場所づくり
- (4) 子どもや高齢者の交通安全が確保されたまち
  - ・ 交通安全対策
- (5) 安心して暮らせる災害に強く、治安のよいまち
  - ・ 防犯・防災意識の向上
  - ・ 高齢者がスムーズに避難できるしくみづくり
- (6) 豊かな自然に囲まれ、歴史と伝統を感じるまち
  - ・ 伝統行事や郷土の歴史の継承
  - ・ 環境美化活動の推進

#### 5 地域版リーディングプロジェクト

- (1) プロジェクト名  
地域と秦野曾屋高校との連携強化
- (2) プロジェクトの内容
  - ・ 自治会館等を利用した部活動発表会の開催
  - ・ 地域イベント（お祭り）への参加やボランティア活動（清掃活動等）の共同実施
  - ・ ピースキャンドルナイトなど市のイベントを通じた地域と高校生との交流
  - ・ 学校イベント（文化祭、SOYAターキーフェスタ）への協力

※ 今後、施策大綱別計画を検討する中で、「4 主な取組・すすめる活動」に行政として実施していく事業を位置付けていきます。

## 【南地区】

### 1 現状と課題

- (1) 幅員の狭い道路が多いため、子どもの登下校時など交通安全対策が必要です。  
また、交通渋滞対策や、防犯のための活動も引き続き求められています。
- (2) 地域高齢者支援センターの取組みを高齢者の方々に周知し、活用を促すことが必要です。また、一人暮らしの高齢者支援のため、情報の共有をはじめとする様々な取組みが求められています。
- (3) 南地区は、子どもの数が市内の他の地区と比べて多いことから、地域全体で子どもの健全育成を図るため、子ども会活動などの取組みを進めていく必要があります。  
また、子どもたちの見守り体制の強化のため、学校と地域との交流がより必要です。
- (4) 秦野駅周辺に商業施設が少なく、学生等が集まれる場所が少なくなっています。  
地区内には「はだの桜みち」をはじめとして、カルチャーパーク、震生湖公園、今泉名水桜公園など、桜のスポットが多くあり、人を呼び込める貴重な資源となっています。また、震生湖誕生100周年を控え、その豊かな自然景観を生かした、さらなる魅力の向上が求められています。
- (5) 自治会加入率の低下が進み、自治会による様々な地域活動の継続が困難になりつつあります。地区内には上智大学短期大学部、秦野総合高校が立地しており、学生・生徒が地域の人々との交流を通じ、地域活動の担い手となることが期待されています。

### 2 目指す地域（まち）の姿

豊かな水と緑に囲まれ、素晴らしい環境で誰もが住んでみたいと思うまち

### 3 地域づくりの基本目標

- (1) 交通安全、防犯、防災対策による安全で安心して暮らせるまち
- (2) ふれあいやいたわりによる、生きがいを持って暮らせるまち
- (3) 安心して子育てができ、子どもたちが心豊かに成長できるまち
- (4) 恵まれた自然を生かした観光地、名所づくりによる活気に満ちたまち
- (5) 地区にかかわる様々な人々が交流するあたたかいまち



#### 4 主な取組み・すすめる活動（地域主体の取組み・地域と行政との協働の取組み）

- (1) 交通安全、防犯、防災対策による安全で安心して暮らせるまち
  - ・防犯パトロールの強化
  - ・住民の防災意識の向上、地域の防災体制の強化
  - ・登下校時の安全確保に向けた取組み
- (2) ふれあいやいたわりによる、生きがいを持って暮らせるまち
  - ・声かけや見守り等による高齢者を一人にしない環境づくり
  - ・スポーツを通して健康増進を図る機会や場の充実
  - ・地域高齢者支援センターの活用
  - ・高齢者等に関する情報の共有
- (3) 安心して子育てができ、子どもたちが心豊かに成長できるまち
  - ・各種団体の連携による農業体験、自然体験等の親子ふれあい活動の充実
  - ・子どもの見守り・思い出づくり等のための自治会による活動支援
  - ・自治会と学校との連携
- (4) 恵まれた自然を生かした観光地、名所づくりによる活気に満ちたまち
  - ・湧水地の保全によるドジョウ、ヤゴ等が生息する水辺空間づくり
  - ・秦野駅南口のロータリーやせせらぎの清掃、美化活動の強化
  - ・はだの桜みちの地域ブランド化
  - ・震生湖の魅力向上に向けた取組み
- (5) 地区にかかわる様々な人々が交流するあたたかいまち
  - ・自治会活動活性化への取組み
  - ・地域の活動拠点の検討
  - ・上智大学短期大学部との交流
  - ・秦野総合高校との交流

#### 5 地域版リーディングプロジェクト

- (1) プロジェクト名  
桜を生かした、地域の活性化
- (2) プロジェクトの内容
  - ・はだの桜みちの地域ブランド化
  - ・桜に対する地域住民等への意識付け
  - ・地区内の桜を回遊できるための工夫

※ 今後、施策大綱別計画を検討する中で、「4 主な取組・すすめる活動」に行政として実施していく事業を位置付けていきます。

## 【東地区】

### 1 現状と課題

- (1) 田原ふるさと公園は、農産物の直売所やそば処を備えるふるさと伝承館や「実朝まつり」が開催される中丸広場があり、市内外から訪れる人々に東地区の魅力を発信するにぎわいの拠点となっています。  
また、令和2年度には、ヤビツ峠にヤビツレストハウス（仮称）が整備されるなど、地区内でのさらなる集客が期待できます。地区のにぎわい向上を目指すため、市と地域の連携による各拠点の魅力を再発見・再構築が求められています。
- (2) 東小学校周辺には、地域生活の中心となる施設があります。こうした生活を支える各施設を維持・充実させるとともに、子育て環境の充実や、多世代が生活しやすい環境が求められています。
- (3) 地区の大半が山間部である東地区は坂が多く、店舗も地域により偏りがあるため、高齢化に伴い、買い物困難者が増加することが懸念されます。  
また、災害時には蕨毛地区が孤立する可能性があり、防災面・交通面での対策の強化が求められています。
- (4) 東地区には、丹沢から続く森林や農地、金目川や葛葉川などを背景とした豊かな自然が広がっており、その保全と有効活用が求められています。  
一方、里山林の荒廃を背景に発生している農地等での鳥獣被害防止のため、その防除策や鳥獣のすみかとなる藪や竹林を解消する活動も求められています。
- (5) 豊かな自然環境に加え、東地区には中丸遺跡、波多野城址、源実朝公御首塚、大日堂、旧芦川家住宅母屋（緑水庵）等の歴史的・文化的遺産が多数点在しており、ウォーキングマップの整備など、その有効活用と情報発信が求められています。
- (6) 東地区は、人口に比べて自治会の数が多く、自治会運営のための役員の負担が大きくなっています。さらに、少子高齢化による自治会、子ども会の加入率の低下、加えて、コミュニティ活動の担い手不足により、地域のつながりが希薄となることが懸念されています。適切な組織形成により、地域コミュニティの活性化を図ることが求められています。

### 2 目指す地域（まち）の姿

- (1) 目指すまちの姿(将来像)  
豊かな自然と歴史や文化が調和した住みよいまち
- (2) 基本理念  
心の絆を大切にするまちづくり

### 3 地域づくりの基本目標

- (1) 住民が誇りにできる丹沢や大山、湧水等の豊かな自然と、史跡や文化財等の遺産を積極的に生かしたまちづくり
- (2) 豊かな自然に囲まれたゆとりある環境を大切にしたい、安全で安心して暮らせる持続可能なまちづくり
- (3) 日常のふれあいや共同活動を通して生み出される連帯感や信頼関係を基礎に、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で支えあい、住みよくしていく心の絆を大切にするまちづくり

### 4 主な取組み・すすめる活動（地域主体の取組み・地域と行政との協働の取組み）

- (1) 住民が誇りにできる丹沢や大山、湧水等の豊かな自然と、史跡や文化財等の遺産を積極的に生かしたまちづくり
  - ・地域と市が連携した田原ふるさと公園周辺のより一層の活性化の取組み
  - ・観光資源のネットワーク化や新たな魅力の掘り起こしと情報発信
  - ・家庭、学校、地域の連携による地域文化の伝承
  - ・歴史、文化、自然などに親しむハイキングやウォーキングルート等の調査・発信
- (2) 豊かな自然に囲まれたゆとりある環境を大切にしたい、安全で安心して暮らせる持続可能なまちづくり
  - ・里地里山の保全・再生
  - ・交通安全対策の充実
  - ・買い物困難者への支援等
  - ・民間との連携による生活支援
- (3) みんなの力で支えあい、住みよくしていく心の絆を大切にするまちづくり
  - ・組、自治会、子ども会などのコミュニティの充実による防犯・災害対策の推進
  - ・地域コミュニティのあり方の再検討
  - ・子育て世代の交流環境づくり

### 5 地域版リーディングプロジェクト

- (1) プロジェクト名  
田原ふるさと公園等を生かした地域活動
- (2) プロジェクトの内容
  - ・地域と行政が連携した田原ふるさと公園、実朝公首塚周辺のより一層の活性化の検討
  - ・田原ふるさと公園、緑水庵、ヤビツ峠のヤビツレストハウス（仮称）等を活用した地域活動（フリーマーケット、骨董市、自然観察ツアー、史跡巡りツアー等）の開催
  - ・里地里山ボランティア団体を中心に、地域や東海大学生が連携した地域イベントへの参画
  - ・市と地域が連携した各拠点の維持管理

※ 今後、施策大綱別計画を検討する中で、「4 主な取組・すすめる活動」に行政として実施していく事業を位置付けていきます。

## 【北地区】

### 1 現状と課題

- (1) 北地区は、里地里山や水無川、葛葉川など丹沢の自然が広がり、県立秦野戸川公園や表丹沢野外活動センター等の自然を生かした施設も点在しています。これらの資源を生かした地域活性化が求められている一方で、近年はヤマビル被害が拡大しており、その要因であるシカ・イノシシの対策が喫緊の課題となっています。
- (2) 新東名高速道路の開通後には、地区を取り巻く環境の変化が想定されるため、交通面や防犯面など安全・安心な生活環境の維持も求められています。  
また、災害に備え、自治会単位での防災力の強化と地区内の事業者等との連携によるさらなる防災力の強化が求められています。
- (3) 新東名高速道路の開通を控え、地区内の資源を活用した地域活性化を進めることが求められています。また、秦野SAスマートインターチェンジ（仮称）周辺の土地利用等について、具体的な検討を進めていくことが重要です。
- (4) 今後、少子高齢化が進行する中で、地区内の様々な施設や機会を活用し、子どもの居場所づくりや地域の人々の交流が求められています。また、自治会活動等を次世代へつないでいくため、取組みの引継ぎ等の仕組みづくりも求められています。

### 2 目指す地域（まち）の姿

- (1) 目指すまちの姿(将来像)  
豊かで美しい自然と共生し、地域の活力があるまち
- (2) 基本理念  
良好な河川環境、みどり豊かな里地里山を保全しながら、地域住民のふれあいがあり、安全で快適に住み続けることができるまち

### 3 地域づくりの基本目標

- (1) 誰もが安全で安心して暮らし続けられるまち
- (2) 新東名高速道路を中心に利便性の高い活力あるまち
- (3) みどり豊かな自然景観の適切な保全と活用による魅力あるまち
- (4) 住民のふれあいと交流が盛んで、次世代へとつながれるまち

#### 4 主な取組み・すすめる活動（地域主体の取組み・地域と行政との協働の取組み）

- (1) 誰もが安全で安心して暮らし続けられるまち
  - ・交通安全対策の拡充
  - ・防犯対策の拡充
  - ・地域による防災力の強化
  - ・子育て世代等の居場所づくり
- (2) 新東名高速道路を中心に利便性の高い活力あるまち
  - ・地域の特性を生かしたにぎわいづくり
- (3) みどり豊かな自然景観の適切な保全と活用による魅力あるまち
  - ・里地里山の保全・再生
  - ・里地里山の魅力発信
  - ・景観まちづくり及び河川の浄化活動
  - ・通学路の美化清掃
- (4) 住民のふれあいと交流が盛んで、次世代へとつながれるまち
  - ・地域コミュニティの活性化
  - ・地域活動の情報発信と共有
  - ・自治会活動等の円滑な引継ぎ

#### 5 地域版リーディングプロジェクト

- (1) プロジェクト名  
住む人も訪れる人も安心できるまちづくり
- (2) プロジェクトの内容
  - ・自主防災組織の活動強化（地区防災計画の検討や防災訓練の実施）
  - ・企業や福祉施設等と自治会との防災協定の締結促進や定期的な情報共有
  - ・防犯灯の適正設置による明るいまちづくり
  - ・ヤマビル対策の強化

※ 今後、施策大綱別計画を検討する中で、「4 主な取組・すすめる活動」に行政として実施していく事業を位置付けていきます。

## 【大根地区】

### 1 現状と課題

- (1) 大根地区は、弘法山、金目川、大根川などの豊かな自然に囲まれており、道祖神、地蔵、東光寺などの歴史的資源が地域の中に点在しています。こうしたまちの魅力を生かし、愛着の持てるまちをつくっていくことが必要です。
- (2) 大根地区では快適な生活環境づくりに向けて、大根川の清掃など様々な活動を進めてきました。今後もより多くの人々が日常生活の中で無理なく参画できる環境美化の取組みが求められています。
- (3) 近年、風水害の規模が増大していることから、風水害時の避難体制の充実が求められています。また、災害時の情報伝達手段の改善、防犯対策の充実も必要です。
- (4) 東海大学前駅のにぎわいづくりや若者の居場所づくり、商店街の活性化が求められているとともに、地区内に東海大学や秦野高校が立地しているというメリットを生かした取組みも必要です。
- (5) 市全体と比べ高齢化が進んでいるため、地域でのふれあいや助けあいなど、高齢者の生活支援を進めていくことも必要です。また、これからは、外国籍市民との共生も必要です。
- (6) 大根地区では「ひろはた自習・相談室」で子どもの学習支援を進めてきましたが、地域の子どもの居場所づくりをさらに進めていくことが求められています。また、これからの担う、若い世代に夢を持ってもらえるようなまちづくりが求められていますが、子ども会の担い手が減少しており、活動の停滞が懸念されています。

### 2 目指す地域（まち）の姿

- (1) 目指すまちの姿(将来像)  
安全・安心・清々しいやさしいまち
- (2) 基本理念(みんなの思い)  
安心に、いつまでもいきいきと暮らせる住み良いまち

### 3 地域づくりの基本目標

- (1) 自然を大切にするまち
- (2) 子ども、高齢者、社会的弱者の誰もが快適で、安全な生活環境づくりへ努力するまち
- (3) いやしの場づくりへ努力するまち
- (4) 人間関係を豊かにするまち
- (5) 思いやりとやさしさを持つ、元気な子どもを育てるまち

#### 4 主な取組み・すすめる活動（地域主体の取組み・地域と行政との協働の取組み）

- (1) 自然を大切にすまち
  - ・ホテルが棲む環境づくり
  - ・田園風景の保全
- (2) 子ども、高齢者、社会的弱者の誰もが快適で、安全な生活環境づくりへ努力すまち
  - ・身近な空間（庭、ベランダ、生垣等）を花や緑で彩る
  - ・資源の分別とごみの減量活動の推進
  - ・東海大学前駅周辺環境づくり
  - ・無理なく参画できる環境美化の取組み
  - ・高齢者にやさしい、ペットと暮らせるまち
  - ・コミュニティタクシーの充実
  - ・通学路の見守り
  - ・災害を最小限度にとどめる防災体制づくり
  - ・犯罪が起きにくい環境づくり
  - ・地域での災害への備え（風水害に対する意識向上）
- (3) いやしの場づくりへ努力すまち
  - ・明日に希望が持てる場づくり
  - ・高齢者の居場所づくり
- (4) 人間関係を豊かにすまち
  - ・地域住民のふれあい、助けあい活動の推進
  - ・東海大学、秦野高校と地域との交流、力を借りた取組み
  - ・東海大学前駅周辺のにぎわい、若者の居場所づくり
  - ・敬老会などの取組みの充実
- (5) 思いやりとやさしさを持つ、元気な子どもを育てるまち
  - ・モラル、マナー意識の高揚
  - ・子どもたちが参加する活動や野外で遊べる環境づくり
  - ・子どもたちの地域の居場所づくり
  - ・子ども会の統合、広域化

#### 5 地域版リーディングプロジェクト

- (1) プロジェクト名  
子どもたちの地域の居場所づくり
- (2) プロジェクトの内容
  - ・ひろはた自習・相談室の運営支援
  - ・子ども食堂の運営
  - ・学校と連携した子どもの居場所づくりを考えるボランティア協議会設立の検討

※ 今後、施策大綱別計画を検討する中で、「4 主な取組・すすめる活動」に行政として実施していく事業を位置付けていきます。

## 【鶴巻地区】

### 1 現状と課題

- (1) 鶴巻温泉駅駅舎の橋上化、駅前広場の整備などが完了し、今後は、温泉地としての魅力を生かした駅周辺のにぎわいづくりが必要となっています。
- (2) 地形的特性から台風、大雨等による浸水被害・土砂災害の危険が高い状況にあり、引き続き安全・安心に暮らせる防災対策や避難場所、救助活動体制の充実が求められています。
- (3) 歩道のない道路や道路に段差があるため、道路の安全対策やバリアフリー化が必要です。また、小田急線により分断されている駅南北の交通をスムーズにしていこうと求められています。
- (4) 山々や河川、田園地帯があり、遺跡、寺社、大ケヤキ、延命地藏尊といった歴史的資源が豊富です。このような地域資源について、内外に向けた周知・広報活動を進める必要があります。
- (5) 「ほっとワークつるまき」などの活動拠点を生かした地域交流を一層進めていくとともに、外国籍市民との共生などにも取り組んでいく必要があります。
- (6) 少子高齢化が進行していることから、子育てや高齢者への支援が一層必要になっています。さらに、空家対策やごみ対策を充実し、きれいな生活環境を維持していくことも求められています。

### 2 目指す地域（まち）の姿

- (1) 目指すまちの姿(将来像)  
水と緑と眺めを楽しめる、人にやさしいにぎわいのあるまち
- (2) 基本理念  
誰もが誇りと愛着の持てる「住みたい・住んでよかった鶴巻まちづくり」

### 3 地域づくりの基本目標

- (1) 温泉を楽しめるにぎわいと活力のあるまち
- (2) 安全で安心して暮らせる人にやさしいまち
- (3) 歴史、文化、環境を大切にし景観を楽しめるまち
- (4) 人との交流を深め、互いに助けあうまち



#### 4 主な取組み・すすめる活動（地域主体の取組み・地域と行政との協働の取組み）

- (1) 温泉を楽しめるにぎわいと活力のあるまち
  - ・鶴巻温泉駅南・北まちづくりの推進
  - ・まちの案内板、掲示板の設置
  - ・弘法山のハイキングコースのPR、休憩場所の創出
  - ・大山、鶴巻温泉間のバス運行の活用
  - ・空家を活用した定住促進
- (2) 安全で安心して暮らせる人にやさしいまち
  - ・防災対策の拡充
  - ・避難場所の充実
  - ・道路の安全対策、バリアフリー化
- (3) 歴史、文化、環境を大切にし、景観を楽しめるまち
  - ・鶴巻の歴史、文化や環境のよさを知る
  - ・大根川、善波川の護岸利用
  - ・鶴巻田園環境の保全
  - ・鶴巻の自然環境の魅力発信
  - ・モニュメントのPR
- (4) 人との交流を深め、互いに助けあうまち
  - ・地域行事への積極的な参加
  - ・地域社会の活動拠点の活用
  - ・ひとづくりの取組みの強化
  - ・自治会イベント等の広域化
  - ・助けあい活動の活性化
  - ・外国籍市民との共生

#### 5 地域版リーディングプロジェクト

- (1) プロジェクト名  
地域社会の活動拠点を活用した取組み
- (2) プロジェクトの内容
  - ・地域活動拠点間の連携
  - ・地域活動拠点を生かしたイベントの開催
  - ・地域活動拠点を生かしたオープンな休憩場所（住民向け、来訪者向け）の提供など

※ 今後、施策大綱別計画を検討する中で、「4 主な取組・すすめる活動」に行政として実施していく事業を位置付けていきます。

## 【西地区】

### 1 現状と課題

- (1) 西地区は、丹沢と渋沢丘陵、水無川、四十八瀬川等の河川がある自然豊かな地域であり、古墳などの歴史的資源も多いことから、新東名高速道路の開通の機会を捉え、地区内の資源を活用した地域活性化を進めることが求められています。  
また、渋沢駅周辺の商店街の活性化に向けた取組みを行っていく必要があります。
- (2) 歩道のない道路や行き止まり路が多く、道路の安全対策や生活道路の整備が求められています。
- (3) 近年、異常気象により風水害の危険性が高まっていることから、震災時だけでなく、台風や大雨などの際の高齢者等の避難が課題となっています。  
また、渋沢丘陵周辺は急傾斜地となっており、土砂災害への対策が必要です。
- (4) 引きこもりや閉じこもりなど、様々な生活環境や家庭環境により、子どもから高齢者までの幅広い世代に対し、きめ細かい支援が求められています。  
また、西中学校体育館と西公民館の複合施設を活用することやコミュニティ・スクールの取組みを、さらに充実させていくことが求められています。
- (5) 鳥獣による農作物被害への対応、里地里山の保全・再生、遊休農地等の活用に、今後も引き続き、取り組む必要があります。

### 2 目指す地域（まち）の姿

- (1) 目指すまちの姿(将来像)
  - ア 豊かな自然環境を維持し、四季を感じることができる美しい町並みのあるまち
  - イ 個性豊かで元気とにぎわいのあるまち
- (2) 基本理念
  - ア 誰もが安心して暮らせるよう、互いに協力します
  - イ 住民同士のふれあいを通じて地域の活性化を進めます

### 3 地域づくりの基本目標

- (1) まちの魅力、にぎわいの創出
- (2) 道路・交通環境の整備
- (3) 防災・防犯・安全の強化
- (4) 教育・文化・福祉の拡充、交流の促進
- (5) 農林業の振興

#### 4 主な取組み・すすめる活動（地域主体の取組み・地域と行政との協働の取組み）

- (1) まちの魅力、にぎわいの創出
  - ・河川の自然環境を生かした取組みの促進、持続可能な体制づくり
  - ・渋沢丘陵から震生湖までのハイキングコースや頭高山周辺の整備、矢倉沢往還道の再生
  - ・新東名高速道路の開通（スマートインターチェンジ）を生かした地域活性化
  - ・渋沢駅周辺のまちおこし、まちの魅力の発信
- (2) 道路・交通環境の整備
  - ・今後行政の取組みを検討し掲載します。
- (3) 防災・防犯・安全の強化
  - ・あいさつ、声かけで地域の絆を深め、一層の防犯対策を強化
  - ・各種イベントなどへの参加促進による地域の結束力の強化
  - ・風水害時の事前準備
  - ・防犯カメラや防犯灯等の充実
  - ・自治会加入率の向上
- (4) 教育・文化・福祉の拡充、交流の促進
  - ・西中学校体育館と西公民館の複合施設の活用
  - ・コミュニティ・スクールの取組みの推進
  - ・高齢者等がふれあい交流する環境の推進、自治会館、老人いこいの家、空き店舗などを利活用したコミュニティの場の拡充
  - ・地域高齢者支援センターとの連携
  - ・地域サロン活動の拡充
- (5) 農林業の振興
  - ・地元との連携による農作物に対する鳥獣被害の防除に関する取組みの推進
  - ・地域住民やボランティア団体と連携した、里地里山の保全・再生に関する取組みの推進
  - ・遊休農地等における体験観光（落花生やさつまいも堀りなど）や花畑づくりの推進

#### 5 地域版リーディングプロジェクト

- (1) プロジェクト名
  - にぎわいと自然を結ぶ骨格軸の形成
- (2) プロジェクトの内容
  - ・渋沢駅周辺の活性化
  - ・西中学校体育館と西公民館の複合施設の活用
  - ・道路・交通環境の整備（今後行政の取組みを検討します）

※ 今後、施策大綱別計画を検討する中で、「4 主な取組・すすめる活動」に行政として実施していく事業を位置付けていきます。

## 【上地区】

### 1 現状と課題

- (1) 上地区は市内でも人口減少と高齢化が特に顕著な地区となっており、高齢ドライバーの免許返納が推奨される中、高齢者の交通手段の確保が課題となっています。  
また、いつまでも元気でいられるよう、高齢者の体力の維持も求められています。
- (2) 豊かな自然環境と農業は地区の大きな特徴です。この自然環境を生かし、地域の活性化を図ることが求められています。特に四十八瀬川は美しい景観を持つ貴重な環境資源ですが、河川敷内の雑木の伐採や土手の整備など、原風景を保つ取組みが必要です。一方、農地では、鳥獣被害、ヤマビル被害、耕作放棄地の増加などが問題となっています。
- (3) 地区のにぎわいづくりのため、住民同士や上地区を訪れる人と住民が交流できる拠点の整備が必要です。また、間もなく開通する新東名高速道路のインターチェンジを生かした、地域の活性化と安全・安心な生活環境の維持も求められています。
- (4) 他地区に比べると自治会加入率は高いものの、役員等の高齢化が進んでいることと、自治会未加入者との交流が進まないことが課題となっています。
- (5) 台風被害の記憶も新しい中、地震災害だけでなく、多様な災害を想定した対策が求められています。また、高齢者が多い中、適切な避難誘導と避難所の運営が求められています。
- (6) 上小学校の小規模特認校制度やさと地共生住宅開発許可制度を、より生かして子育て世代を呼び込むため、生活道路の整備、渋沢駅へのアクセス改善等による生活利便性の向上が必要です。

### 2 目指す地域（まち）の姿

豊かな自然と交通環境との調和、人・まち・資源を生かした魅力と活力あるまち

### 3 地域づくりの基本目標

- (1) 多様な介護予防運動に取り組む笑顔があふれるまち
- (2) 豊かな自然や地域資源を利活用した新しい地域おこしを目指すまち
- (3) 里地里山の豊かな自然と共生し、住む喜びを感じるまち
- (4) 地域の生活にあった交通手段を維持し、便利で暮らしよいまち

#### 4 主な取組み・すすめる活動（地域主体の取組み・地域と行政との協働の取組み）

- (1) 多様な介護予防運動に取り組む笑顔があふれるまち
  - ・地域で行う高齢者の生きがいづくり
  - ・高齢者の車対策
  - ・地域での見守り
- (2) 豊かな自然や地域資源を活用した新しい地域おこしを目指すまち
  - ・里地里山の保全
  - ・自然環境を活用した地域おこし
  - ・農業振興、耕作放棄地の活用
  - ・地域拠点の整備
  - ・空家対策
  - ・「農園ハイク」と「いなか暮らしツアー」の連携
- (3) 里地里山の豊かな自然と共生し、住む喜びを感じるまち
  - ・子育て支援の仕組みづくり
  - ・地域内及び他地域との協力体制の拡充
  - ・まちづくりの担い手の育成
  - ・各種事業の連携
  - ・防犯（防犯カメラ、防犯灯の設置等）・交通対策の強化
  - ・防災対策
  - ・高齢者の避難
- (4) 地域の生活にあった交通手段を維持し、便利で暮らしよいまち
  - ・交通安全対策
  - ・公共交通の維持
  - ・住民意識の向上、地域コミュニティの活性化
  - ・生活利便性の向上

#### 5 地域版リーディングプロジェクト

- (1) プロジェクト名  
上地区イノベーション
- (2) プロジェクトの内容
  - ・まちづくり委員会として農園ハイクを支援（「いなか暮らしふるさと塾」との連携）
  - ・まちづくりの担い手育成塾の実施（上小学校の小規模特認校を生かし、PTAと連携するなど、子育て世代の移住を促進）

※ 今後、施策大綱別計画を検討する中で、「4 主な取組・すすめる活動」に行政として実施していく事業を位置付けていきます。